

# 人権に関する市民意識調査

## －令和2年度意識調査報告書－

令和3年7月

長 崎 市

# 目 次

## I 調査の概要

1	はじめに	1
2	調査の目的	1
3	調査対象者	1
4	調査期間	1
5	調査方法	1
6	調査項目	1
7	回収状況	2
8	回答者の状況	2
9	報告書を読む上での留意点	3

## II 調査結果の分析

1	人権全般について	
1)	「人権」についての関心度	4
2)	関心のある人権問題	4
3)	人権侵害の推移	5
4)	人権侵害の経験	6
(1)	人権侵害の内容	6
(2)	人権侵害への対処	7
5)	人権侵害を受けた場合の対処	8
6)	他人の人権を侵害した経験	9
(1)	他人の人権を侵害した内容	9
7)	人権に関する法律の認知状況	10
2	女性や子ども等、個別の人権課題について	
1)	女性に関する人権上の問題点	12
2)	子どもに関する人権上の問題点	13
3)	高齢者に関する人権上の問題点	14
4)	障害のある人に関する人権上の問題点	15
5)	外国人に関する人権上の問題点	16
6)	H I V感染者等に関する人権上の問題点	16
7)	ハンセン病回復者等に関する人権上の問題点	17
8)	犯罪被害者等に関する人権上の問題点	18
9)	労働者に関する人権上の問題点	19
10)	インターネットに関する人権上の問題点	20
11)	性的少数者に関する人権上の問題点	21
12)	新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点	22
3	同和問題（部落差別）について	
1)	同和問題（部落差別）を認知した方法	23
2)	同和問題（部落差別）を認知した時期	24
3)	差別意識の有無	24
4)	解決への展望	25
5)	同和問題（部落差別）に関する人権上の問題点	25
6)	隣近所との交際	26
7)	結婚に対する態度	27
8)	同和問題（部落差別）の解決に必要なこと	28

4	人権教育・啓発活動の取組について	
1)	「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度	29
2)	人権尊重社会実現のために必要な施策	29
3)	啓発活動への接触度	30
4)	人権情報を提供する媒体への接触度	30
5)	効果的な社会教育・啓発広報活動	32
6)	長崎県の人権尊重度	33
5	人権問題解決等に関する意見や要望	34
資料1	令和2年度「人権に関する意識調査」調査結果	38
資料2	平成27年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果	47
資料3	平成22年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果	55

# I 調査の概要

## 1 はじめに

この報告書は、長崎県が令和2年に実施した「人権に関する県民意識調査」の中で、長崎市民に関する調査結果の部分を抜き出して分析し、取りまとめたものである。

## 2 調査の目的

長崎県は、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得ることを目的として、この調査を実施した。

- (1) 人権に関する県民の意識状況を把握し、同和問題（部落差別）の解決を含めた各種人権に関する啓発活動や長崎県人権教育・啓発基本計画に基づく人権教育等の各種施策が、どのような効果・影響をもたらしているか、平成22・27年度の調査結果との比較検討ができるための基礎資料とする。
- (2) 人権に関する県民の意識の現状や問題点等の把握を行い、人権教育・啓発活動を効果的に推進していくために、今後の講ずべき新たな方策を検討するための基礎資料とする。
- (3) 意識調査の実施を通じて、人権尊重に関する県民世論の喚起を図り、人権問題に対する関心を深めることと併せて人権に対する県民意識の向上をめざす。

## 3 調査対象者

長崎県は、県内に居住する満18歳以上の男女3,000人を調査対象とするため、県内市町の住民基本台帳を基にして、次のような要領で対象者を抽出した。

- (1) 県民意識の地域差を有意義に比較できるようにするため、県内を五つの行政区域に分け、各区域から前回と同規模の標本数が得られるように標本抽出率を調整することとした。
- (2) 対象者の抽出は、令和2年8月から同年9月にかけて、県内市町の住民基本台帳から無作為に抽出して行うこととした。

以上の基本原則に則り、各行政区分の抽出率を、前回調査時の抽出率と今回調査時における人口とで調整し、県南（本市、西海市及び西彼杵郡）は0.187%、県北は0.188%、県央は0.231%、島原と離島は0.374%とした。この結果、県全体で3,000名、本市からは766名（前回は770名、前々回は756名）が標本として抽出された。

## 4 調査期間

令和2年9月11日～令和2年11月6日

## 5 調査方法

- (1) 調査対象者に対して、調査票に返信用封筒（受取人払い）を同封して9月11日に郵送した。
- (2) 回答期限は10月30日とし、葉書による提出のお願いを10月2日に調査対象者全員へ郵送した。
- (3) 11月6日までに回答できたものについて集計作業を行った。

## 6 調査項目

- (1) 人権全般について（問1～問6）
- (2) 個別の人権課題について（問7～問18）  
女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者等、ハンセン病回復者等、犯罪被害者等、労働者、インターネット、性的少数者、新型コロナウイルス感染症
- (3) 同和問題（部落差別）について（問19～問25）
- (4) 人権教育・啓発の取組について（問26～問31）
- (5) 属性（問A～問D）

## 7 回収状況

県全体では3,000名に調査票を発送したが、到達した調査票数2,985名に対し回答数は1,426名であった。そのうち3票は白票であった。これら3件の調査票は無効とし、残り1,423票を有効とした。したがって、県全体においては、到達した調査票数2,985に対する有効回収率は47.7%となる。

本市分の回収状況は、766名に調査票を発送し、到達した調査票数760に対して有効回答数が375となり、有効回収率は49.3%である。なお、前回及び前々回の有効回収率はそれぞれ41.9%、47.1%であった。

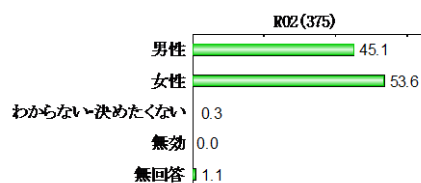
本市分の有効な375調査票についての集計作業、調査結果の分析、報告書の作成は、特定非営利活動法人長崎人権研究所に委託して行った。

## 8 回答者の状況

回答者375名の性・年齢・職業構成は次の通りである。

問A あなたの性別は

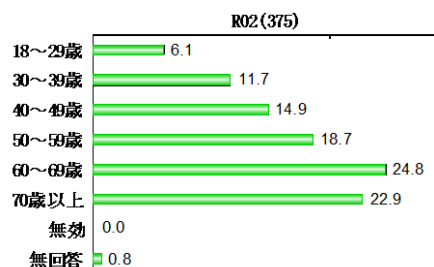
1. 男性
2. 女性
3. わからない・決めたくない



回答者の性比は、女性は201名で、男性の169名に対して1.19倍となっており、県全体（男性602、女性780）の1.30倍に比べると差がやや小さい。なお、前回の性比は、女性は191名で、男性の142名に対して1.35倍（県全体は1.24倍）であった。

問B あなたの年齢は

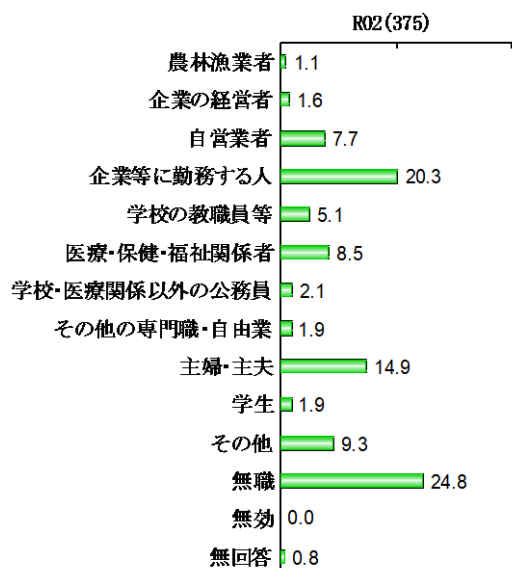
1. 18～29歳
2. 30～39歳
3. 40～49歳
4. 50～59歳
5. 60～69歳
6. 70歳以上



年齢構成は、県全体では18～29歳が6.6%で最も低く、高齢年齢層ほど高くなっており、60歳代23.5%、70歳以上は20.5%である。本市も同じ傾向であり、60歳代が24.8%で最も高く、70歳以上は2位で22.9%であった。

問C あなたのご職業は

1. 農林漁業者（家族従事者も含む）
2. 企業の経営者
3. 自営業者（家族従事者も含む）
4. 民間の企業や団体（農業・漁業協同組合、商工会議所など）・工場・商店などに勤務する人
5. 学校の教職員等（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む）
6. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・介護福祉士など）
7. 学校・医療関係以外の公務員
8. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など）
9. 主婦・主夫（専ら家事・育児をしている人）
10. 学生
11. その他（上記以外の人）
12. 無職



職業構成では県全体と大きな違いはないが、農林業業者が 1.1%（県全体 3.6%）で約 3 ポイント、学校・医療関係以外の公務員が 2.1%（県全体 4.1%）で 2 ポイント低い、無職が 24.8%（県全体 20.9%）で 4 ポイント、主婦・主夫が 14.9%（県全体 12.4%）で約 3 ポイント高くなっている。

## 9 報告書を読む上での留意点

- 注 1) 調査結果の分析にあたっては、全体的な傾向、前回・前回との比較、県全体との比較に重点をおいて行った。また、今回、質問によっては回答項目を新たに追加又は変更したものがあり、前回・前々回の調査結果とは単純に比較できないが可能な限り比較分析を行った。
- 注 2) 調査結果の解説においては、回答項目名をその内容に沿ってできるだけ簡略化して（県の表記に準じて）表記した。図中の「見出し」においても同様である。図中の「見出し」等の（ ）内の数値は回答者数を示している。
- 注 3) 報告書のグラフは、前回・前々回と比較するグラフを掲載している。グラフは今回調査の回答結果を見ることを主目的にしているため、「問 31 長崎県の人権尊重度」以外のグラフでは、前回・前々回から削除された項目はグラフに表していない。
- 注 4) 図中の数値（%）は、全て小数点以下第 2 位を四捨五入して表示した。したがって、内訳の合計が 100.0%にならないことがある。  
また、2 つ以上の選択肢を合計して比率で説明する場合、実数により割り戻したため、選択肢ごとの比率の合計と一致しないことがある。
- 注 5) 質問項目に「回答は 1 つ」とか「回答は 3 つまで」というように、回答数が規定されている場合に、誤って規定数を超えて回答したものは「無効」として処理するが、今回調査では「無効」はなかった。前回及び前々回と比較するグラフにおいて、「無効」と「無回答」を合わせて「無効・無回答」としたものがある。

## II 調査結果の分析

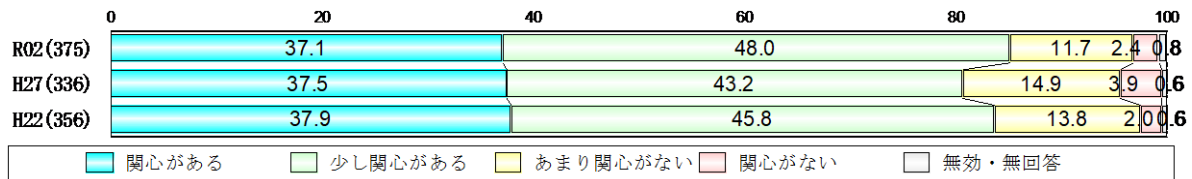
### 1 人権全般について

#### 1) 「人権」についての関心度

問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えに一番近いものを選んでください。  
(回答は1つ)

1. 関心がある	3. あまり関心がない
2. 少し関心がある	4. 関心がない

図1 「人権」についての関心度



「人権」についての関心度では、「少し関心がある」が48.0%で「関心がある」の37.1%より高いが、「少し関心がある」は前回より高く、その分「あまり関心がない」と「関心がない」は低くなっている。「関心がある」と「少し関心がある」を合計した人権に関心が「ある」人の割合は85.1%で、前回(80.7%)より4ポイント高く、前々回(83.7%)よりやや高い。逆に、「あまり関心がない」と「関心がない」を合計した「ない」は14.1%で、前回(18.8%)より4ポイント、前々回(15.8%)より2ポイント低くなっている。

県全体では、「ある」が81.1%で、本市の方が4ポイント高い。

#### 2) 関心のある人権問題

問2 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。(回答はいくつでも)

1. 女性に関する問題	12. プライバシー保護に関する問題
2. 子どもに関する問題	13. インターネットによる人権侵害に関する問題
3. 高齢者に関する問題	14. 性的少数者(性同一性障害、同性愛、両性愛の人など)に関する問題
4. 障害のある人に関する問題	15. 新型コロナウイルス感染症に関する問題
5. 同和問題(部落差別)	16. 原爆被爆者に関する問題
6. 外国人に関する問題(ヘイトスピーチを含む)	17. カネミ油被害者に関する問題
7. HIV(エイズウイルス)感染者等に関する問題	18. 災害時における人権問題
8. ハンセン病回復者等に関する問題	19. 北朝鮮当局による人権侵害(拉致)問題
9. 犯罪被害者等に関する問題	20. その他(具体的に: )
10. 刑を終えて出所した人に関する問題	21. 特にない
11. 労働者に関する問題	

今回の調査では、新たに「新型コロナウイルス」「原爆被爆者」「カネミ油被害者」「災害」の4項目が加えられ、「アイヌの人々」「ホームレス」「人身取引」の3項目が削除された。「労働者」は、前回・前々回では「働く人」であった。

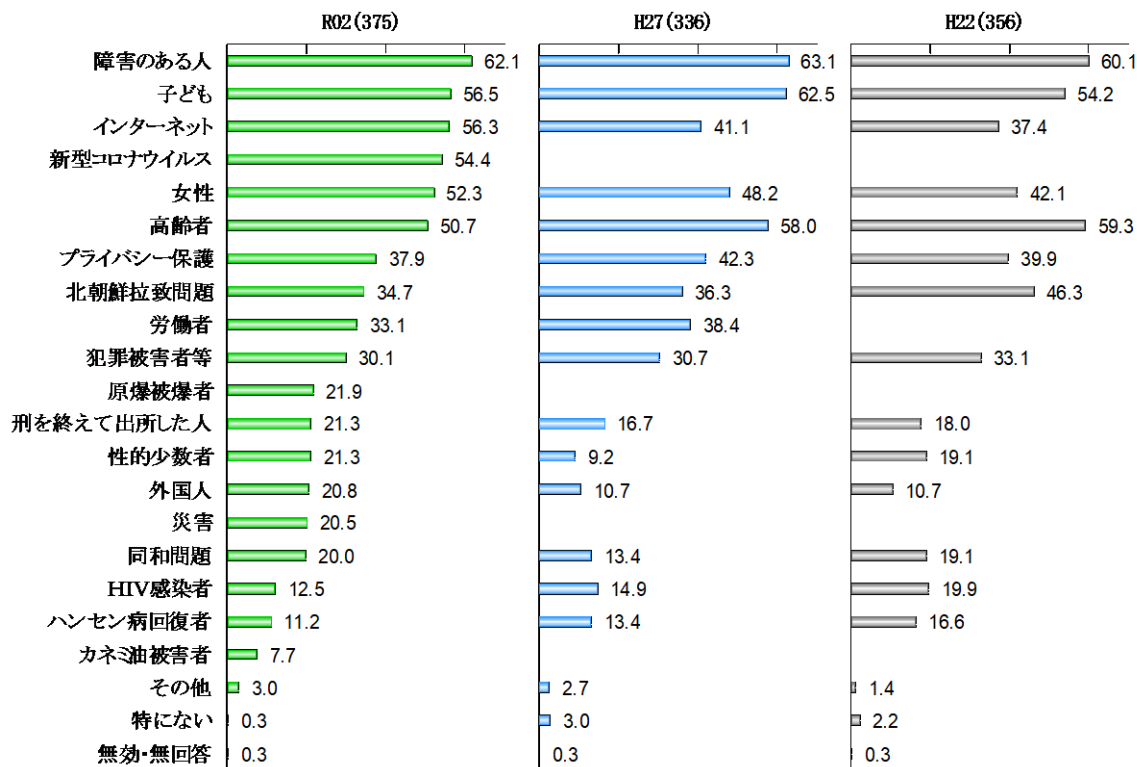
19項目の人権問題の中では、「障害のある人」(62.1%)が60%を超えて最も高く、「子ども」(56.5%)、「インターネット」(56.3%)、「新型コロナウイルス」(54.4%)と続き、「女性」(52.3%)、「高齢者」(50.7%)も50%を超えている。

今回加えられた4項目では、「新型コロナウイルス」が54.4%、「原爆被爆者」が21.9%、「カネミ油被害者」が7.7%、「災害」が20.5%であった。

前回と比較すると、「インターネット」「性的少数者」「外国人」がそれぞれ15、12、10ポイント高くなっている。また、「同和問題」「刑を終えて出所した人」「女性」も4~7ポイント高くなっている。逆に、「高齢者」「子ども」「労働者」が5~7ポイント低くなっている。

県全体と比較すると、「関心のある人権問題」のそれぞれの項目で本市の方が高く、特に、「犯罪被害者」（県全体 24.8%）、「刑を終えて出所した人」（県全体 16.1%）、「原爆被爆者」（県全体 16.8%）で5ポイント、「女性」（県全体 48.3%）、「子ども」（県全体 52.3%）、「高齢者」（県全体 46.7%）で4ポイント高くなっている。

図2 関心のある人権問題

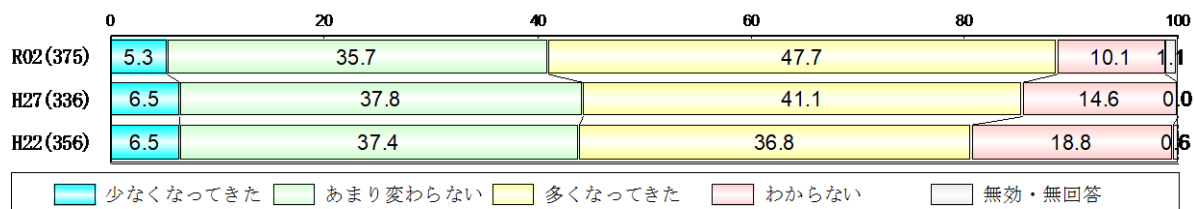


### 3) 人権侵害の推移

問3 新聞やテレビなどで「人権問題が起きている」、「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようになってきたと思いますか。（回答は1つ）

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1. 少なくなってきた | 3. 多くなってきた |
| 2. あまり変わらない | 4. わからない   |

図3 人権侵害の推移



人権侵害の推移では、「多くなってきた」が最も高く、2位の「あまり変わらない」より12ポイント高い。「多くなってきた」は、前々回より11ポイント、前回より7ポイント高くなっている。「わからない」は、前々回より9ポイント、前回より5ポイント低くなっている。

県全体との比較では、「多くなってきた」（県全体 45.3%）で本市の方が2ポイント高く、逆に、「わからない」（県全体 12.5%）で2ポイント低い。

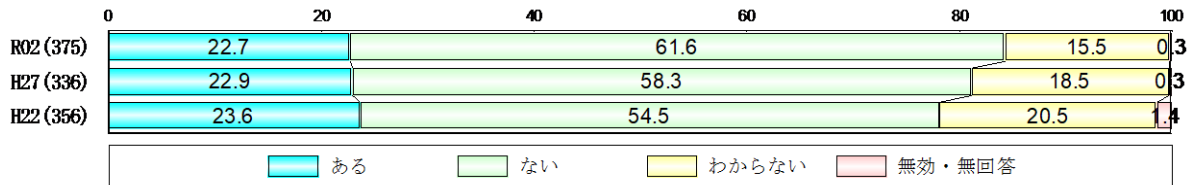


#### 4) 人権侵害の経験

問4-1 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか。(回答は1つ)

1. ある → 問4-2の(1)(2)にお答えください      3. わからない → 問4-3にお答えください  
 2. ない → 問4-3にお答えください

図4-1 人権侵害の経験



人権侵害の経験では、「ある」と答えた人の割合が22.7%、「ない」が61.6%、「わからない」が15.5%であり、2割以上の方が「ある」と答えている。

「ない」が前々回より7ポイント、前回より3ポイント高くなっており、「わからない」が前々回、前回より減少している。

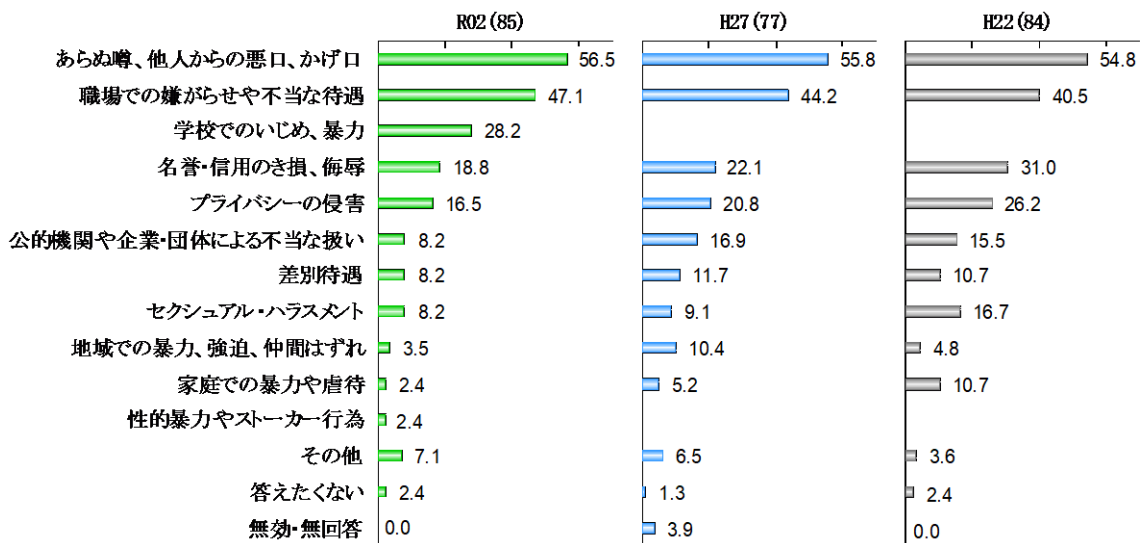
県全体と比較すると、「ない」(県全体56.4%)で本市の方が5ポイント高く、「ある」(県全体23.7%)で1ポイント、「わからない」(県全体19.6%)で4ポイント低い。

##### (1) 人権侵害の内容

問4-2(1) それは、どのようなものでしたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

- |                                         |                                     |
|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口                     | 9. プライバシーの侵害                        |
| 2. 名誉・信用のき損、侮辱                          | 10. セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)           |
| 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い                   | 11. 性的暴力やストーカー(特定の他者に対して執拗につきまとう)行為 |
| 4. 職場での嫌がらせや不当な待遇                       | 12. その他(具体的に: )                     |
| 5. 地域での暴力、強迫、仲間はずれ                      | 13. 答えたくない                          |
| 6. 家庭での暴力や虐待                            |                                     |
| 7. 学校でのいじめ、暴力                           |                                     |
| 8. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い) |                                     |

図4-2(1) 人権侵害の内容



この間は、問4-1で「1. ある」と回答した85名が対象である。

今回、回答項目に新たに「学校でのいじめ、暴力」が加えられた。また、前回・前々回の回答項目「セクハラやストーカー行為」を今回は「性的暴力やストーカー行為」「セクシュアル・ハラスメント」の2つに分け、「なんとなく」を削除している。図において、前回・前々回の「セクハラやストーカー行為」の数値は、「セクシュアル・ハラスメント」に表し、「性的暴力やストーカー行為」は空欄とした。

人権侵害の内容では、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が56.5%で最も高く、次いで、「職場での嫌がらせや不当な待遇」(47.1%)、「学校でのいじめ、暴力」(28.2%)、「名誉・信用のき損、侮辱」(18.8%)、「プライバシーの侵害」(16.5%)の順になっている。

前回・前々回と比較すると、回答項目に大きな変化があったため単純には比較できないが、「職場での嫌がらせや不当な待遇」が前々回より7ポイント、前回より3ポイント高く、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」もやや高くなっているが、他は低くなっている。

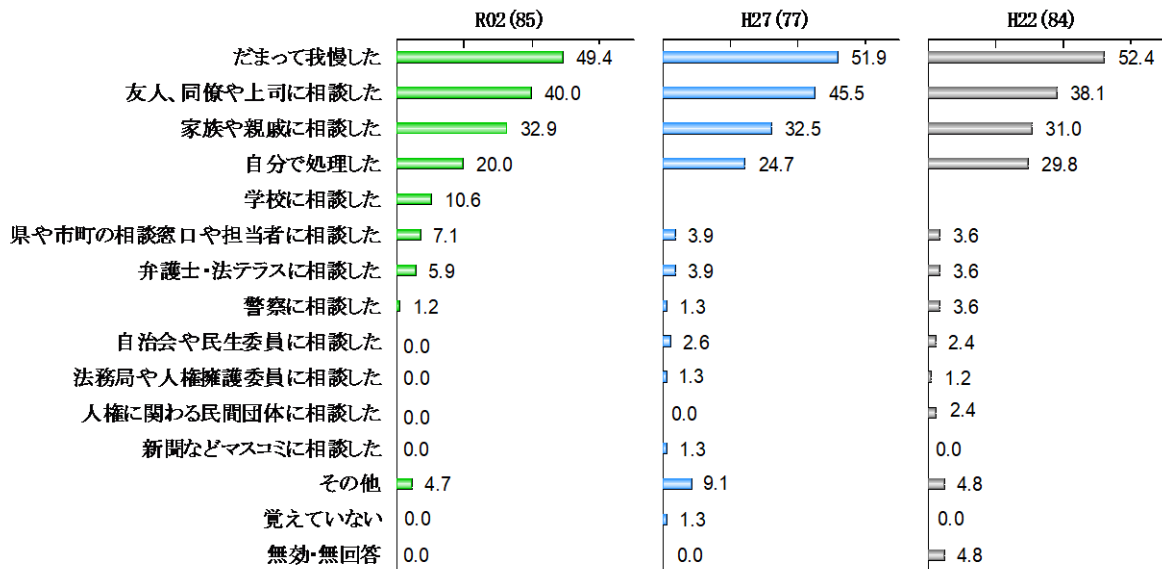
県全体と比較すると、「職場での嫌がらせや不当な待遇」(県全体40.9%)で6ポイント、「学校でのいじめ、暴力」(県全体24.3%)で4ポイント、「セクシュアル・ハラスメント」(県全体7.4%)で1ポイント本市の方が高くなっているが、他は本市の方が低く、特に「名誉・信用のき損、侮辱」(県全体24.9%)、「家庭での暴力や虐待」(県全体7.4%)、「プライバシーの侵害」(県全体21.1%)、「差別待遇」(県全体12.5%)では4~6ポイント低い。

## (2) 人権侵害への対処

### 問4-2(2) そのとき、あなたはどうかされましたか。(回答はいくつでも)

- |                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1. 家族や親戚に相談した               | 8. 警察に相談した              |
| 2. 学校に相談した                  | 9. 人権に関わる民間団体に相談した      |
| 3. 友人、同僚や上司に相談した            | 11. 新聞などマスコミに相談した       |
| 4. 自治会(町内会)や民生委員に相談した       | 12. 自分で処理(解決)した         |
| 5. 法務局や人権擁護委員に相談した          | 13. だまって我慢した(特に何もしなかった) |
| 6. 県や市町の相談窓口や担当者に相談した       | 14. その他(具体的に: )         |
| 7. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談した | 15. 覚えていない              |

図4-2(2) 人権侵害への対応



今回、回答項目に「学校に相談した」が加えられた。

人権侵害への対応としては、「だまって我慢した」と答えた人が49.4%で最も多く、次いで、「友人、同僚や上司に相談した」(40.0%)、「家族や親戚に相談した」(32.9%)と続いている。今回加えられた「学校に相談した」は10.6%であった。公的機関である「県や市町の相談窓口や担当者に相談した」「弁護士・法テラスに相談した」「警察に相談した」はそれぞれ7.1%、5.9%、1.2%で

あるが、「自治会や民生委員に相談した」「法務局や人権擁護委員に相談した」は0.0%である。

前回・前々回と比較すると、「自分で処理した」では、前は前々回より5ポイント、今回は前回より5ポイント低く、回を追うごとに低くなっている。「だまって我慢した」も差は小さいが同じ傾向にある。逆に「家族や親戚に相談した」「県や市町の相談窓口や担当者に相談した」「弁護士・法テラスに相談した」では、差は小さいが回を追うごとに高くなっている。

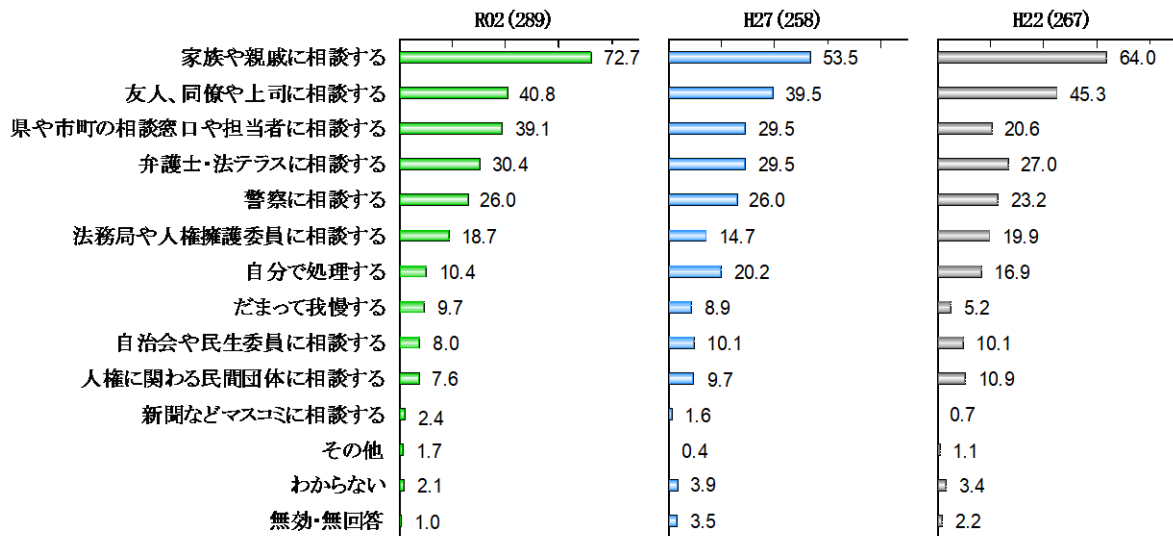
県全体と比較すると、「友人、同僚や上司に相談した」（県全体35.0%）では本市の方が5ポイント高いが、「自分で処理した」（県全体24.9%）、「だまって我慢した」（県全体52.8%）、「警察に相談した」（県全体3.9%）では3～5ポイント低くなっている。

## 5) 人権侵害を受けた場合の対処

**問4-3 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどうに対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（回答はいくつでも）**

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談する        | 7. 警察に相談する            |
| 2. 友人、同僚や上司に相談する            | 8. 人権にかかわる民間団体に相談する   |
| 3. 自治会（町内会）や民生委員に相談する       | 9. 新聞などマスコミに相談する      |
| 4. 法務局や人権擁護委員に相談する          | 10. 自分で処理（解決）する       |
| 5. 県や市町の相談窓口や担当者に相談する       | 11. だまって我慢する（特に何もしない） |
| 6. 弁護士・法テラス（法的支援を行う機関）に相談する | 12. その他（具体的に：_____）   |
|                             | 13. わからない             |

図4-3 人権侵害を受けた場合の対処



この設問は、問4-1で「2. ない」または「3. わからない」と回答した289名が対象である。人権侵害を受けた場合の対処としては、「家族や親戚に相談する」が72.7%と最も高く、次いで、「友人、同僚や上司に相談する」（40.8%）、「県や市町の相談窓口や担当者に相談する」（39.1%）、「弁護士・法テラスに相談する」（30.4%）、「警察に相談する」（26.0%）と続いている。

前回・前々回と比較すると、「県や市町の相談窓口や担当者に相談する」では、前は前々回より9ポイント、今回は前回より10ポイント高く、回を追うごとに高くなっている。「弁護士・法テラスに相談する」、「だまって我慢する」も差は小さいが、同じ傾向にある。「家族や親戚に相談する」では、前は前々回より9ポイント低かったが、今回は前回より19ポイント高くなっている。「自分で処理する」では、前は前々回より3ポイント高かったが、今回は前回より10ポイント低い。

県全体と比較すると、「県や市町の相談窓口や担当者に相談する」（県全体32.9%）で6ポイント、「弁護士・法テラスに相談する」（県全体26.1%）で4ポイント本市の方が高く、「友人、同僚や上司に相談する」（県全体43.6%）、「自分で処理する」（県全体13.2%）では3ポイント低い。

6) 他人の人権を侵害した経験

問5-1 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(回答は1つ)

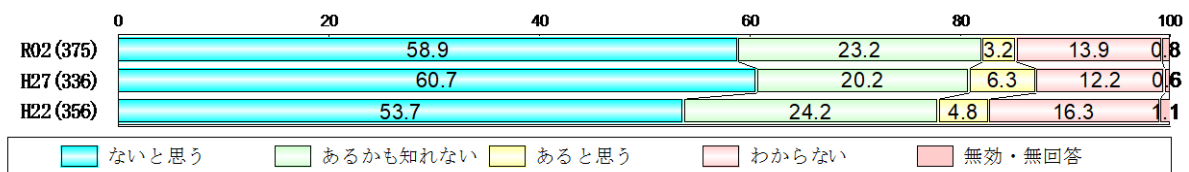
- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. ないと思う                   | 3. あると思う → 問5-2にお答えください |
| 2. あるかもしれない → 問5-2にお答えください | 4. わからない                |

他人の人権を侵害した経験については、「ないと思う」が 58.9%と最も高く、「あると思う」は 3.2%であった。「あるかも知れない」と「あると思う」を合わせると 26.4%で、3分の1に満たない。

前回と比較すると、「あると思う」が3ポイント、「ないと思う」が2ポイント低く、「あるかも知れない」が3ポイント、「わからない」が2ポイント高くなっている。

県全体との比較では、大きな違いは見られないが、「ないと思う」(県全体 57.0%)と「あるかも知れない」(県全体 21.7%)では共に本市の方が2ポイント高く、「あると思う」(県全体 5.1%)で2ポイント低い。

図5-1 他人の人権を侵害した経験

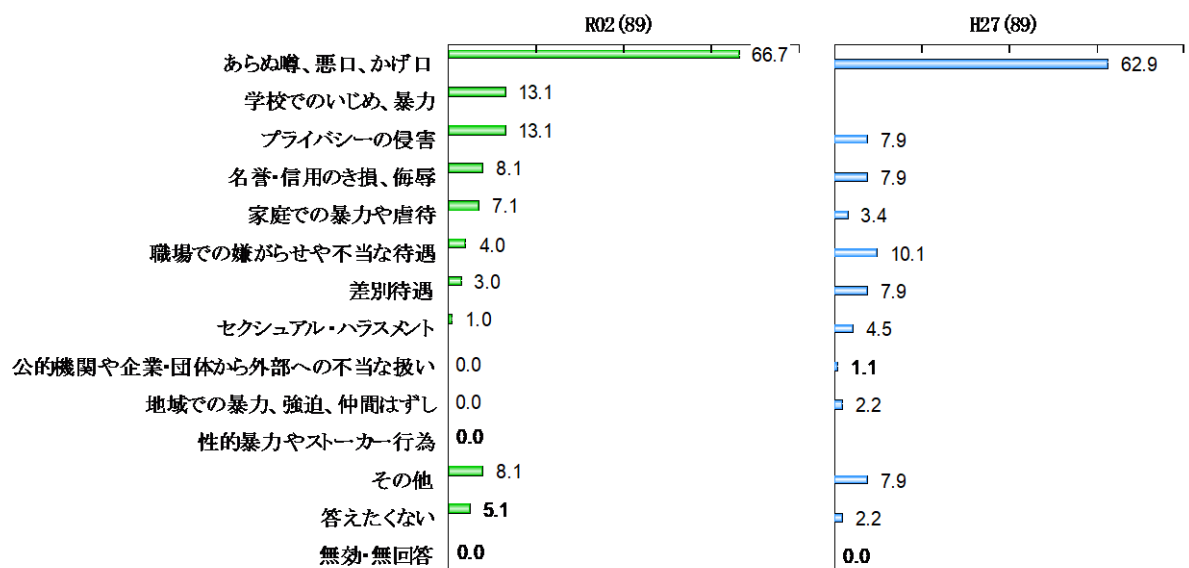


(1) 他人の人権を侵害した内容

問5-2 それは、どのようなものだったと思いますか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

- |                                         |                                     |
|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. あらぬ噂、悪口、かげ口                          | 9. プライバシーの侵害                        |
| 2. 名誉・信用のき損、侮辱                          | 10. セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)           |
| 3. 公的機関や企業・団体から外部への不当な扱い                | 11. 性的暴力やストーカー(特定の他者に対して執拗につきまとう)行為 |
| 4. 職場での嫌がらせや不当な待遇                       | 12. その他(具体的に: )                     |
| 5. 地域での暴力、強迫、仲間はずれ                      | 13. 答えたくない                          |
| 6. 家庭での暴力や虐待                            |                                     |
| 7. 学校でのいじめ、暴力                           |                                     |
| 8. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い) |                                     |

図5-2 他人の人権を侵害した内容



この設問は、前回から設定したもので、問5-1で「2. あるかも知れない」または「3. あると思う」と回答した89名が対象である。

問4-2(1)と同様に、今回、回答項目に新たに「学校でのいじめ、暴力」が加えられた。また、前回・前々回の回答項目「セクハラやストーカー行為」を今回は「性的暴力やストーカー行為」「セクシュアル・ハラスメント」と2つに分け、「なんとなく」を削除している。図において、前回・前々回の「セクハラやストーカー行為」の数値は、「セクシュアル・ハラスメント」に表し、「性的暴力やストーカー行為」は空欄とした。

他人の人権を侵害した内容では、「あらぬ噂、悪口、かげ口」が66.7%で最も高く、「学校でのいじめ、暴力」(13.1%)、「プライバシーの侵害」(13.1%)と続き、他は10%に満たない。

前回と比較すると、「あらぬ噂、悪口、かげ口」「プライバシーの侵害」「家庭での暴力や虐待」で4~5ポイント高いが、「職場での嫌がらせや不当な待遇」は6ポイント、「差別待遇」は5ポイント低くなっている。

県全体と比較すると、「あらぬ噂、悪口、かげ口」(県全体70.6%)、「差別待遇」(県全体7.1%)でそれぞれ本市の方が4ポイント低い、他は大きな違いは見られない。

## 7) 人権に関する法律の認知状況

### 問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(18)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1)「男女雇用機会均等法」	(8)「高齢者虐待防止法」	(15)「個人情報保護法」
(2)「男女共同参画社会基本法」	(9)「障害者基本法」	(16)「人権教育・啓発推進法」
(3)「DV防止法」	(10)「障害者差別解消法」	(17)「ヘイトスピーチ解消法」
(4)「ストーカー規制法」	(11)「障害者虐待防止法」	(18)「部落差別解消推進法」
(5)「児童虐待防止法」	(12)「ハンセン病問題基本法」	
(6)「いじめ防止対策推進法」	(13)「犯罪被害者等基本法」	
(7)「子どもの貧困対策の推進に関する法律」	(14)「性同一性障害特例法」	
1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない

今回、新たに「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が加えられた。

これら18法律の中で、「内容を知っている」と答えた人の割合が高いのは、「男女雇用機会均等法」(55.5%)、「児童虐待防止法」(54.1%)、「個人情報保護法」(53.3%)、「ストーカー規制法」(52.5%)でいずれも50%を超えている。次いで、「DV防止法」(48.8%)、「いじめ防止対策推進法」(27.2%)と続き、「高齢者虐待防止法」(20.5%)、「男女共同参画社会基本法」(20.3%)が20%を超えているが、他は15%未満である。

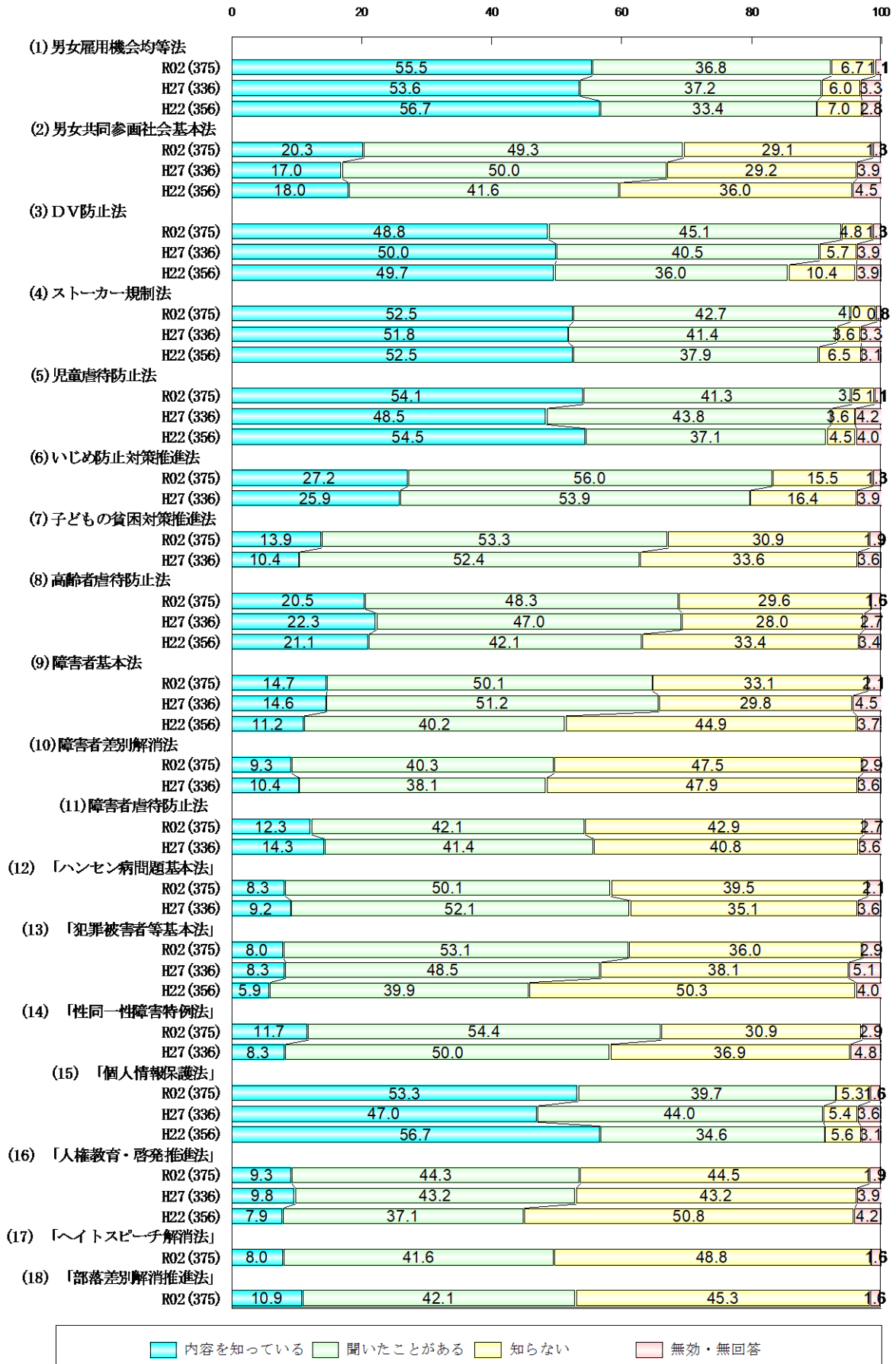
「知らない」を見ると、「ヘイトスピーチ解消法」(48.8%)が最も高く、次いで「障害者差別解消法」(47.5%)、「部落差別解消推進法」(45.3%)、「人権教育・啓発推進法」(44.5%)、「障害者虐待防止法」(42.9%)が40%を超えて続いている。

また、「内容を知っている」と「聞いたことがある」を合わせた割合(以下、「認知度」と表示)を見ると、「児童虐待防止法」(95.5%)、「ストーカー規制法」(95.2%)、「DV防止法」(93.9%)、「個人情報保護法」(93.1%)、「男女雇用機会均等法」(92.3%)の5つが90%を超えている。「障害者差別解消法」(49.6%)、「ヘイトスピーチ解消法」(49.6%)の2つが50%をわずかに下回るが、他は50~60%台である。

前回と比較すると、「内容を知っている」で「児童虐待防止法」「個人情報保護法」が6ポイント高くなっている。認知度では、「高齢者虐待防止法」「障害者基本法」「障害者虐待防止法」「ハンセン病問題基本法」の4法律と今回追加の2法律を除いた12法律で、回を追うごとに高くなっている。

県全体と認知度を比較すると、「障害者基本法」(県全体66.4%)、「障害者差別解消法」(県全体50.2%)、「障害者虐待防止法」(県全体56.8%)で本市の方が1~2ポイント低い、他は高く、「ヘイトスピーチ解消法」(県全体42.0%)で8ポイント、「男女共同参画社会基本法」(県全体65.5%)、「DV防止法」(県全体90.4%)、「子どもの貧困対策推進法」(県全体63.1%)、「部落差別解消推進法」(県全体50.3%)で3~4ポイント高くなっている。

図6-1 人権に関する法律の認知状況



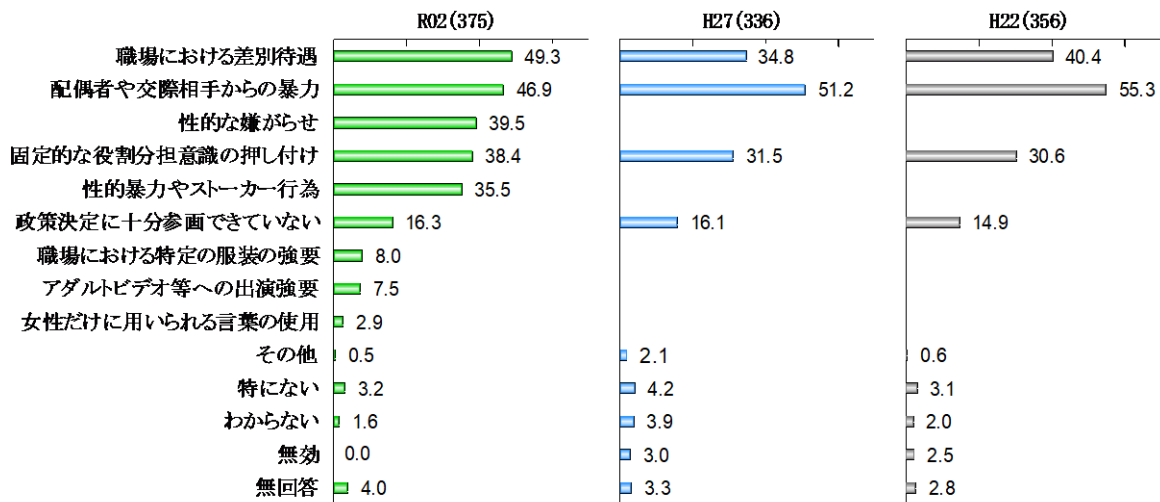
## 2 女性や子ども等、個別の人権課題について

### 1) 女性に関する人権上の問題点

#### 問7 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- |                                                                     |                                                  |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押し付けられること                           | 6. 性的暴力やストーカー行為を受けること                            |
| 2. 配偶者や交際相手から、身体的、精神的、性的な暴力を受けること                                   | 7. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できていないこと                  |
| 3. 職場において、採用時や昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけられたり、結婚、出産などをきっかけとして不当な扱いを受けたりすること | 8. アダルトビデオ等への出演を強要されること                          |
| 4. 職場において、スカートやハイヒールなど特定の服装を強要されること                                 | 9. 「令夫人」、「夫人」、「未亡人」、「家内」のように、女性だけに用いられる言葉が使われること |
| 5. 性的な嫌がらせ（セクハラ）を受けること                                              | 10. その他（具体的に： )                                  |
|                                                                     | 11. 特にない                                         |
|                                                                     | 12. わからない                                        |

図7 女性に関する人権上の問題点



今回、新たに「職場における特定の服装の強要」「性的な嫌がらせ」「性的暴力やストーカー行為」「アダルトビデオ等への出演強要」「女性だけに用いられる言葉の使用」の5項目が加えられ、「夫の精神的な嫌がらせ」「職場におけるセクハラ」「ヌード写真などを雑誌に掲載」「水着姿などを広告等に使用」の4項目が削除された。

女性に関する人権上の問題点としては、「職場における差別待遇」と答えた人が49.3%で最も高く、次いで、「配偶者や交際相手からの暴力」が46.9%、「性的な嫌がらせ」(39.5%)、「固定的な役割分担意識の押し付け」(38.4%)、「性的暴力やストーカー行為」(35.5%)が30%台で続いている。

前回・前々回と比較すると、回答項目が大きく変わっているため単純に比較することはできないが、前回・前々回の1位と2位の順位が入れ替わり、今回は「職場における差別待遇」が「配偶者や交際相手からの暴力」より高くなっている。「職場における差別待遇」は、前は前々回より6ポイント低くなっていたが、今回は前回より15ポイント高くなっている。「配偶者や交際相手からの暴力」では、前は前々回より4ポイント低く、今回でも前回より4ポイント低くなっている。逆に「固定的な役割分担意識の押し付け」では、前は前々回より1ポイント、今回は前回より7ポイント高くなっている。

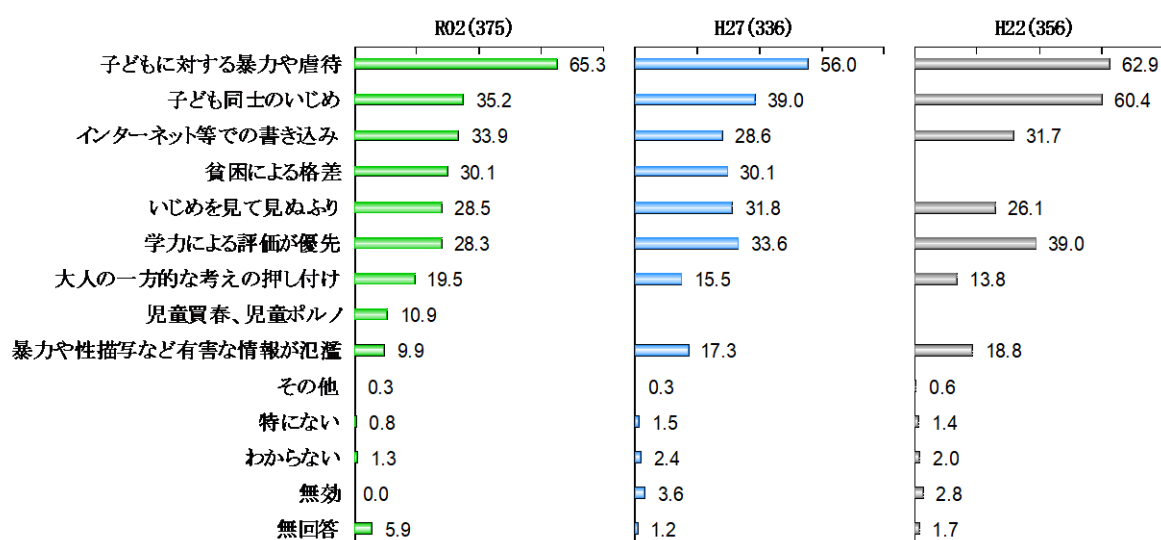
県全体と比較すると、順位・数値とも大きな差は見られないが、本市の方が「職場における差別待遇」(県全体46.2%)と「配偶者や交際相手からの暴力」(県全体44.4%)で3ポイント、「性的な嫌がらせ」(県全体37.6%)で2ポイント高くなっている。

## 2) 子どもに関する人権上の問題点

**問8 子どもに関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)**

- |                                                        |                                        |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1. 学力による評価が優先し、多様な能力が評価されないこと                          | 6. 暴力や性描写など、子どもにとって有害な情報が氾濫していること      |
| 2. 親をはじめ大人が、子どもに暴力をふるったり、虐待(身体的・性的・心理的虐待、育児放棄)をしたりすること | 7. インターネット・携帯電話の書き込みなどで特定の子どもを攻撃すること   |
| 3. いじめをしたり、させたりすること                                    | 8. 貧困により、子どもの教育や健康状態(身体的・精神的)に格差が生じること |
| 4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること                    | 9. 児童買春、児童ポルノ等の対象となること                 |
| 5. 学校や就職先の選択などで、大人が一方的に考えを押し付けたり、本人の意思を無視したりすること       | 10. その他(具体的に: )                        |
|                                                        | 11. 特にない                               |
|                                                        | 12. わからない                              |

図8 子どもに関する人権上の問題点



今回の調査では、新たに「児童買春、児童ポルノ」が加えられた。

子どもに関する人権上の問題点としては、「子どもに対する暴力や虐待」が65.3%で最も高く、「子ども同士のいじめ」(35.2%)、「インターネット等での書き込み」(33.9%)、「貧困による格差」(30.1%)が30%台で続き、「いじめを見て見ぬふり」(28.5%)、「学力による評価が優先」(28.3%)が30%に近い。今回加えられた「児童買春、児童ポルノ」は10.9%であった。

前回・前々回と比較すると、前回では「貧困による格差」が加わり、今回は「児童買春、児童ポルノ」が加わったために単純に比較することはできないが、「子どもに対する暴力や虐待」では、前回は前々回より7ポイント低かったが、今回は前回より9ポイント高くなっている。「大人の一方的な考えの押し付け」では回を追うごとに高くなっているが、「子ども同士のいじめ」「学力による評価が優先」「暴力や性描写など有害な情報が氾濫」では回を追うごとに低くなっている。

県全体と比較すると大きな差は見られないが、「貧困による格差」(県全体27.3%)と「大人の一方的な考えの押し付け」(県全体17.6%)、「学力による評価が優先」(県全体26.8%)で本市の方が2~3ポイント高く、「児童買春、児童ポルノ」(県全体12.6%)で2ポイント低くなっている。

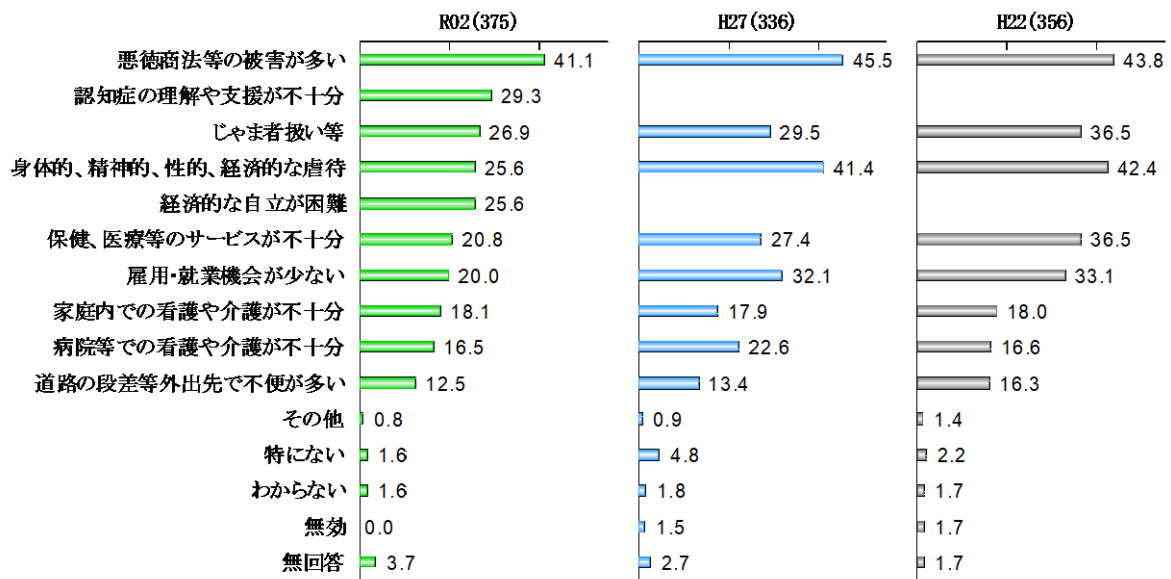


### 3) 高齢者に関する人権上の問題点

問9 高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

- |                               |                             |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. 意欲・能力に応じた雇用・就業機会が少ないこと     | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| 2. じゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと  | 8. 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと      |
| 3. 身体的、精神的、性的、経済的な虐待を受けること    | 9. 経済的な自立が困難なこと             |
| 4. 保健、医療、福祉等のサービスが十分でないこと     | 10. 認知症に関する理解や支援が十分でないこと    |
| 5. 家庭内での看護や介護が十分でないこと         | 11. その他（具体的に： )             |
| 6. 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと | 12. 特にない                    |
|                               | 13. わからない                   |

図9 高齢者に関する人権上の問題点



今回の調査では、新たに「経済的な自立が困難」「認知症の理解や支援が不十分」が加えられた。高齢者に関する人権上の問題点としては、「悪徳商法等の被害が多い」が41.1%と最も高く、「認知症の理解や支援が不十分」(29.3%)、「じゃま者扱い等」(26.9%)、「身体的、精神的、性的、経済的な虐待」(25.6%)、「経済的な自立が困難」(25.6%)と続いている。

前回・前々回と比較すると、今回2項目が加えられているため単純に比較することはできないが、「悪徳商法等の被害が多い」は、前回・前々回と同様に最も高かった。前回・前々回に2位であった「身体的、精神的、性的、経済的な虐待」は、前々回より17ポイント、前回より16ポイント低くなり4位となった。「じゃま者扱い等」「身体的、精神的、性的、経済的な虐待」「保健、医療等のサービスが不十分」「雇用・就業機会が少ない」「道路の段差等外出先で不便が多い」の5項目では、回を追うごとに低くなっている。

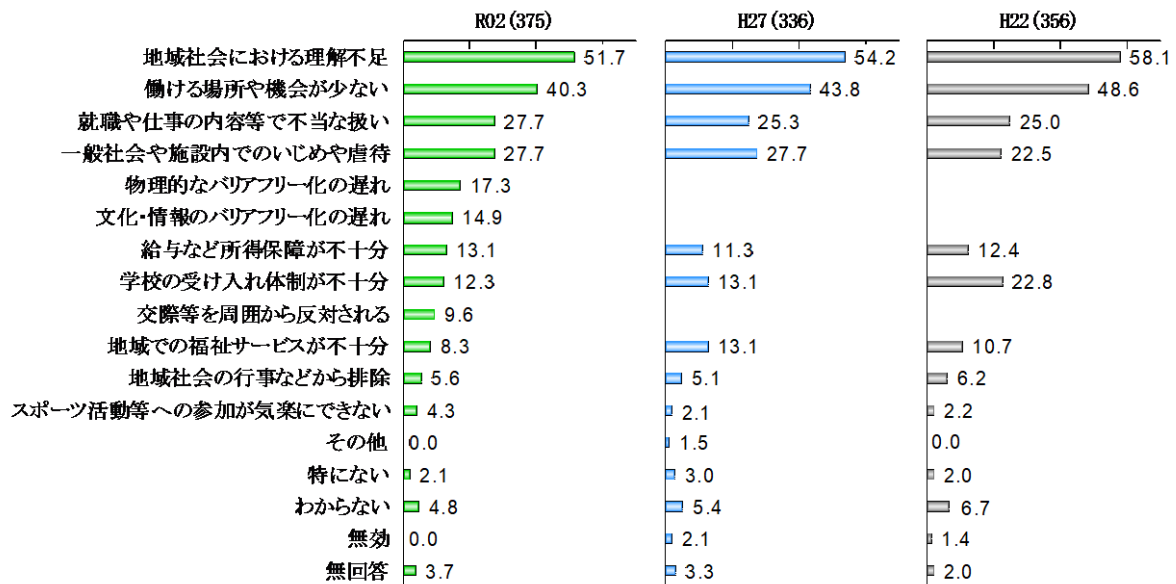
県全体と比較すると、順位・数値とも大きな差は見られないが、「経済的な自立が困難」(県全体23.0%)、「病院等での介護や対応が不十分」(県全体13.9%)、「身体的、精神的、性的、経済的な虐待」(県全体23.8%)で本市の方が2~3ポイント高く、「認知症の理解や支援が不十分」(県全体31.4%)で2ポイント低くなっている。

#### 4) 障害のある人に関する人権上の問題点

問10 障害のある人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

- |                                                     |                              |
|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| 1. 障害のある人や障害そのものについて地域社会における理解が不足していること             | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| 2. 働ける場所や機会が少ないこと                                   | 9. 地域社会の行事などから排除されること        |
| 3. 就職や仕事の内容、待遇で不当な扱いを受けること                          | 10. 一般社会や施設内において、いじめや虐待があること |
| 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと                              | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと    |
| 5. 学校の受入体制が十分でないこと                                  | 12. 交際や結婚を周囲から反対されること        |
| 6. 段差解消やエレベーターの設置などの物理的なバリアフリー化が進んでいないこと            | 13. その他（具体的に： )              |
| 7. 情報を障害のある人にわかりやすい形にして伝えるなど、文化・情報のバリアフリー化が進んでいないこと | 14. 特にない                     |
|                                                     | 15. わからない                    |

図10 障害のある人に関する人権上の問題点



今回は、新たに「物理的なバリアフリー化の遅れ」「文化・情報のバリアフリー化の遅れ」「交際等を周囲から反対される」の3項目が加えられ、「交通機関等の利用が不便」「暮らしに適した住宅が少ない」が削除された。また、「地域社会における理解不足」は、前回・前々回では「世間の人びとの理解不足」であった。

障害のある人に関する人権上の問題点としては、「地域社会における理解不足」が51.7%で最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ない」が40.3%、「就職や仕事の内容等で不当な扱い」と「一般社会や施設内でのいじめや虐待」とが共に27.7%で続いている。新たに加えられた「物理的なバリアフリー化の遅れ」は17.3%、「文化・情報のバリアフリー化の遅れ」は14.9%、「交際等を周囲から反対される」は9.6%であった。

前回・前々回と比較すると、回答項目が大きく変わっているため単純に比較できないが、「地域社会における理解不足」では、前は前々回より4ポイント、今回も前回より3ポイント、回を追うごとに低くなっている。「働ける場所や機会が少ない」「学校の受け入れ体制が不十分」でも、同様の傾向を示している。「就職や仕事の内容等で不当な扱い」「一般社会や施設内でのいじめや虐待」「給与など所得保障が不十分」は、前回・前々回よりやや高くなっている。

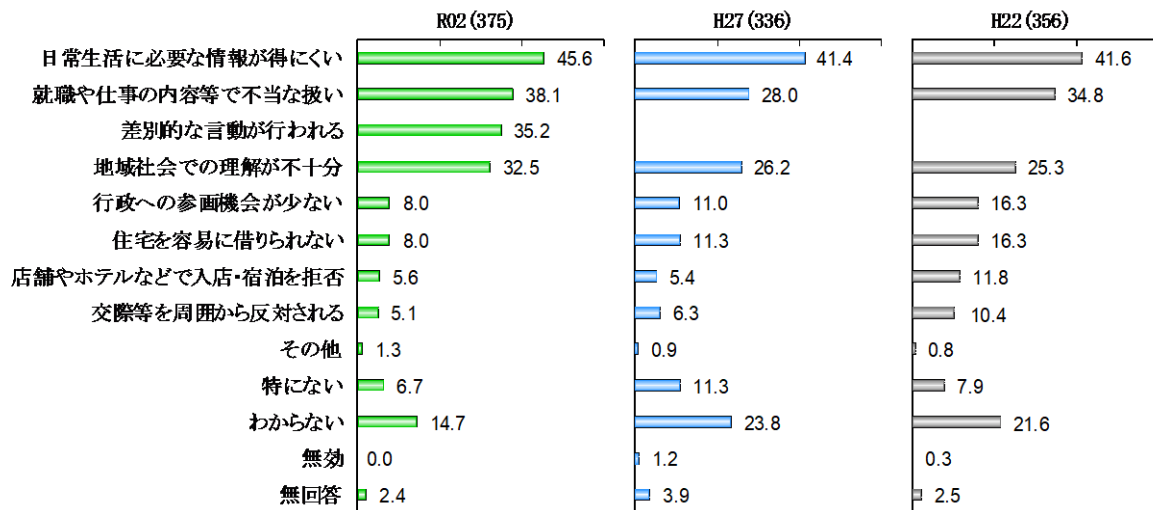
県全体と比較すると、順位・数値とも若干の違いは見られるが、「地域社会における理解不足」（県全体47.8%）、「一般社会や施設内でのいじめや虐待」（県全体24.0%）、「文化・情報のバリアフリー化の遅れ」（県全体11.9%）で本市の方が3~4ポイント高い。

## 5) 外国人に関する人権上の問題点

問11 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- |                                                       |                          |
|-------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1. 地域社会での理解や認識が十分でないこと                                | 6. 交際や結婚を周囲から反対されること     |
| 2. 就職や仕事の内容、待遇で不当な扱いを受けること                            | 7. 住宅を容易に借りることができないこと    |
| 3. 特定の民族や国籍の人に対する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が行われること               | 8. 店舗やホテルなどで入店・宿泊を断られること |
| 4. 行政への参画機会が少ないこと                                     | 9. その他（具体的に： )           |
| 5. 言語、文化、生活習慣の違いから、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | 10. 特にない                 |
|                                                       | 11. わからない                |

図11 外国人に関する人権上の問題点



今回は、新たに「差別的な言動が行われる」が加えられた。

外国人に関する人権上の問題点としては、「日常生活に必要な情報が得にくい」が45.6%で最も高く、「就職や仕事の内容等で不当な扱い」が38.1%、今回加えられた「差別的な言動が行われる」が35.2%、「地域社会での理解が不十分」が32.5%で続いている。

前回・前々回と比較すると、「日常生活に必要な情報が得にくい」では、前回と前々回はほぼ同じであるが、今回は前回より4ポイント高く、「地域社会での理解が不十分」も同様で、前回は前々回より1ポイント、今回は前回より6ポイント高くなっている。「行政への参画機会が少ない」「住宅を容易に借りられない」「交際等を周囲から反対される」の3項目は、前回は前々回より4~5ポイント低く、今回は前回より1~3ポイント低くなっている。「わからない」「特にない」も前回・前々回より低くなっている。

県全体と比較すると、「差別的な言動が行われる」（県全体29.8%）で5ポイント、「就職や仕事の内容等で不当な扱い」（県全体34.4%）で4ポイント本市の方が高い。

## 6) HIV感染者等に関する人権上の問題点

問12 HIV感染者、エイズ患者に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。(回答は3つまで)

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | 5. 差別的な言動が行われること |
| 2. 交際や結婚を周囲から反対されること      | 6. その他（具体的に： )   |
| 3. 就職の際や職場で不当な扱いを受けること    | 7. 特にない          |
| 4. 治療や入院を断られること           | 8. わからない         |

今回は、前回・前々回にあった回答項目の「無断でエイズ検査をされる」が削除された。

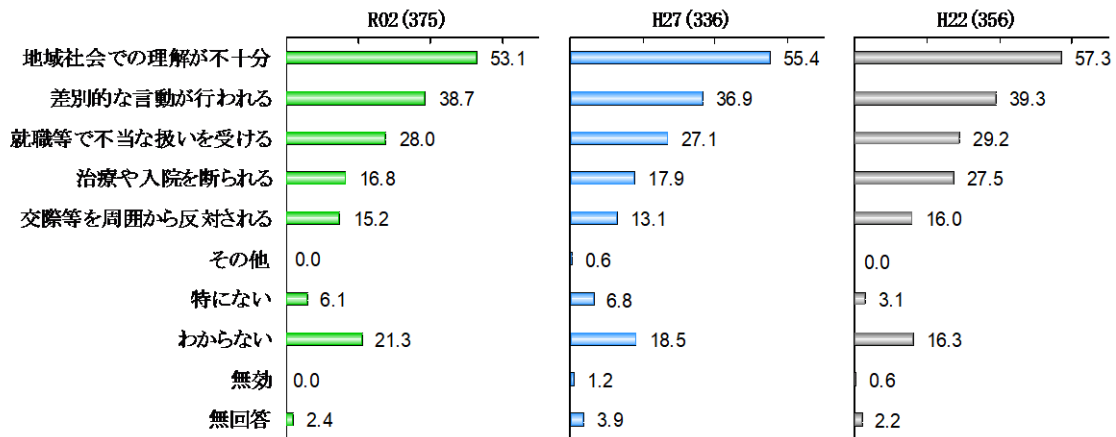
HIV感染者等に関する人権上の問題点としては、「地域社会での理解が不十分」が53.1%で最も

高く、「差別的な言動が行われる」が38.7%、「就職等で不利な扱いを受ける」が28.0%で続いている。「わからない」が21.3%で、前回より3ポイント、前々回より5ポイント高くなっている。

前回・前々回と比較すると、上位5位に変動はないが、「地域社会での理解が不十分」では、前回は前々回より2ポイント、今回は前回より2ポイント低く、「治療や入院を断られる」でも前回は前々回より10ポイント、今回は前回より1ポイント低くなっている。「わからない」は、前回・前々回より3～5ポイント高くなっている。

県全体と比較すると、順位・数値とも大きな差は見られない。

図12 HIV感染者等に関する人権上の問題点



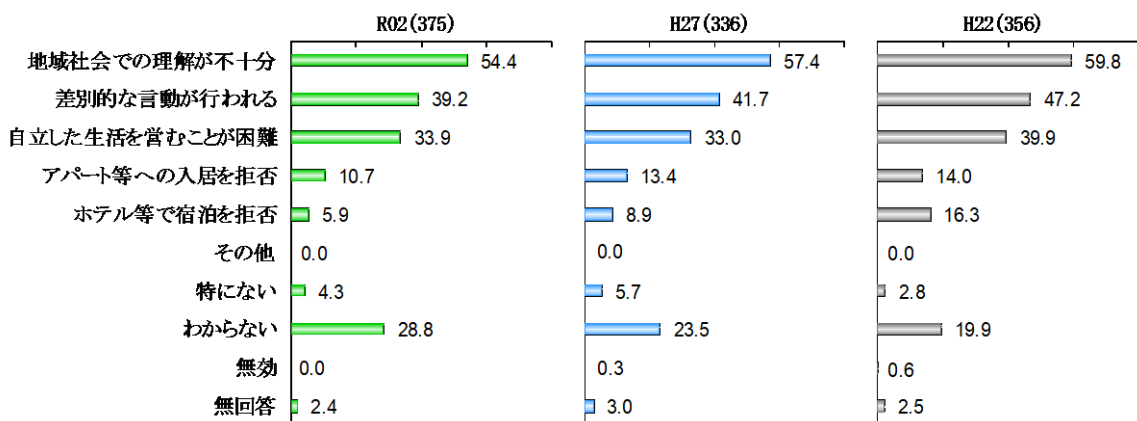
7) ハンセン病回復者等に関する人権上の問題点

問13 ハンセン病回復者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。

(回答は3つまで)

- |                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと        | 5. ホテル等で宿泊を拒否されること |
| 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難であること | 6. その他(具体的に: )     |
| 3. 差別的な言動が行われること                 | 7. 特にない            |
| 4. アパート等への入居を断られること              | 8. わからない           |

図13 ハンセン病回復者等に関する人権上の問題点



ハンセン病回復者等に関する人権上の問題点としては、「地域社会での理解が不十分」が54.4%で最も高く、「差別的な言動が行われる」が39.2%、「自立した生活を営むことが困難」が33.9%で続いている。「わからない」は28.8%と高い。

前回・前々回と比較すると、「自立した生活を営むことが困難」で前回より今回の方が若干高いことを除けば、他は、前々回より前回、前回より今回の方が低くなっている。逆に、「わからない」は前々回より前回は4ポイント、前回より今回が5ポイントと回を追うごとに高くなっている。

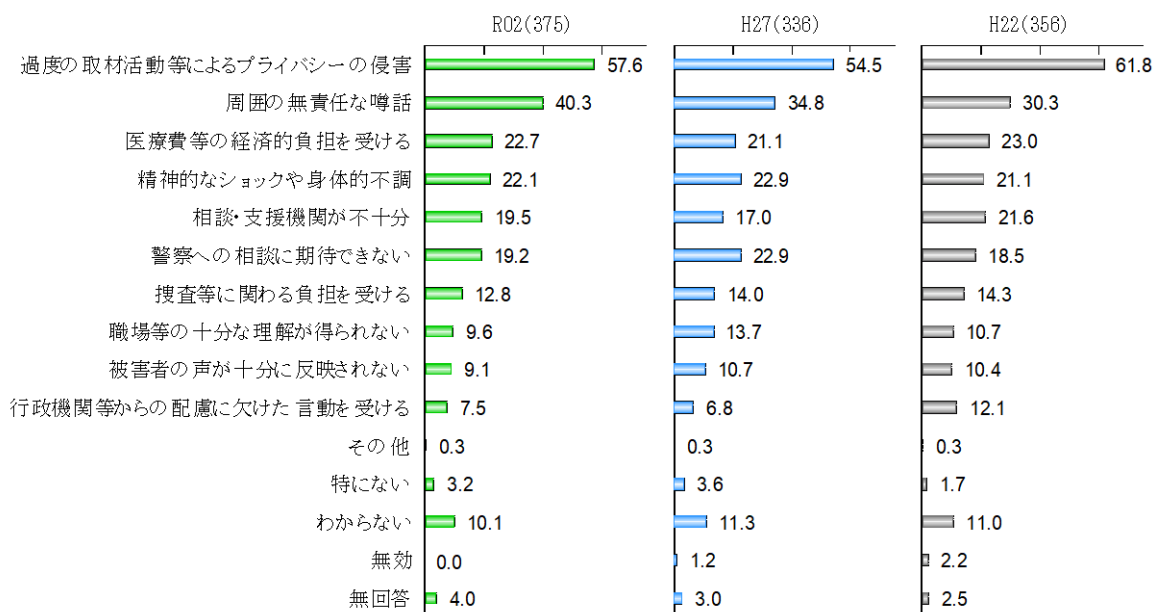
県全体と比較すると、大きな差は見られないが、上位3位の「地域社会で理解が不十分」（県全体 50.1%）、「自立した生活を営むことが困難」（県全体 31.2%）、「差別的な言動が行われる」（県全体 37.3%）で本市の方が2～4ポイント高くなっている。逆に、「特にない」（県全体 6.0%）、「わからない」（県全体 30.6%）では本市の方が2ポイント低い。

## 8) 犯罪被害者等に関する人権上の問題点

### 問14 犯罪被害者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること	7. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分に反映されるわけではないこと
2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること	8. 捜査や裁判に関わって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること
3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けたり、身体的に不調を及ぼしたりすること	9. 相談等に訪れた際に、行政機関等から配慮に欠けた言動を受けること
4. 事件のことにに関して、周囲から無責任な噂話をされること	10. 被害者に対する相談・支援機関が十分でないこと
5. 職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと	11. その他（具体的に：）
6. 警察に相談しても期待通りの対応が得られないこと	12. 特にない
	13. わからない

図14 犯罪被害者等に関する人権上の問題点



犯罪被害者等に関する人権上の問題点としては、「過度の取材活動等によるプライバシーの侵害」が57.6%で最も高く、「周囲の無責任な噂話」が40.3%、「医療費等の経済的負担を受ける」が22.7%、「精神的なショックや身体的不調」が22.1%で続いている。

前回・前々回と比較すると、前回とは「警察への相談に期待できない」で4ポイント低く、「医療費等の経済的負担を受ける」で2ポイント高くなっており、前回とは順位が変わっている。「周囲の無責任な噂話」では、前は前々回より4ポイント、今回は前回より6ポイント、回を追うごとに高くなっている。

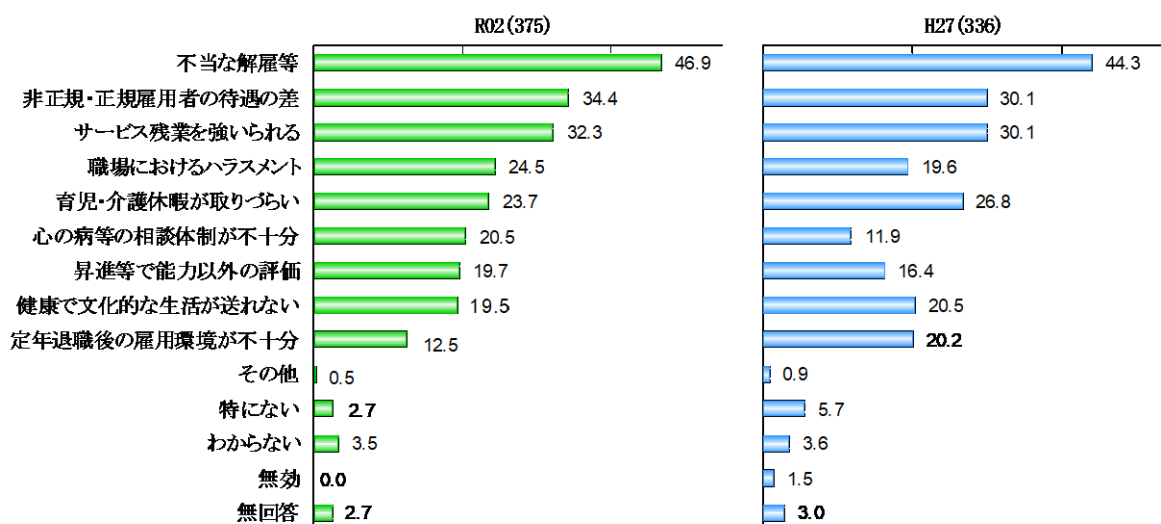
県全体と比較すると、「医療費等の経済的負担を受ける」（県全体 19.7%）、「相談・支援機関が不十分」（県全体 16.9%）で本市の方が3ポイント高く、順位に多少の違いが見られる。

## 9) 労働者に関する人権上の問題点

問15 労働者に関することで、人権上、特に関心があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

- |                                       |                                        |
|---------------------------------------|----------------------------------------|
| 1. 不当に解雇されることや本人の意に反して自主的な退職に追い込まれること | 7. 心の病等の健康に関して相談する体制が十分に整備されていないこと     |
| 2. サービス残業を強いられること                     | 8. 育児や介護のために必要な休暇が取りづらいこと              |
| 3. 採用や昇進・昇格等において、本人の適性や能力以外の面で評価されること | 9. 長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れないこと |
| 4. 非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きいこと            | 10. その他（具体的に： _____）                   |
| 5. 定年退職後も働き続けられる雇用環境が十分に整備されていないこと    | 11. 特にない                               |
| 6. 職場におけるハラスメント（パワハラやセクハラ）があること       | 12. わからない                              |

図15 労働者に関する人権上の問題点



この設問は、前回から設定されたものである。

労働者に関する人権上の問題点では、「不当な解雇等」が46.9%で最も高く、「非正規・正規雇用者の待遇の差」が34.4%、「サービス残業を強いられる」が32.3%で続いている。

前回と比較すると、9項目の中で「定年退職後の雇用環境が不十分」「育児・介護休暇が取りづらい」「健康で文化的な生活が送れない」の3項目でそれぞれ8、3、1ポイント前回より低くなっているが、他の6項目では今回の方が高く、特に「心の病等の相談体制が不十分」で9ポイント、「職場におけるハラスメント」で5ポイント高くなっている。

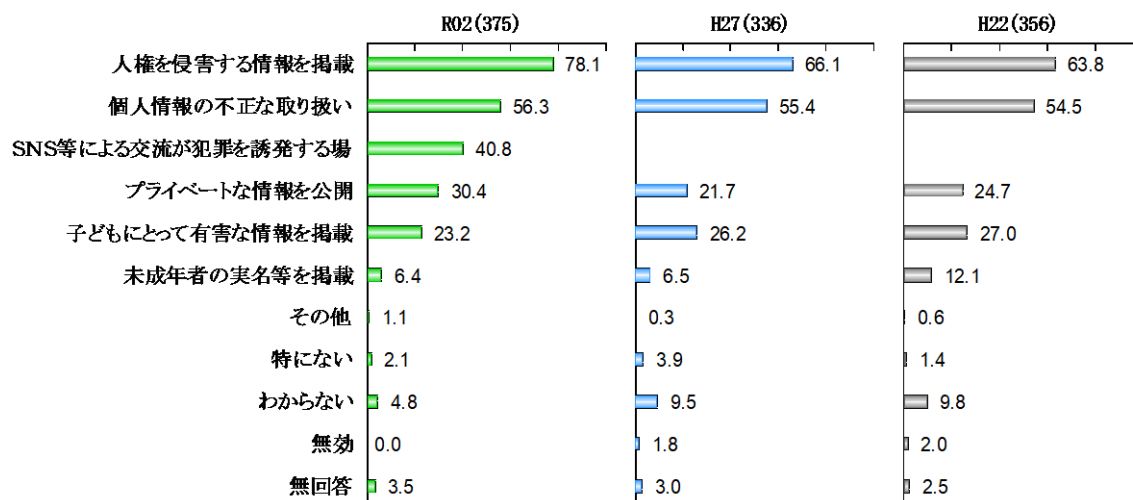
県全体と比較すると、「心の病等の相談体制が不十分」（県全体16.2%）で4ポイント、「昇進等で能力以外の評価」（県全体17.2%）で3ポイント本市の方が高く、順位の変動が見られる。

10) インターネットに関する人権上の問題点

問16 インターネットに関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- |                                               |                                  |
|-----------------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現など、人権を侵害する情報を掲載すること  | 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること |
| 2. わいせつ画像や残酷な画像など、子どもにとって有害な情報を掲載すること         | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること  |
| 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報、顧客データを盗用・横流し・流出(紛失)すること | 7. その他(具体的に: )                   |
| 4. ラインやツイッターなどのSNS等による交流が犯罪を誘発する場となっていること     | 8. 特にない                          |
|                                               | 9. わからない                         |

図16 インターネットに関する人権上の問題点



今回は、新たに「SNS等による交流が犯罪を誘発する場」が加えられ、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場」「ネットポルノの存在」の2項目が削除された。

インターネットに関する人権上の問題点では、「人権を侵害する情報を掲載」が78.1%で最も高く、次いで「個人情報の不正な取り扱い」が56.3%、今回加わった「SNS等による交流が犯罪を誘発する場」が40.8%で続いている。

前回・前々回と比較すると、「人権を侵害する情報を掲載」では前は前々回より2ポイント、今回は前回より12ポイント高く、「個人情報の不正な取り扱い」でも差は小さいが回を追うごとに高くなっている。逆に、「子どもにとって有害な情報を掲載」は、前は前々回より1ポイント、今回は前回より3ポイント低くなっている。「未成年者の実名等を掲載」でも差は小さいが同じ傾向が見られる。

また、「プライベートな情報を公開」は前回より9ポイント、前々回より6ポイント高くなっているが、「子どもにとって有害な情報を掲載」は前回より3ポイント、前々回より4ポイント低くなっているために順位が入れ替わっている。

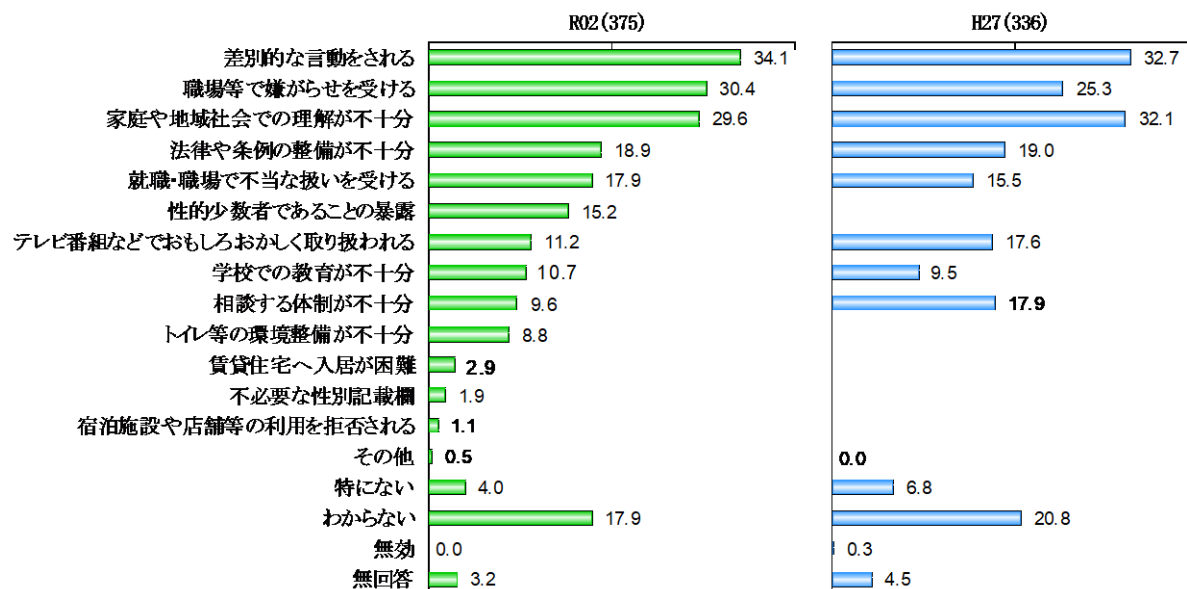
県全体と比較すると、順位・数値とも大きな差は見られないが、「プライベートな情報を公開」(県全体25.2%)で本市の方が5ポイント高い。

## 11) 性的少数者に関する人権上の問題点

問17 性的少数者（性同一性障害、同性愛、両性愛の人など）に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	9. 本人の了解を得ずに、性的少数者であることを他者に暴露すること
2. 就職の際や職場で不当な扱いを受けること	10. 申請書などで必要がないと思われる性別記載欄があること
3. 差別的な言動をされること	11. 賃貸住宅への同性カップルの入居が困難であること
4. 家庭や地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと	12. トイレや更衣室が使いにくいなど環境整備が十分でないこと
5. 学校での教育が十分に行われていないこと	13. 宿泊施設や店舗等の利用を拒否されること
6. テレビ番組などでおもしろおかしく取り扱われること	14. その他（具体的に： )
7. 相談する体制が十分に整備されていないこと	15. 特にない
8. 法律や条例（同性婚やパートナー制度など）が十分に整備されていないこと	16. わからない

図17 性的少数者に関する人権上の問題点



今回は、新たに「性的少数者であることの暴露」「不必要な性別記載欄」「賃貸住宅へ入居が困難」「トイレ等の環境整備が不十分」「宿泊施設や店舗等の利用を拒否される」の5項目が加えられた。

性的少数者に関する人権上の問題点では、「差別的な言動をされる」が34.1%で高く、「職場等で嫌がらせを受ける」が30.4%、「家庭や地域社会での理解が不十分」が29.6%で続いている。今回加えられた「性的少数者であることの暴露」は15.2%で6位であったが、「トイレ等の環境整備が不十分」は8.8%、「賃貸住宅へ入居が困難」は2.9%、「不必要な性別記載欄」は1.9%、「宿泊施設や店舗等の利用を拒否される」は1.1%と低かった。「わからない」は17.9%と高く、「特にない」と合わせると21.9%となる。

前回と比較すると、回答項目が大きく変わっているため単純に比較できないが、前回3位の「職場等で嫌がらせを受ける」が5ポイント高くなり、前回2位の「家庭や地域社会での理解が不十分」が3ポイント低くなっているために2位と3位の順位が入れ替わっている。また、「テレビ番組などでおもしろおかしく取り扱われる」が6ポイント、「相談する体制が不十分」が8ポイント低くなっている。

県全体と比較すると、「差別的な言動をされる」（県全体29.8%）、「職場等で嫌がらせを受ける」（県全体27.1%）、「就職・職場で不当な扱いを受ける」（県全体15.5%）で本市の方が2~4ポイント高くなっている。



## 12) 新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点

問 18 新型コロナウイルス感染症に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。(回答は3つまで)

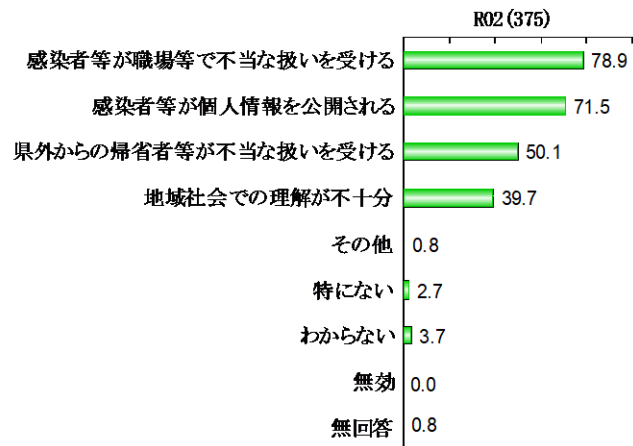
- |                                                                                                    |                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1. 新型コロナウイルス感染症自体について、地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと                                                       | 3. 感染者、エッセンシャルワーカーまたはこれらの家族等が、個人情報インターネットで公開され、誹謗中傷されたり、誤った情報を掲載されたりすること |
| 2. 感染者、エッセンシャルワーカー（医療従事者等）の暮らしに不可欠な仕事に従事している人々またはこれらの家族等が、職場や学校、住居周辺等で嫌がらせやいじめを受けたり、不当な扱いを受けたりすること | 4. 県外からの帰省者や旅行者等が、嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすること                               |
|                                                                                                    | 5. その他（具体的に： _____）                                                      |
|                                                                                                    | 6. 特にない                                                                  |
|                                                                                                    | 7. わからない                                                                 |

図 18 新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点

この調査項目は、今回新たに設定したものである。

新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点としては、「感染者等が職場等で不当な扱いを受ける」が 78.9%と最も高く、「感染者等が個人情報を公開される」が 71.5%、「県外からの帰省者等が不当な扱いを受ける」が 50.1%で続いている。

県全体と比較すると、順位は変わらないが、本市の方が「感染者等が職場等で不当な扱いを受ける」（県全体 73.9%）と「感染者等が個人情報を公開される」（県全体 66.1%）で共に 5 ポイント、「県外からの帰省者等が不当な扱いを受ける」（県全体 46.9%）で 3 ポイント高くなっている。



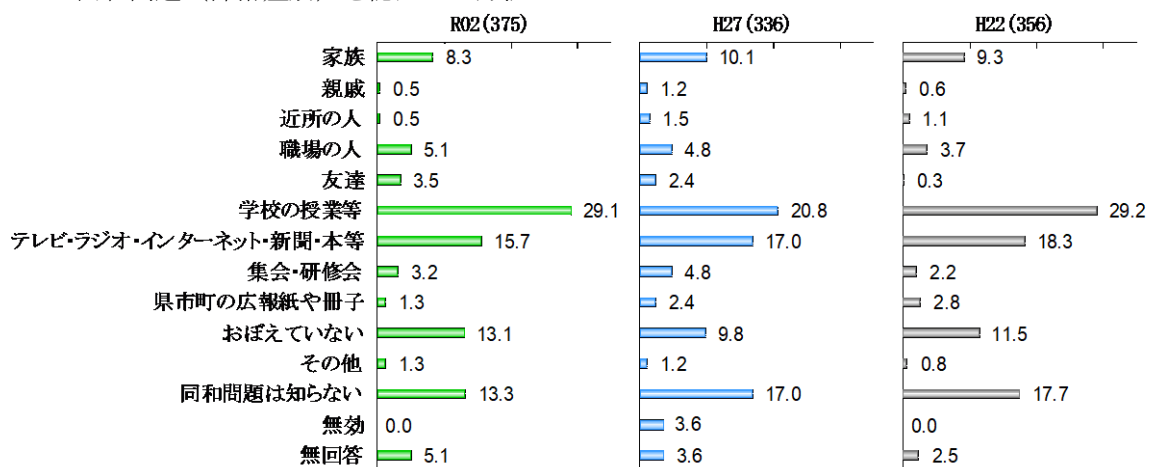
### 3 同和問題（部落差別）について

#### 1) 同和問題（部落差別）を認知した方法

問 19 あなたが、同和問題（部落差別）について知ったきっかけは、次のどれですか。（回答は1つ）

- |                               |                                       |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 家族（祖父母、父母、兄弟など）から聞いた       | 8. 集会や研修会で知った                         |
| 2. 親戚の人から聞いた                  | 9. 県や市町の広報紙や冊子などで知った                  |
| 3. 近所の人から聞いた                  | 10. 知っているが、きっかけはおぼえていない               |
| 4. 職場の人から聞いた                  | 11. その他（具体的に： ）                       |
| 5. 友達から聞いた                    | 12. 同和問題（部落問題）は知らない【問26以降の質問にお答えください】 |
| 6. 学校の授業で教わった                 |                                       |
| 7. テレビ・ラジオ・インターネット・新聞・本などで知った |                                       |

図 19-1 同和問題（部落差別）を認知した方法

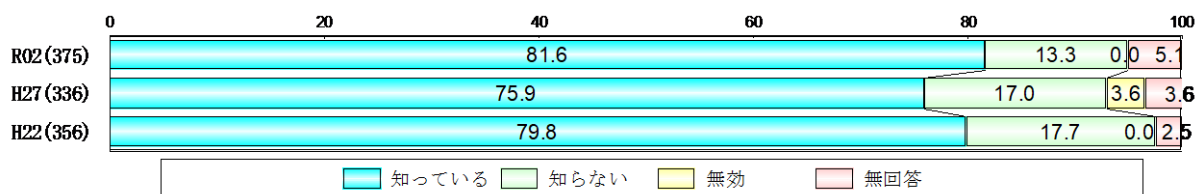


同和問題（部落差別）について認知した方法では、「学校の授業等」が 29.1%で最も高く、次に「テレビ・ラジオ・インターネット・新聞・本等」の 15.7%、「家族」の 8.3%と続いている。「おぼえていない」は 13.1%、「知らない」は 13.3%であった。

前回・前々回と比較すると、「学校の授業等」は前回より 8 ポイント高いが、「家族」は 2 ポイント、「同和問題は知らない」は 4 ポイント低い。「おぼえていない」は、前回・前々回より 2~3 ポイント高くなっている。

県全体と比較すると、大きな違いはないが、「同和問題は知らない」（県全体 15.1%）は 2 ポイント低く、「職場の人」（県全体 3.5%）、「学校の授業等」（県全体 27.1%）、「テレビ・ラジオ・インターネット・新聞・本等」（県全体 14.2%）の 3 項目では 2 ポイント高い。

図 19-2 同和問題の認知率



「1. 家族」から「11. その他」までの項目の中から 1 つを回答した 306 名が、同和問題を「知っている」ことになる。

同和問題の認知率（「知っている」人の割合）は 81.6%で、前々回より 2 ポイント、前回より 6 ポイント高くなっている。「知らない」は前回、前々回より 4 ポイント低い。

県全体では「知っている」が 77.0%、「知らない」が 15.1%であり、本市の方が「知っている」で 5 ポイント高く、逆に「知らない」で 2 ポイント低い。

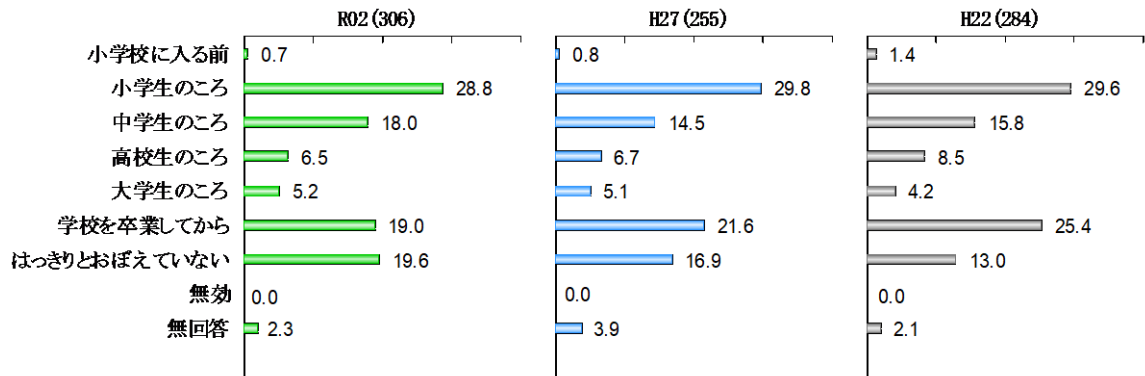
## 2) 同和問題（部落差別）を認知した時期

【次の問 20 から問 25 までは、上の問 19 で 1 から 11 までを選んだ人のみ、お答えください。】

問 20 同和問題（部落差別）について、初めて知ったのはいつごろですか。（回答は 1 つ）

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| 1. 小学校に入る前 | 5. 大学生のころ       |
| 2. 小学生のころ  | 6. 学校を卒業してから    |
| 3. 中学生のころ  | 7. はっきりとおぼえていない |
| 4. 高校生のころ  |                 |

図 20 同和問題（部落差別）を認知した時期



今回の調査では、前回・前々回の「社会人になってから」が「学校を卒業してから」に変わり、「その他」が削除された。

同和問題（部落差別）を認知した時期については、「小学生のころ」が 28.8% で最も高く、「はっきりとおぼえていない」（19.6%）、「学校を卒業してから」（19.0%）、「中学生のころ」（18.0%）と続いている。

前回・前々回と比較すると、「学校を卒業してから」が前々回より 6 ポイント、前回より 3 ポイント低く、「中学生のころ」は前回・前々回より 2~4 ポイント高く、「はっきりとおぼえていない」は前回より 3 ポイント、前々回より 7 ポイント高くなっている。

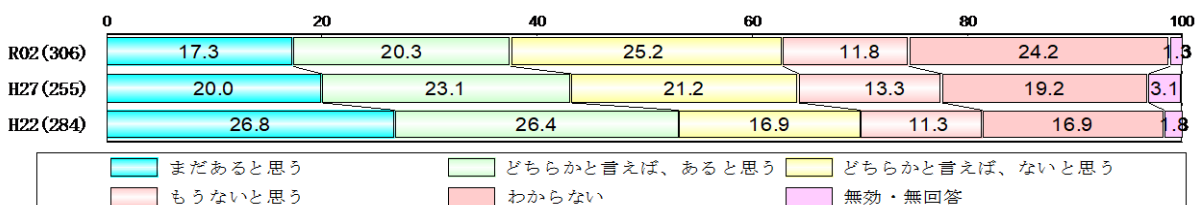
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「大学生のころ」（県全体 3.2%）がやや高く、「はっきりとおぼえていない」（県全体 21.4%）がやや低い。

## 3) 差別意識の有無

問 21-1 あなたは、被差別部落（同和地区）への差別意識はまだあると思いますか。（回答は 1 つ）

- |                   |                 |                   |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| 1. まだあると思う        | → 問21-2にお答えください | 3. どちらかと言えば、ないと思う |
| 2. どちらかと言えば、あると思う | → 問21-2にお答えください | 4. もうないと思う        |
|                   |                 | 5. わからない          |

図 21-1 差別意識の有無



差別意識の有無については、「どちらかと言えば、ないと思う」が 25.2%、「わからない」が 24.2% と拮抗し、「どちらかと言えば、あると思う」20.3%、「まだあると思う」が 17.3% で、「もうないと思う」は 11.8% である。

「まだあると思う」と「どちらかと言えば、あると思う」の 2 つを合わせた「ある」は 37.6%、

「もうないと思う」と「どちらかと言えば、ないと思う」を合わせた「ない」の36.9%とほぼ同じである。

前回・前々回と比較すると、「ある」は前回の43.1%より6ポイント、前々回の53.2%より16ポイント低く、逆に「ない」が前回の34.5%より2ポイント、前々回の28.2%より9ポイント高くなっている。「わからない」が前回より5ポイント、前々回より7ポイント高い。

県全体と比較すると、「どちらかと言えば、ないと思う」（県全体20.6%）で本市の方が4ポイント高く、他はすべてやや低い。「ある」（県全体40.4%）は3ポイント低く、「ない」（県全体33.9%）は3ポイント高い。

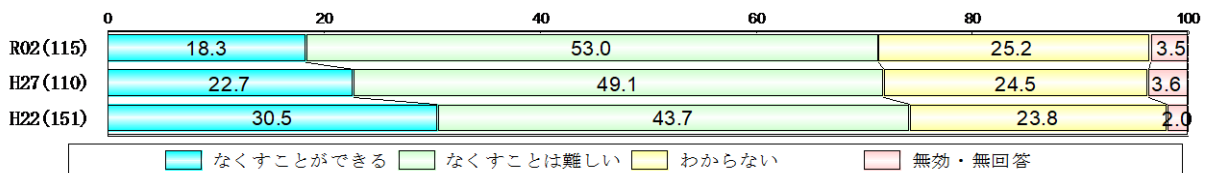
#### 4) 解決への展望

【上の問21-1で、「1. まだあると思う」または「2. どちらかと言えば、あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。】

問21-2 それは近い将来なくすことができると思えますか。（回答は1つ、選んだ理由もご記入ください）

1. なくすことができる	3. わからない
2. なくすことは難しい	

図21-2 解決への展望



問20-1で、「1. まだあると思う」または「2. どちらかと言えば、あると思う」と回答した115名が対象である。

解決への展望では、「なくすことは難しい」が53.0%で、「なくすことができる」の18.3%より35ポイント高い。

前回・前々回と比較すると、「なくすことができる」は前々回30.5%、前回22.7%、今回18.3%と低くなり、逆に「なくすことは難しい」が前々回43.7%、前回49.1%、今回53.0%と高くなっている。「わからない」もやや高くなっている。

県全体と比較すると、「なくすことは難しい」（県全体49.3%）で本市の方が4ポイント高く、「なくすことができる」（県全体19.7%）、「わからない」（県全体26.7%）は1~2ポイント低くなっている。

#### 5) 同和問題（部落差別）に関する人権上の問題点

問22 あなたは、同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思えますか（回答は3つまで）

1. 交際や結婚を周囲が反対すること	7. 被差別部落（同和地区）への居住の敬遠
2. 就職の際や職場で不当な扱いをすること	8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること
3. 差別的な言動をすること	9. その他（具体的に：）
4. 差別的な落書きをすること	10. 特に起きているとは思わない
5. 身元調査をすること	11. わからない
6. 地域の活動やつきあいで差別・不当な扱い	

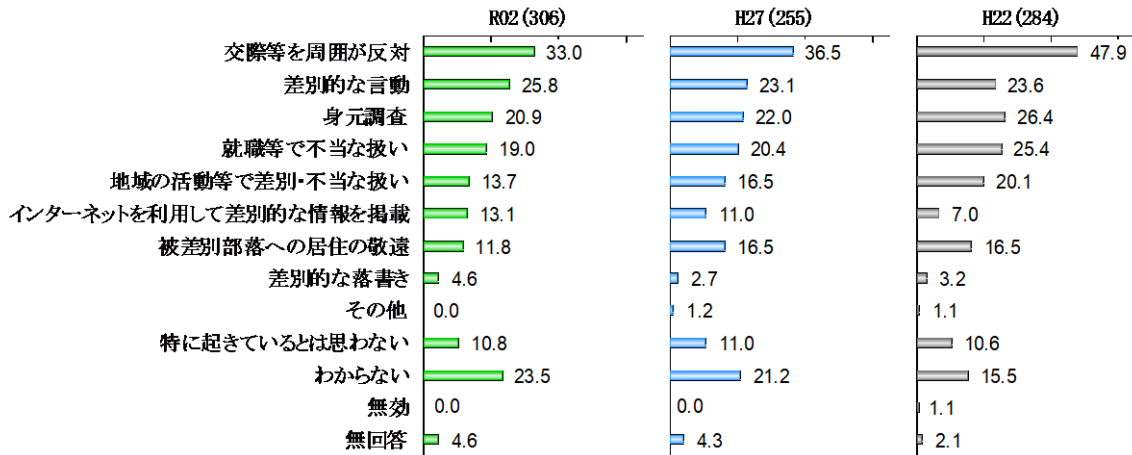
同和問題（部落差別）に関する人権上の問題点としては、「交際等を周囲が反対」が33.0%で最も高く、次いで「差別的な言動」「身元調査」が20%台、「就職で不当な扱い」「地域の活動等で差別・不当な扱い」「インターネットを利用して差別的な情報を掲載」「被差別部落への居住の敬遠」の順に10%台で続く。「特に起きているとは思わない」と答えた人が10.8%、また、「わからない」と答えた人も23.5%いた。

前回・前々回と比較すると、「交際等を周囲が反対」「身元調査」「就職で不当な扱い」「地域の活動等で差別・不当な扱い」「被差別部落への居住の敬遠」の5項目では前々回より前回、前回より

今回が低くなっているが、「差別的な言動」「インターネットを利用して差別的な情報を掲載」「差別的な落書き」の3項目では前回または前々回より高くなっている。「特に起きているとは思わない」は前回、前々回と差はないが、「わからない」は増加している。

県全体と比較すると、「交際等を周囲が反対」（県全体 36.5%）、「被差別部落への居住の敬遠」（県全体 14.9%）で本市の方が3~4ポイント低いですが、「就職で不当な扱い」（県全体 17.4%）、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載」（県全体 11.0%）では2ポイント高い。

図 22 同和問題（部落差別）に関する人権上の問題点

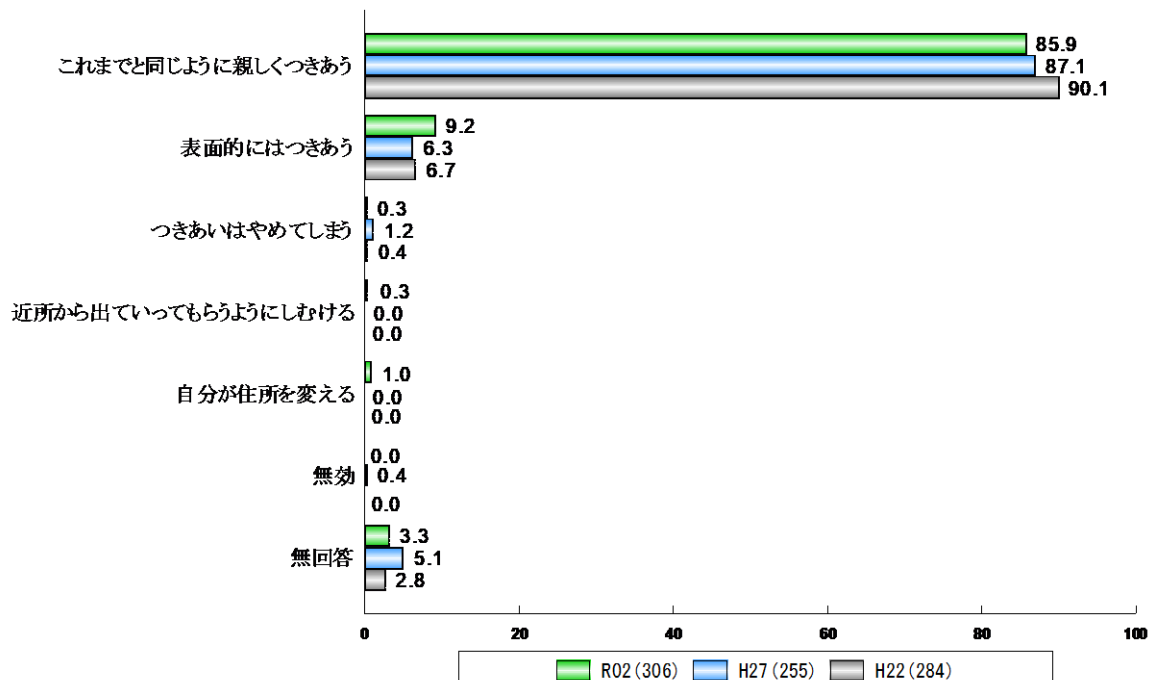


## 6) 隣近所との交際

問 23 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人が、被差別部落（同和地区）の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。（回答は1つ）

- |                             |                               |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. これまでと同じように親しくつきあう        | 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける |
| 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避ける | 5. 自分が住所を変える                  |
| 3. つきあいはやめてしまう              |                               |

図 23 隣近所との交際



隣近所との交際については、「これまでと同じように親しくつきあう」が 85.9% (263 名) で最も高く、「表面的にはつきあう」は 9.2% (28 名)、「つきあいはやめてしまう」「近所から出ていってもらいようにしむける」が共に 0.3% (1 名)、「自分が住所を変える」は 1.0% (3 名) であった。

前回・前々回と比較すると、「これまでと同じように親しくつきあう」は前々回 90.1%、前回 87.1%、今回 85.9%と回を追うごとに低くなっている。「表面的につきあう」は、前々回・前回より 3 ポイント高い。「近所から出ていってもらいようにしむける」「自分が住所を変える」は前回・前々回は 0.0% であった。

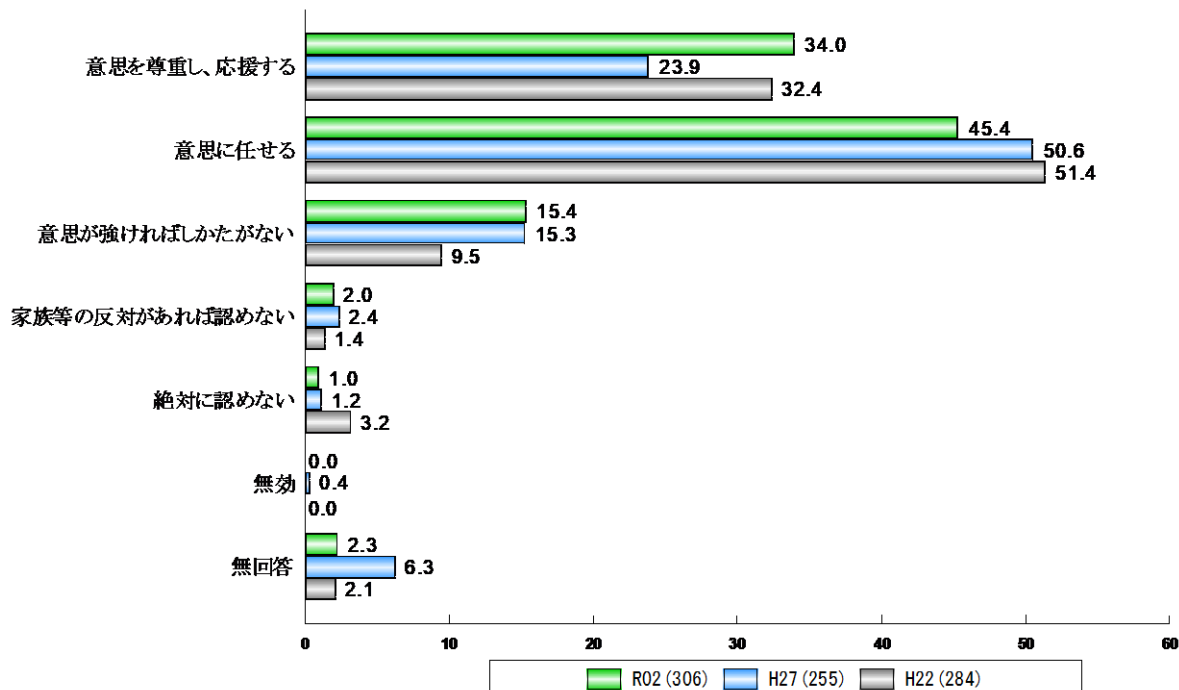
県全体と比較すると、大きな違いは見られない。

## 7) 結婚に対する態度

**問 24 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落（同和地区）の出身であることを知った場合、あなたはどのようにしますか。（回答は 1 つ）**

- |                                |                           |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 子どもの意思を尊重し、親として応援をする        | 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない |
| 2. 子どもの意思に任せる                  | 5. 結婚を絶対に認めない             |
| 3. 親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない |                           |

図 24 結婚に対する態度



結婚に対する態度については、「意思に任せる」が 45.4% (104 名) で最も高く、次いで「意思を尊重し、応援する」が 34.0% (139 名)、「意思が強ければしかたがない」が 15.4% (47 名) となっている。「家族等の反対があれば認めない」(6 名)と「絶対に認めない」(3 名)を合わせた「認めない」は、9 名 (2.9%) となる。

前回・前々回と比較すると、「意思を尊重し、応援する」は前回より 10 ポイント、前々回より 2 ポイント高いが、「意思に任せる」は前々回 51.4%、前回 50.6%、今回 45.4%と回を追うごとに低くなっている。「意思が強ければしかたがない」は前回とほぼ同じであるが、前々回より 6 ポイント高い。

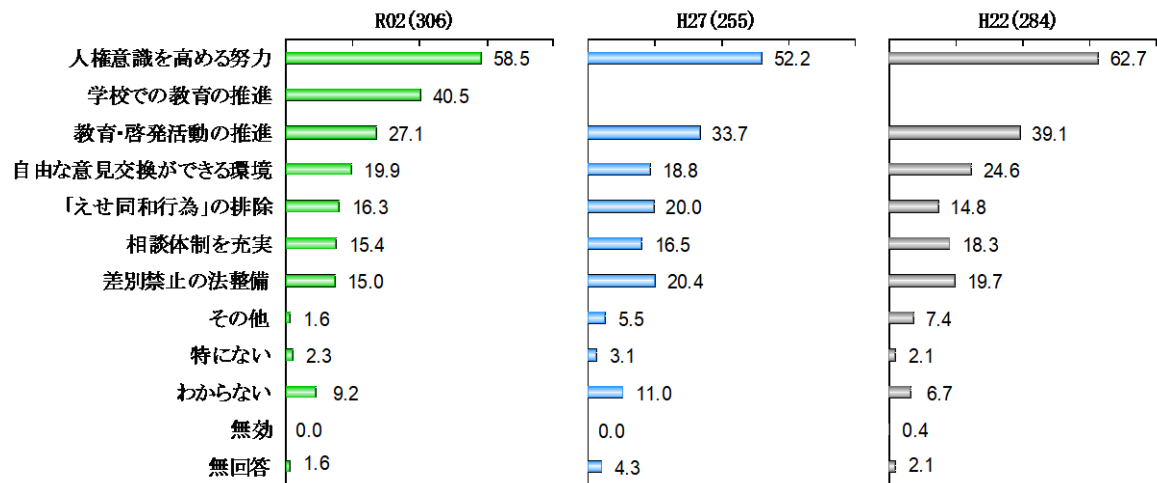
県全体と比較すると、「意思を尊重し、応援する」(県全体 31.7%)は本市の方が 2 ポイント高いが、「意思に任せる」(県全体 47.9%)は 3 ポイント低い。

## 8) 同和問題（部落差別）の解決に必要なこと

**問25 あなたは、同和問題（部落差別）の解決にどのようなことが必要だと思いますか。（回答は3つまで）**

1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする	6. 差別を禁止する法整備を行う
2. 自由な意見交換ができる環境をつくる	7. 同和問題（部落差別）を口実とした「えせ同和行為」を排除する
3. 相談体制を充実する	8. その他（具体的に： ）
4. 学校での教育を推進する	9. 特にない
5. 地域社会や企業等での教育・啓発活動を推進する	10. わからない

図 25 同和問題（部落差別）の解決に必要なこと



今回、新たに「学校での教育の推進」が回答項目に加えられた。

同和問題（部落差別）の解決に必要なことについては、「人権意識を高める努力」が 58.5% で最も高く、今回加えられた「学校での教育の推進」が 40.5%、「教育・啓発活動の推進」が 27.1% で続いているが、他は 10% 台である。

前回・前々回と比較すると、「学校での教育の推進」が加えられたため単純には比較できないが、「教育・啓発活動の推進」は前回より 7 ポイント、前々回より 12 ポイント低くなっている。また、「差別禁止の法整備」も前回、前々回より共に 5 ポイント低くなっている。

県全体と比較すると、「人権意識を高める努力」（県全体 55.1%）で本市の方が 3 ポイント高く、「学校での教育の推進」（県全体 37.5%）でも 3 ポイント高くなっている。

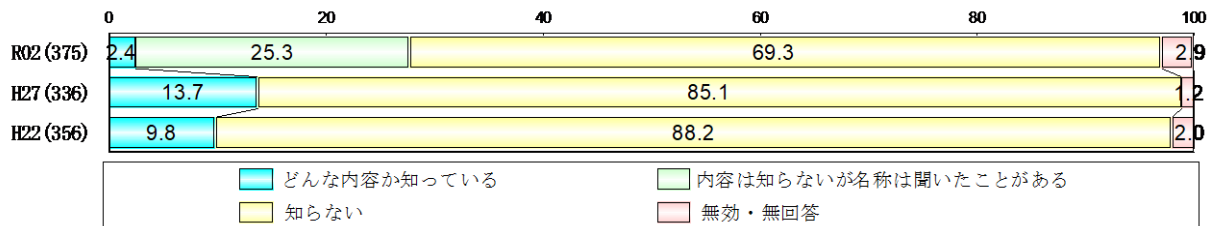
## 4 人権教育・啓発活動の取り組みについて

### 1) 「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度

問26 長崎県では、平成29年3月に長崎県人権教育・啓発基本計画の第2次改訂を行い、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいます。あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」について、どの程度ご存じですか。（回答は1つ）

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| 1. どんな内容か知っている         | 3. 知らない |
| 2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある |         |

図26 基本計画の認知度



前回・前々回の回答項目は、「1. 知っている」「2. 知らない」の2つであったが、今回「内容は知らないが名称は聞いたことがある」が加えられた。

「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知については、「知っている」は2.4%で、「内容は知らないが名称は聞いたことがある」が25.3%、「知らない」69.3%であった。

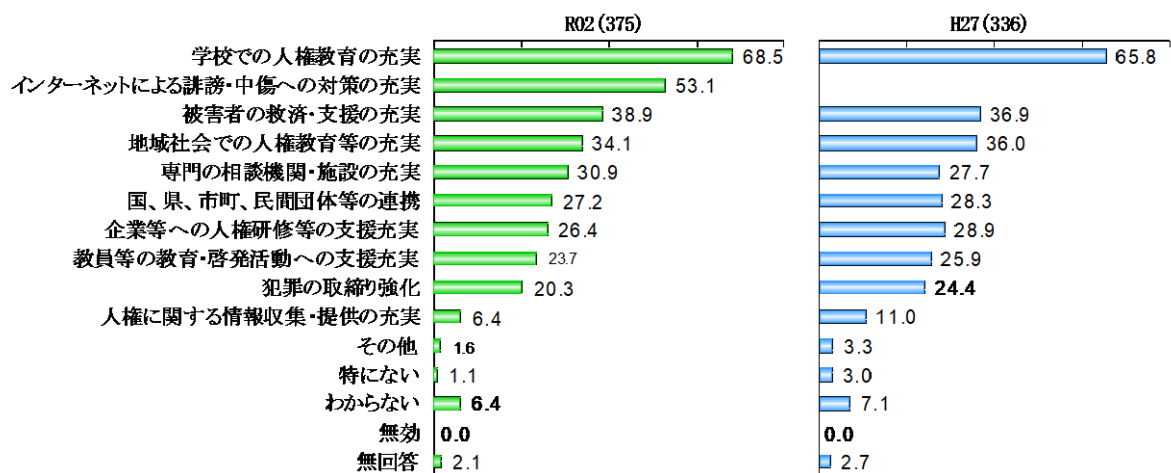
前回・前々回とは、回答項目が変わったため比較できない。県全体とは、大きな違いは見られない。

### 2) 人権尊重社会実現のために必要な施策

問27 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。（回答はいくつでも）

- |                                  |                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 学校での人権教育を充実する                 | 7. インターネットによる誹謗・中傷への対策を充実する          |
| 2. 地域社会での人権教育や啓発活動を充実する          | 8. 犯罪の取締りを強化する                       |
| 3. 企業等への人権研修や社内研修体制整備への支援を充実する   | 9. 図書、ビデオ、啓発資料等の人権に関する情報の収集及び提供を充実する |
| 4. 教員や社会教育関係者が行う教育・啓発活動への支援を充実する | 10. 国、県、市町、民間団体等の関係機関が連携を図る          |
| 5. 人権問題に対応する専門の相談機関・施設を充実する      | 11. その他（具体的に：）                       |
| 6. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する        | 12. 特にない                             |
|                                  | 13. わからない                            |

図27 人権尊重社会実現のために必要な施策





この設問は、前回から設定されたもので、今回、新たに「インターネットによる誹謗・中傷への対策の充実」が回答項目に加えられた。

人権尊重社会実現のために必要な施策では、「学校での人権教育の充実」が68.5%と最も高く、今回加えられた「インターネットによる誹謗・中傷への対策の充実」が53.1%で続く。「被害者の救済・支援の充実」「地域社会での人権教育等の充実」「専門の相談機関・施設の充実」が30%台で続いている。

前回と比較すると、「学校での人権教育の充実」「専門の相談機関・施設の充実」では前回より3ポイント高くなっているが、「企業等への人権研修等の支援充実」「犯罪の取締り強化」「人権に関する情報収集・提供の充実」では3～5ポイント低くなっている。

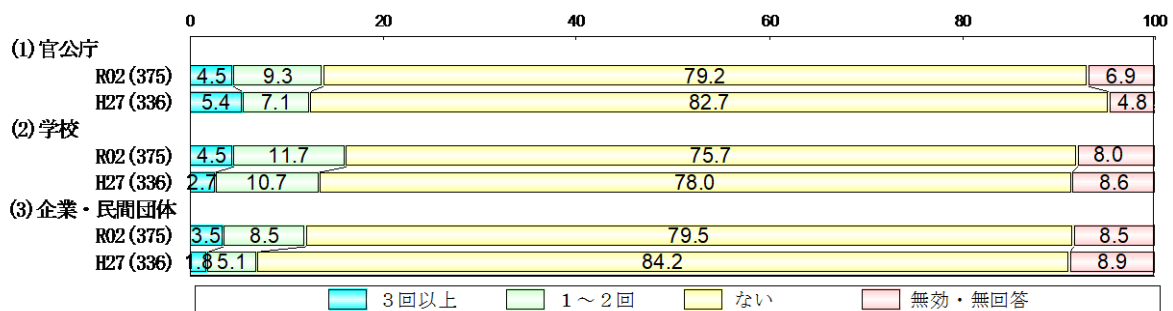
県全体と比較すると、「被害者の救済・支援の充実」（県全体34.0%）で本市の方が5ポイント高く、「専門の相談機関・施設の充実」（県全体26.8%）「学校での人権教育の充実」（県全体65.4%）でも3～4ポイント高い。

### 3) 啓発活動への接触度

**問28 あなたは、人権についての講演会や研修会、イベントなどに、どの程度参加したことがありますか。次の(1)～(3)のそれぞれについてお答えください。（回答は1つずつ）**

(1) 官公庁（国、県、市町、公的機関）	(3) 企業・民間団体（NPO・NGOなど）
(2) 学校（大学、短大、専門学校を含む）	
1. 3回以上	2. 1～2回
	3. ない

図28 講演会・研修会などの参加状況



この設問は、前回から設定されたものであるが、前回の回答項目の「何回も参加した」が「3回以上」に変更された。

「参加したことがある」とは、「3回以上」と「1～2回」を合わせたものを示す。（ ）内は、県全体の数値である。

- (1) 官公庁主催の講演会・研修会等に「参加したことがある」人は、13.9%（16.8%）
  - (2) 学校主催の講演会・研修会等に「参加したことがある」人は、16.3%（16.9%）
  - (3) 企業・民間団体主催の講演会・研修会等に「参加したことがある」人は、12.0%（10.3%）
- である。

「参加したことがある」を前回と比較すると、「企業・民間団体」で5ポイント、「学校」で3ポイント、「官公庁」でも1ポイント高くなっている。

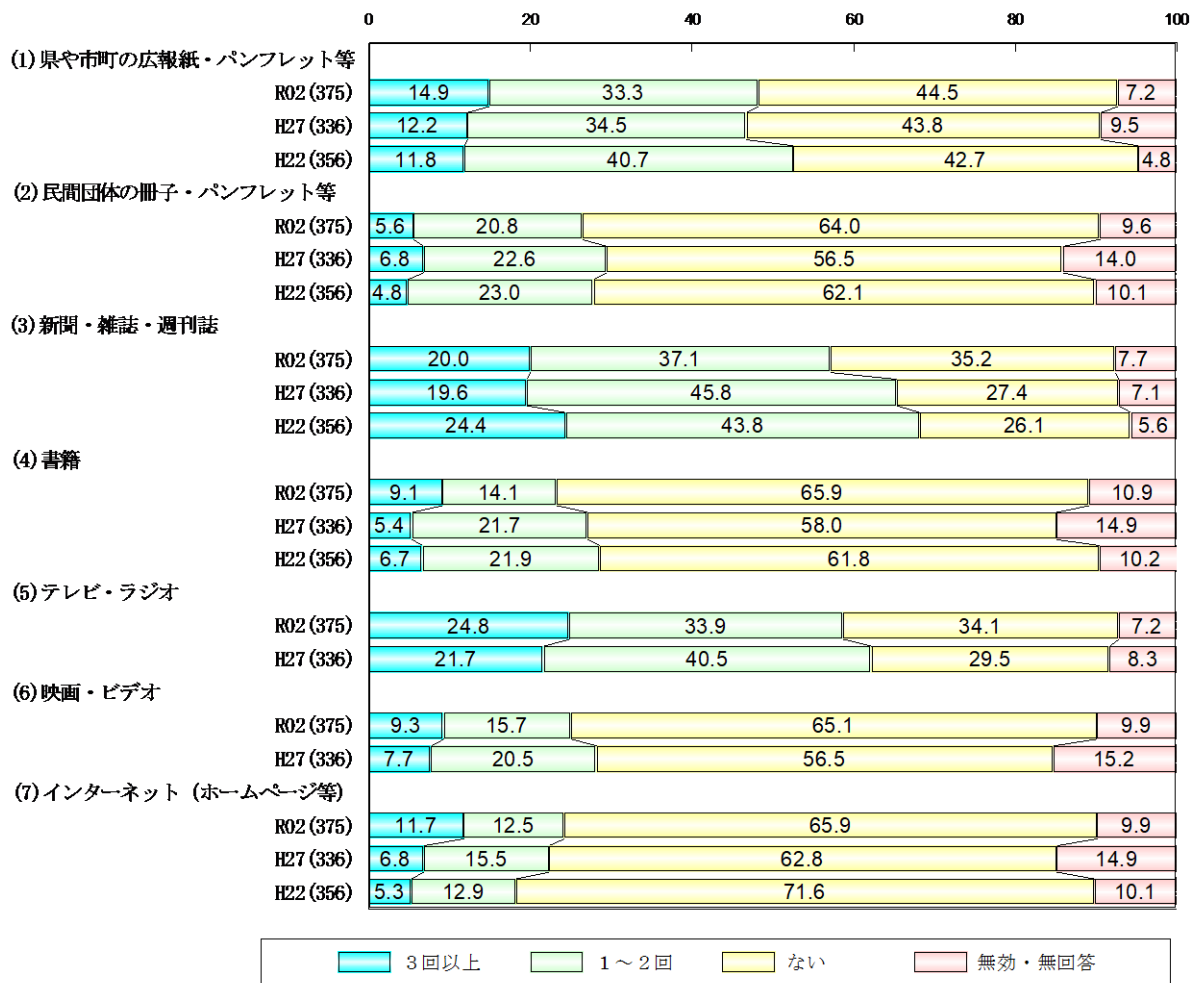
県全体との比較では、「官公庁」で本市の方が3ポイント低いが、「企業・民間団体」では2ポイント高くなっている。

### 4) 人権情報を提供する媒体への接触度

**問29 あなたは、新聞や雑誌の記事など人権の啓発に関する情報を、どの程度読んだり見聞きしたりしたことがありますか。次の(1)～(7)のそれぞれについてお答えください。（回答は1つずつ）**

(1) 県や市町の広報紙・パンフレット等	(5) テレビ・ラジオ
(2) 民間団体の冊子・パンフレット等	(6) 映画・ビデオ
(3) 新聞・雑誌・週刊誌	(7) インターネット（ホームページ等）
(4) 書籍	
1. 3回以上	2. 1～2回
	3. ない

図 29 人権情報を提供する媒体への接触度



前々回の回答項目「テレビ・ラジオ・映画・ビデオ」が、前回から「テレビ・ラジオ」「映画・ビデオ」の2項目に分かれた。また、前回の回答項目の「何回も参加した」が「3回以上」に変更された。

「読んだ（見聞きした）ことがある」とは「3回以上」と「1～2回」を合わせたものを示す。

( ) 内は、県全体の数値である。

- (1) 県や市町の広報紙・パンフレット等を「読んだことがある」人は、48.3% (48.2%)
  - (2) 民間団体の冊子・パンフレット等を「読んだことがある」人は、26.4% (26.6%)
  - (3) 新聞・雑誌・週刊誌を「読んだことがある」人は、57.1% (56.0%)
  - (4) 書籍を「読んだことがある」人は、23.2% (23.0%)
  - (5) テレビ・ラジオを「見たことがある」人は、58.7% (59.6%)
  - (6) 映画・ビデオを「見たことがある」人は、25.1% (26.9%)
  - (7) インターネット（ホームページ等）を「見たことがある」人は、24.3% (25.0%)
- である。

「新聞・雑誌・週刊誌」「テレビ・ラジオ」を「読んだ（見聞きした）ことがある」は60%近くあり、「県や市町の広報紙・パンフレット等」は50%に近い。

前回・前々回との比較では、「新聞・雑誌・週刊誌」「書籍」「テレビ・ラジオ」「映画・ビデオ」との接触度は減少傾向にあるが、「インターネット（ホームページ等）」では増加傾向にある。

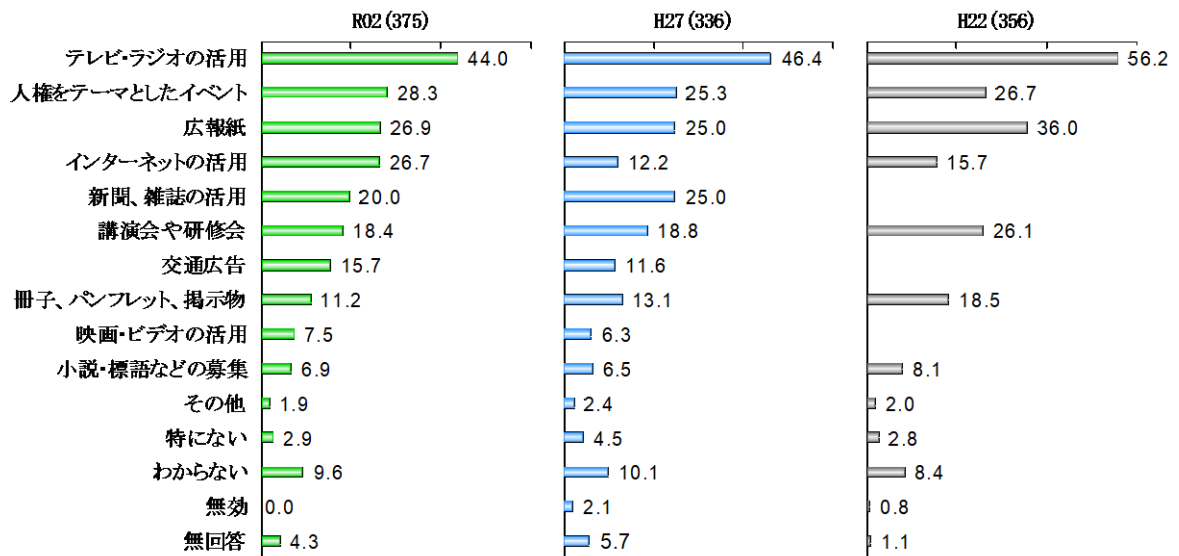
県全体と接触度を比較すると、大きな違いは見られないが、「映画・ビデオ」が2ポイント低い。

5) 効果的な社会教育・啓発広報活動

問30 あなたは、人権教育・啓発を推進するためには、県や市町によるどのような活動が効果的だと思いますか。（回答は3つまで）

- |                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| 1. 講演会や研修会               | 8. 映画・ビデオを活用した啓発                |
| 2. 人権をテーマとしたイベント         | 9. インターネット（ホームページ、SNSなど）を活用した啓発 |
| 3. 人権に関する小説、作文、標語などの募集   | 10. 交通広告（バスや電車等の車内広告など）         |
| 4. 広報紙を活用した啓発            | 11. その他（具体的に： )                 |
| 5. 冊子、パンフレット、掲示物（ポスターなど） | 12. 特にない                        |
| 6. 新聞、雑誌を活用した啓発          | 13. わからない                       |
| 7. テレビ・ラジオを活用した啓発        |                                 |

図30 効果的な社会教育・啓発広報活動



効果的な社会教育・啓発広報活動では、「テレビ・ラジオの活用」が44.0%で最も高く、「人権をテーマとしたイベント」「広報紙」「インターネットの活用」「新聞、雑誌の活用」の順で共に20%台で続いている。

前回・前々回との比較では、「テレビ・ラジオの活用」は3回の調査とも1位であるが、減少傾向にある。「講演会や研修会」、「冊子、パンフレット、掲示物」も同様の傾向がある。「インターネットの活用」は前々回15.7%、前回12.2%と低くなっていたが、今回は26.7%で前回より15ポイント高くなっている。

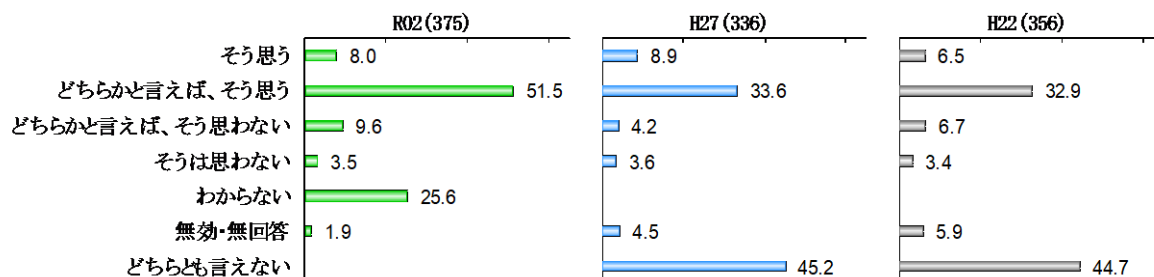
県全体で20%以上の項目を見ると、「テレビ・ラジオの活用」(39.8%)、「人権をテーマとしたイベント」(26.8%)、「広報紙」(25.5%)、「講演会や研修会」(23.4%)、「インターネットの活用」(22.7%)の順になっている。「テレビ・ラジオの活用」「インターネットの活用」「交通広告」の3項目では本市の方が4ポイント高いが、「講演会や研修会」「冊子、パンフレット、掲示物」ではそれぞれ5、3ポイント低い。

## 6) 長崎県の人権尊重度

問31 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県だと思いますか。(回答は1つ)

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 1. そう思う            | 4. そうは思わない |
| 2. どちらかと言えば、そう思う   | 5. わからない   |
| 3. どちらかと言えば、そう思わない |            |

図30 長崎県の人権尊重度



今回の調査では、前回・前々回の回答項目「どちらとも言えない」が削除され、「わからない」が追加された。

長崎県の人権尊重度では、「そう思う」が8.0%、「どちらかと言えば、そう思う」が51.5%、これらを合わせた「思う」は59.5%となる。

前回・前々回とは、回答項目が大きく変わったため比較できない。

県全体と比較すると、「どちらかと言えば、そう思う」(県全体44.6%)で本市の方が7ポイント高く、「わからない」(県全体32.3%)で7ポイント低い。

## 5 人権問題解決等に関する意見や要望

### 問32 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）などの人権問題解決や人権尊重の社会づくりについて、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

回答者総数375名のうち回答した人は78名（20.8%）であり、前回の22.6%よりやや低くなっている。前々回は16.9%であった。

寄せられた意見等には、行政に対する意見・要望に限らず、人権問題に関わる様々な提言や意見も多くあった。ここでは、寄せられた78件の「意見・要望」の中から特徴的なものを選び、掲載している。

なお、掲載に際しては、原則として原文のままとし、回答者の性・年齢・職業を付した。ただし、明らかな誤字は訂正し、現在はあまり使用されていない漢字表現などは原文の内容を損ねない範囲で現代風に改めている。

- ◎ もしも自分がその立場だったらとか、相手の気持ちになって考えるという教育を小さい頃から受けた方が良いと思う。先生だけの話しではなくて、実際に会って会話とかした方が勉強になって良いと思う。  
(男性/18～29歳/企業等に勤務する人)
- ◎ 中々難しい問題だと思います。簡単な様で簡単じゃないのが人権問題ですよネ。1人1人の理解がなければいけないと思います、外国の様に。日本人は、良くも悪しくも視野が狭いのではないかと思います。私自身も、人を傷つけない様に意識していきたいと思います。  
(女性/40～49歳/その他)
- ◎ 色々な人権問題がありますが、コロナでのうわさ話など、今は人から人へのうわさが一番恐ろしいと思うようになりました。人の立場に立って、相手の気持ちをくみとる教育がなされていないのでしょうか…まずは、大人がもう一度”もし自分がこの人の立場だったら”と考えることができるよう自分をふり返り、身近なところから人の心を思いやる教育…共育…を始め直さなければと思っています。  
(女性/50～59歳/企業等に勤務する人)
- ◎ 人権、同和対策は、得てして経済を左右する事柄ではないため軽視される面がある。県が策定した基本計画にもあるように、義務教育の中で十分に考えさせることが必要。これは、生活する中で教育も必要となるであろうし、例えばクラブ活動の中で、指導者も含めての教育が必要であろう。まわりのものに対する「リスペクト精神」の意識を常に持つことができる人間を育てていくこと。様々な分野との連携。等々  
去年度末まで、基本計画策定に携わってまいりました。お世話になりました。  
(男性/60～69歳/企業等に勤務する人)
- ◎ 「そういった差別がある」という認識が、差別がなくならない要因の一つでもあると感じる。とはいえ、差別する人間がいる限り人権教育は欠かせない。社会から人権問題がなくなるまで、法律や民間団体の規則などで徹底して改革するべきだと考える。そうして徹底的に排除したのちに、いつか人々の中から差別意識がなくなればよいと思う。  
子供は大人の真似が上手なので、大人が差別的な行動をとれば子供も同じようにする。長崎は、大人が子供に正しい姿勢をみせる文化が浸透している地域として有名になればよいと思う。  
(女性/18～29歳/医療・保健・福祉関係者)
- ◎ 子どもの頃の方が、人権問題について触れる・学ぶ機会が多かったように思います。“人権問題”と一言で言いますが、内容は多岐にわたっていて、いまいち具体的にわかっていませんでした。今回のアンケートで例えば“新型コロナウイルス感染症”も人権問題の一つであることを認識しました。  
(女性/30～39歳/医療・保健・福祉関係者)
- ◎ 人権問題については、現状を「知る」ということからはじまると思います。当事者やその家族が声を上げる場、それを広く伝える場が必要だと思います。また、学校での教育が一番大切だと思います。  
(女性/30～39歳/主婦・主夫)
- ◎ 働く女性、働きたい女性に関する人権問題は、女性議員等の活躍で、だいぶ改善されましたが、仕事をしていない専業主婦については、未だ地位が低く、人権が保障されていないように思います。例えば思いつきですが、専業主婦に対し、
  - ・学校での保護者役員を非常勤扱いにして、給料を支給する・定期健康診断を充実させ、病気の早期発見に努める
  - ・行政の相談業務、支援を充実させ、孤立させない対策を取る
  - ・子供手当てではなく、専業主婦手当てに変え、

子育てをしている主婦は、手当料を引き上げる等、専業主婦の地位を上げることで、専業主婦だけでなく、子育てに専念したいのに、働かざるを得ない女性の支援にも繋がっていくのではないのでしょうか。

(男性/50～59歳/学校・医療関係以外の公務員)

- ◎ 片親（シングルマザー、シングルファーザー）に対しての職場や子どもの学校、保護者、親族、地域の理解が得られないと感じる。経済的支援制度は不十分。子どもが学校から帰って来る時、一人にならない様、実家で一緒に生活し、両親に支えてもらっているが、経済的にお世話になっているわけではない。児童扶養手当は、同じ住居に住んでいる人の所得も計算に入れられる為カットされている。結局、子どもが自立するまでは給料所得のみなのでフルタイムで働き、子どもより遅くに帰ることしかできないので、実家は出ることができないという矛盾。行政は表面的な所しか見ようとせず、当事者の実態など知る由もないのだと思います。

長崎県は全国的に見ても保守的で、様々な事が遅い。このままでは、九州内だけでも取り残されていくのでは？と感じます。人口減少も、この様な要因が絡んでいる様に感じます。

(女性/30～39歳/医療・保健・福祉関係者)

- ◎ 子供の頃に受ける教育はとても大事だと思います。子供の頃に覚えた事、記憶した事は大人になっても必ず覚えています。

(女性/30～39歳/無職)

- ◎ 私は、人権について自発的に行動することは少なかったため、人権問題には詳しくありません。しかし、私のような人はたくさんいると思います。実際、部落差別について知らない人もいました。

人権問題の中には、現在意識されていない問題があるのではないのでしょうか。そういった問題ほど教育機関で受動的であっても知ってもらえるように、授業、講話等で機会を作るように促していただけたらと思いました。

長崎に生まれたことで戦争、戦争の被害者に対する差別や考え方については多くの知る機会があり、自分なりの思い、考えを持つことができていると感じています。

情報が多いことで、問題に対する様々な考えをもつ団体ができると思うので、これからの人権問題解決や人権尊重の社会づくり等の活動がより活発になるよう願うと共に、自分も今回のアンケートを振り返って知識を増やし、協力できたらと思います。

(女性/18～29歳/学生)

- ◎ 同和問題は、学校で習わなければ知らなかったのに、習ったばかりに子どもたちにその存在を知ら

しめた気がしました。（今、思えば）下手に知らせなければ知らずに済んだものかと思えてなりません。平和教育などと違い、必ずしも教える（？）学ぶ（？）必要のないこともあると思います。

これは、同和についてのみ思うことです。その他の今回対象になっている人権問題は当然知るべき学ぶべきことであると思っております。あくまでも個人的な見解です。

(女性/70歳以上/無職)

- ◎ 私自身が人権問題に直面した記憶がないので、問題意識が欠如していると自覚が足りず意見を申し述べるのが心苦しいのですが、新聞・テレビ等での報道を見聞きするにつけ、腹立たしい気持ちが強くなります。しかし、一般の人は私同様身近に経験することがなく、いつの間にか人権侵害や差別等で他人を傷付けたりしてしまうのかもしれない。私自身も意識せず、他人を傷付けていたかも知れないと思います。精神的・肉体的いかなることでも他人を傷付けることは悪いこと、また犯罪だと認識させることが必要だと思います。

小学生・中学生・高校生・大学生・社会人それぞれの時代に教育、啓発が必要だと思います。それでも世の中犯罪者が無くならないのと同様出来ない人が居ますが、そう云う人は厳罰にするべきだと思います。

あらゆる人権問題・差別が解消できるよう国・自治体・企業・学校が一体となって推進して行くべきです。中には国・自治体の長の方も差別意識を持っていないのが重大問題ではありますが。

(男性/70歳以上/無職)

- ◎ 私の家は毎日のように夫婦喧嘩があっていました。小さな頃から、喧嘩をしていたので、幼い私はずっと耐えるしかありませんでした。怒鳴り声や、何かを投げる音、とても怖かったです。その時は、親が大嫌いです。警察を呼んだ事もあります。我慢し続けた結果、私は、「特発性過眠症」、「自閉スペクトラム症」という精神障害になってしまいました。朝、起きるのが辛く、ひどい時には、夕方まで寝ることも。「自閉スペクトラム症」は生まれもった障害らしく、遺伝でもあるので、両親を恨んだ時期もありました。コミュニケーションがうまくいかず、細かい指示をだしてもらわないとなかなか動けません。なので、よく人をイライラさせます。

私は、障害者の人々が安心して働ける社会にしてほしいです。発達障害を理解出来ない人もいます。「どうしてこれくらいのものでできないの」とか、「きっと治るよ」とか言われたりしますが傷つきます。周りの人の理解やサポートで大きく違います。働きやすい環境を作ってほしいと思います。

(女性/18～29歳/無職)

◎ ある小学校にボランティアで入り、そこで「同和問題」を勉強する機会がありました。それまでは「知らなかった」です。やはり「知らない」「解らない」結果、知らずに人格等差別に加わってしまうと感じました。しっかり理解する機会には必要だと思えます。「寝た子を起こすな」という人もいらっしゃいますが「知らずに罪をつくる」事が有るかもしれません。それば絶対ダメ！！ですヨネ。

(女性/70歳以上/自営業者)

◎ AIを用いて、SNSに寄せられる悩みや不満の声を収集、分析して現状を把握する必要があると思う。人権が大切、差別はいけないことということは誰もが知っている。ただ差別って無意識だし、心ない言葉は無邪気に発せられる。人を傷つけ苦しめる言葉は日常的な何気ない言葉、受け手がおかれた状況で傷ついたりつかなかったりするものだから、発した側も相手を傷つけるようなことを言ったという認識もない。だから言われた側もだまるしかない。人に相談したところで理解されないことも多いと思う。そうなるとより一層傷つき、誰もわかってくれないと絶望してしまう。ただ、人によっては誰にも言えない気持ちをSNSに投稿していると思う。それを分析したら今足りないものが見つかるかと。

私事であるが、心身を壊し、うつ病を発症し、精神科へ通った。はじめの頃は精神科医も優しい言葉をかけてくれたが病気のことについて相談しているのにだんだんとおさなりに。患者が困っていること(心の悩みも不眠など)を問題視しない発言も出るし、まるで自分には関係ないことと突きはなす言葉さえ出るようになった。非常に辛く、苦しい思いをした。しかもその医師は私が死にたいと思っていることも知っていた。医師が心ない対応に自殺の衝動も高まり、それを抑えることにも苦労した。後日、このことをオブラートに伝えたが、医師は私がうつ病から変に受け取ったと、被害者意識も感じさせられる対応をとられた。この時の苦しみ悔しさは、数年たった今でも私を苦しめている。

医師という教育を受けた立場の人間でもこんな対応をする。人権教育の限界を感じた。この問題を役所に伝えても理解されないと思った。正直、誰も理解できないと思う(いじめ問題と同じ構造)私はSNSはしてないが、SNSに投稿する人もいると思う。(誰かに相談しにくい、ある種の恥を感じる事なので)まずは現実を知ることが解決に向けての最初の一步と思う。現実には即さない、ただ研修をしても誰も自分とはちゃんとしていて思っているから、聞き流して終わり。それでプレや新聞等、頻繁に具体的なケースを流すことも大切。無関心な人にはとどかないが、社会的な関心が高まれば、社会も国も厳しくなる。できれば法的整備もとのえてほしい。

(男性/40~49歳/無職)

◎ 女性として最初の会社(東京)でセクシャルハラスメントがひどくて、都の相談センターに相談した。長崎の職場ではセクハラはなかった。部落差別は長崎では聞かない。他の土地の友達とは同和地区がわかると言っているが、そういう地区は国や県が土地を買い取ってわからなくすればいいと思う。こうやって考えると長崎はよそに比べて人権に関してはいいのかなと思った。

(女性/70歳以上/主婦・主夫)

◎ 今や、ネット社会において個人情報全く守られていない。いくつかのサインやアンケートにより、簡単に知られる社会となっている。この様な中で人権は守りたくても、だれかわからない相手との戦いを強いられてくる。対処法もわからず攻撃されるままである。

これらの人権問題は、子供の頃から学校教育でしっかり教育されなければいけないと思います。それも繰り返しの教育が大事でその教育する教師がきちんと教育されていないと子供達は、軽んじてしまう。教育者の育成が最も重要だと思います。子供の時代に、この人権問題をきちんと取り組んだ子供達はきっと大人になった時に、何が差別かが理解でき、人権を尊重する大人になると思います。是非、教育者の育成を教育現場にゆとりがある先生の人員を増やし、子供達に対応していける現場をつくってほしい。また、ネット社会において誹謗中傷の弊害がおそろしい事も子供達にしっかり教えてほしいと思います。

改めて、この様な考える機会を与えていただき感謝します。

(女性/60~69歳/医療・保健・福祉関係者)

◎ 先日、ラジオで聞いてなるほど・・・と思ったことで申し訳ないのですが、「道徳」よりも「人権」について学んでいくことが大切と受け止めた内容でした。「道徳」は国により、又地域により、又人により違う受け止めや認識が相違したりするが人権については絶対に守っていかなければならないと言える。人権を守る・・・ということについて学校で皆で考えていける時間ができたらと思いました。人権といっても難しいとラジオの方がおっしゃっていました。道徳的に違う！と思っても人権を守る！という考えがしっかり根ざしていたら自分と違うことに対するイヤな思いを乗り越える力になるのではないかと感じました。

(女性/50~59歳/企業等に勤務する人)

◎ 大学時代の友人に部落といわれる地区出身の子がいました。その子の家は経済的に困ってはならず裕福だったのですが、部落というだけで補助金がくる。いらぬのになあ・・・と言っていました。お金が来るたび改めて実感させられるとのことで

した。そういう人もいるということを知って柔軟な対応が必要かと思います。

(女性/40～49歳/学校の教職員等)

- ◎ いなかに行けば行くほど、女性の人権は弱いです。長崎の離島はまだまだ封建社会です。

(女性/50～59歳/自営業者)

- ◎ 人間問題が起きるのは、それについて知識が少ないからだと思います。年代毎、世代毎等、分けた感じの研修や講演等取り入れられると、知識が増え意識も高まると思います。また、一方的より相互的に更になっていくと個々人の意識が高まり(増えていき)それらの問題が今より減っていくように思います。相手への思いやりの欠如や自己中心的な考え等に気づかないようになっていくような人にならない為にも、小さい頃から人権について、大人になってからも世代に合わせた内容を継続的に学んでいくことも必要なかなあと感じています。誰かに左右された人生(生活)は、誰も望みません。自分の意志で決めた充実した人生(生活)を送る為にも、社会全体にしっかりと浸透した内容で(テーマ)あって欲しいと思います。

(女性/40～49歳/主婦・主夫)

- ◎ 5ページの人権に関する法律について、内容をほとんど知りませんでした。簡単な内容でもいいと思いますので一覧にしたような、ハンディな冊子のようなのがあれば(配布)いいなと思います。

(女性/70歳以上/その他)

- ◎ 「いじめ」や「差別」は、根本的になくなるのは難しいと思う。自分や自分がいる集団が「普通」だと思い、それを守ろうとすれば、「普通ではない」と感じたときに、排除したり、時には攻撃してしまい、それが人権問題にもつながると考えます。動物として、ヒトは、自分を守ろうとするけれども、人権を侵害する行為が次には、自分に向かうこともあることや、いかに愚かで格好悪いことをしているのか考える時間をもっと、小学生、中学生で持つべきかと思います。

(男性/40～49歳/医療・保健・福祉関係者)

- ◎ 自分自身の状況に合わせて、自ずと関心の対象が変化してしまうので一概に言えないが、それでもすべての問題について予算が不足していると思う。そして、同様に人材も不足していると思う。しかし、人権が守られていなくては、幸福も感じられないので、もっと、重要視して解決に対して予算が回せる行政になってほしいと思う。そのために税金が上がってもOKである。

(女性/60～69歳/学校の教職員等)

- ◎ 人権についてあまり深く考えたことはないですけど、基本は相手を思いやる心が必要なことだと思

います。しかし、今はインターネットの時代。顔の見えないことをいいことに言いたい放題で他人を傷つけても平気である人達がたくさんいます。当事者とは全く関係がないのにここまでたたくのか、とってしまいます。

人権を身近なものとして考えるならば、まずは家庭での教育が大事なことにように思います。相手を傷つけるのはいけないこと、人を大切に思うこと、思いやりの気持ちが大事なことに、その上で学校での教育、地域社会での取り組みが必要だと思います。いや、家庭でも地域でも全体での取り組みが大切なのかもですね。家庭で誤った育ち方をした子供たちには、周りの大人が教えてあげないといけないですね。基本は心ですよ。そういう自分も知らず知らずのうちに他人を傷つけているかもしれないので、そういうことに気づくことのできるよう心がけていきたいです。

(女性/50～59歳/企業等に勤務する人)



## 資料1 令和2年度「人権に関する意識調査」調査結果

◎ 人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。まず、人権全般についてお聞きします。

問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えに一番近いものを選んでください。（回答は1つ）

	人数	関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない	無効	無回答
長崎市	375	37.1	48.0	11.7	2.4	0.0	0.8
県全体	1423	36.0	45.1	14.9	2.9	0.1	1.1

問2 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。（回答はいくつでも）

	人数	女性	子ども	高齢者	障害のある人	同和問題	外国人	HIV感染者	ハンセン病回復者	犯罪被害者	刑を終えて出所した人	労働者
長崎市	375	52.3	56.5	50.7	62.1	20.0	20.8	12.5	11.2	30.1	21.3	33.1
県全体	1423	48.3	52.3	46.7	59.2	17.8	19.7	11.2	10.0	24.8	16.1	30.7

	人数	プライバシー保護	インターネット	性的少数者	新型コロナウイルス	原爆被爆者	カネミ油被害者	災害	北朝鮮拉致	その他	特になし	無効
長崎市	375	37.9	56.3	21.3	54.4	21.9	7.7	20.5	34.7	3.2	1.3	0.0
県全体	1423	37.1	53.2	19.9	52.8	16.8	7.1	19.5	33.1	2.0	2.8	0.0

	人数	無回答
長崎市	375	0.3
県全体	1423	0.5

問3 新聞やテレビなどで「人権問題が起きている」、「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようになってきたと思いますか。（回答は1つ）

	人数	少なくなってきた	あまり変わらない	多くなってきた	わからない	無効	無回答
長崎市	375	5.3	35.7	47.7	10.1	0.0	1.1
県全体	1423	6.1	35.0	45.3	12.5	0.1	1.0

問4-1 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（回答は1つ）

	人数	ある	ない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	22.7	61.6	15.5	0.0	0.3
県全体	1423	23.7	56.4	19.6	0.0	0.4

【問4-1で「1. ある」を選んだ人のみ、次の（1）と（2）にお答えください。】

問4-2 （1）それは、どのようなものでしたか。差し支えなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（回答はいくつでも）

	人数	あらゆる噂、他人からの悪口、かげ口	名誉・信用のき損、侮辱	公的機関や企業・団体による不当な扱い	職場での嫌がらせや不当な待遇	地域での暴力、強迫、仲間はずれ	家庭での暴力や虐待	学校でのいじめ、暴力	差別待遇	プライバシーの侵害	セクシュアル・ハラスメント	性的暴力やストーーカー行為
長崎市	85	56.5	18.8	8.2	47.1	3.5	2.4	28.2	8.2	16.5	8.2	2.4
県全体	337	57.9	24.9	10.4	40.9	5.9	7.4	24.3	12.5	21.1	7.4	3.3

	人数	その他	答えたくない	無効	無回答
長崎市	85	7.1	2.4	0.0	0.0
県全体	337	4.5	2.1	0.0	0.3

（2）そのとき、あなたはどのようにされましたか。（回答はいくつでも）

	人数	家族や親戚に相談した	学校に相談した	友人、同僚や上司に相談した	自治会や民生委員に相談した	法務局や人権擁護委員に相談した	県や市町の相談窓口や担当者にご相談した	弁護士・法テラスに相談した	警察に相談した	人権に関わる民間団体に相談した	新聞などマスコミに相談した	自分で処理した
長崎市	85	32.9	10.6	40.0	0.0	0.0	7.1	5.9	1.2	0.0	0.0	20.0
県全体	337	34.1	9.5	35.0	0.6	1.2	6.2	4.7	3.9	0.6	0.3	24.9

	人数	だまって我慢した	その他	覚えていない	無効	無回答
長崎市	85	49.4	4.7	0.0	0.0	
県全体	337	52.8	5.0	0.3	0.0	0.6

問4-3 【問4-1で「2. ない」または「3. わからない」を選んだ人のみ、お答えください。】  
 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（回答はいくつでも）

	人数	家族や親戚に相談する	友人、同僚や上司に相談する	自治会や民生委員に相談する	法務局や人権擁護委員に相談する	県や市町の相談窓口や担当者にご相談する	弁護士・法アラスに相談する	警察に相談する	人権に関わる民間団体に相談する	新聞などマスコミに相談する	自分で処理する	だまって我慢する
長崎市	289	72.7	40.8	8.0	18.7	39.1	30.4	26.0	7.6	2.4	10.4	9.7
県全体	924	72.0	43.6	8.9	16.8	32.9	26.1	27.0	8.8	2.4	13.2	8.8

	人数	その他	わからない	無効	無回答
長崎市	289	1.7	2.1	0.0	1.0
県全体	924	0.8	2.5	0.0	1.9

【ここは全員がお答えください。】

問5-1 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。（回答は1つ）

	人数	ないと思う	あるかもしれない	あると思う	わからない	無効	無回答
長崎市	375	58.9	23.2	3.2	13.9	0.0	0.8
県全体	1423	57.0	21.7	5.1	15.1	0.2	0.9

問5-2 【問5-1で「2. あるかも知れない」または「3. あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。】それは、どのようなものだったと思いますか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（回答はいくつでも）

	人数	あからめ噂、悪口、かざり口	名誉・信用のき損、侮辱	公的機関や企業・団体から外部への不当な扱い	職場での嫌がらせや不当な待遇	地域での暴力、強迫、仲間はずし	家庭での暴力や虐待	学校でのいじめ、暴力	差別待遇	プライバシーの侵害	セクシュアル・ハラスメント	性的暴力やストーカー行為
長崎市	89	66.7	8.1	0.0	4.0	0.0	7.1	13.1	3.0	13.1	1.0	0.0
県全体	319	70.6	8.9	0.8	5.2	2.1	6.3	13.4	7.1	11.8	1.6	0.5

	人数	その他	答えたくない	無効	無回答
長崎市	89	8.1	5.1	0.0	0.0
県全体	319	7.3	2.4	0.0	1.0

【ここからは全員がお答えください。】

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者、障害のある人等の人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(18)のそれぞれについてお答えください。（回答は1つずつ）

(1) 「男女雇用機会均等法」

	人数	どんな内容を知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	55.5	36.8	6.7	0.0	1.1
県全体	1423	53.3	37.4	8.1	0.0	1.2

(2) 「男女共同参画社会基本法」

	人数	どんな内容を知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	20.3	49.3	29.1	0.0	1.3
県全体	1423	21.6	43.9	32.5	0.4	1.6

(3) 「DV防止法」

	人数	どんな内容を知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	48.8	45.1	4.8	0.0	1.3
県全体	1423	46.7	43.6	7.8	0.2	1.6

(4) 「ストーカー規制法」

	人数	どんな内容を知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	52.5	42.7	4.0	0.0	0.8
県全体	1423	49.6	43.7	5.3	0.1	1.2

## (5) 「児童虐待防止法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	54.1	41.3	3.5	0.0	1.1
県全体	1423	52.8	41.4	4.1	0.4	1.3

## (6) 「いじめ防止対策推進法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	27.2	56.0	15.5	0.0	1.3
県全体	1423	27.8	52.8	17.4	0.2	1.8

## (7) 「子どもの貧困対策推進法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	13.9	53.3	30.9	0.0	1.9
県全体	1423	14.0	49.1	34.5	0.2	2.2

## (8) 「高齢者虐待防止法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	20.5	48.3	29.6	0.0	1.6
県全体	1423	22.2	46.4	29.2	0.1	2.2

## (9) 「障害者基本法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	14.7	50.1	33.1	0.0	2.1
県全体	1423	17.1	49.3	30.8	0.5	2.2

## (10) 「障害者差別解消法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	9.3	40.3	47.5	0.0	2.9
県全体	1423	11.5	38.7	46.8	0.2	2.7

## (11) 「障害者虐待防止法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	12.3	42.1	42.9	0.0	2.7
県全体	1423	13.1	43.7	40.1	0.4	2.8

## (12) 「ハンセン病問題基本法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	8.3	50.1	39.5	0.0	2.1
県全体	1423	7.5	50.1	39.5	0.3	2.6

## (13) 「犯罪被害者等基本法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	8.0	53.1	36.0	0.0	2.9
県全体	1423	8.7	51.0	37.3	0.1	2.8

(14) 「性同一性障害特例法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	11.7	54.4	30.9	0.0	2.9
県全体	1423	11.5	53.7	31.9	0.3	2.7

(15) 「個人情報保護法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	53.3	39.7	5.3	0.0	1.6
県全体	1423	51.4	39.5	6.7	0.4	2.0

(16) 「人権教育・啓発推進法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	9.3	44.3	44.5	0.0	1.9
県全体	1423	10.0	42.5	44.6	0.2	2.6

(17) 「ヘイトスピーチ解消法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	8.0	41.6	48.8	0.0	1.6
県全体	1423	7.0	34.9	55.7	0.1	2.2

(18) 「部落差別解消推進法」

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	10.9	42.1	45.3	0.0	1.6
県全体	1423	9.4	40.9	47.2	0.1	2.3

◎ 長崎県では、女性や子ども、高齢者、障害のある人の人権、同和問題（部落差別）など重要課題に積極的に取り組んでいます。そこで、それぞれの課題に関することがらについてお聞きします。

問7 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	固定的な役割分担意識の押し付け	配偶者や交際相手からの暴力	職場における差別待遇	職場における特定の服装の強要	性的な嫌がらせ	性的暴力やストーカー行為	政策決定に十分に参画できていない	アダルトビデオ等への出演強要	女性だけに用いられる言葉の使用	その他	特になし
長崎市	375	38.4	46.9	49.3	8.0	39.5	35.5	16.3	7.5	2.9	0.5	3.2
県全体	1423	38.2	44.4	46.2	7.1	37.6	37.4	13.8	9.2	2.8	1.0	4.8

	人数	わからない	無効	無回答
長崎市	375	1.6	0.0	4.0
県全体	1423	3.3	2.2	0.7

問8 子どもに関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	学力による評価が優先	子どもに対する暴力や虐待	子ども同士のいじめ	いじめを見て見ぬふり	大人の一方的な考えの押し付け	暴力や性描写など有害な情報が氾濫	インターネット等での書き込み	貧困による格差	児童買春、児童ポルノ	その他	特になし
長崎市	375	28.3	65.3	35.2	28.5	19.5	9.9	33.9	30.1	10.9	0.3	0.8
県全体	1423	26.8	65.6	34.4	28.5	17.6	11.1	33.5	27.3	12.6	0.5	1.8

	人数	わからない	無効	無回答
長崎市	375	1.3	0.0	5.9
県全体	1423	2.0	4.1	0.7

**問9 高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）**

	人数	雇用・就業機会が少ない	じゃま者扱い等	身体的、精神的、性的、経済的な虐待	保健、医療等のサービスが不十分	家庭内での看護や介護が不十分	病院等での介護や対応が不十分	道路の段差等外出先で不便が多い	悪徳商法等の被害が多い	経済的な自立が困難	認知症の理解や支援が不十分	その他
長崎市	375	20.0	26.9	25.6	20.8	18.1	16.5	12.5	41.1	25.6	29.3	0.8
県全体	1423	19.8	26.1	23.8	21.6	17.6	13.9	12.9	40.6	23.0	31.4	0.7

	人数	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	1.6	1.6	0.0	3.7
県全体	1423	3.1	3.1	2.3	1.8

**問10 障害のある人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）**

	人数	地域社会における理解不足	働ける場所や機会が少ない	就職や仕事の内容等で不当な扱い	給与など所得保障が不十分	学校の受け入れ体制が不十分	物理的なバリアフリー化の遅れ	文化・情報のバリアフリー化の遅れ	スポーツ活動等への参加が気楽にできない	地域社会の行事などから排除	一般社会や施設内でのいじめや虐待	地域での福祉サービスが不十分
長崎市	375	51.7	40.3	27.7	13.1	12.3	17.3	14.9	4.3	5.6	27.7	8.3
県全体	1423	47.8	39.7	25.5	13.6	13.8	16.9	11.9	5.3	4.9	24.0	10.0

	人数	交際等を周囲から反対される	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	9.6	0.0	2.1	4.8	0.0	3.7
県全体	1423	7.2	0.8	3.4	6.5	1.5	2.0

**問11 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）**

	人数	地域社会での理解が不十分	就職や仕事の内容等で不当な扱い	差別的な言動が行われる	行政への参画機会が少ない	日常生活に必要な情報が得にくい	交際等を周囲から反対される	住宅を容易に借りられない	店舗やホテルなどで入店・宿泊を拒否	その他	特にない	わからない
長崎市	375	32.5	38.1	35.2	8.0	45.6	5.1	8.0	5.6	1.3	6.7	14.7
県全体	1423	31.9	34.4	29.8	7.4	44.2	5.6	9.6	5.2	1.2	8.5	17.3

	人数	無効	無回答
長崎市	375	0.0	2.4
県全体	1423	0.6	2.5

**問12 HIV感染者、エイズ患者に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）**

	人数	地域社会での理解が不十分	交際等を周囲から反対される	就職等で不当な扱いを受ける	治療や入院が断られる	差別的な言動が行われる	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	53.1	15.2	28.0	16.8	38.7	0.0	6.1	21.3	0.0	2.4
県全体	1423	52.5	16.2	27.0	16.3	38.9	0.3	6.8	22.5	0.6	2.2

**問13 ハンセン病回復者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）**

	人数	地域社会で理解が不十分	自立した生活を営むことが困難	差別的な言動が行われる	アパート等への入居を拒否	ホテル等で宿泊を拒否	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	54.4	33.9	39.2	10.7	5.9	0.0	4.3	28.8	0.0	2.4
県全体	1423	50.1	31.2	37.3	10.2	5.3	0.2	6.0	30.6	0.4	2.2

**問14 犯罪被害者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）**

	人数	医療費等の経済的負担を受ける	過度の取材活動等によるプライバシーの侵害	精神的なショックや身体的不調	周囲の無責任な噂話	職場等の十分な理解が得られない	警察への相談に期待できない	被害者の声が十分に反映されない	捜査等に関わる負担を受ける	行政機関等からの配慮に欠けた言動を受ける	相談・支援機関が不十分	その他
長崎市	375	22.7	57.6	22.1	40.3	9.6	19.2	9.1	12.8	7.5	19.5	0.3
県全体	1423	19.7	55.9	21.2	40.4	9.1	17.9	10.7	14.0	6.4	16.9	0.4

	人数	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	3.2	10.1	0.0	4.0
県全体	1423	4.2	11.5	1.5	2.6

問 15 労働者に関することで、人権上、特に関心があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	不当に解雇等	サービス残業を強いられる	昇進等で能力以外の評価	非正規・正規雇用の待遇の差	定年退職後の雇用環境が不十分	職場におけるハラスメント	心の病等の相談体制が不十分	育児・介護休暇が取りづらい	健康で文化的な生活が送れない	その他	特にない
長崎市	375	46.9	32.3	19.7	34.4	12.5	24.5	20.5	23.7	19.5	0.5	2.7
県全体	1423	44.8	30.3	17.2	33.7	14.8	24.2	16.2	22.0	20.6	0.6	5.3

	人数	わからない	無効	無回答
長崎市	375	3.5	0.0	2.7
県全体	1423	5.0	1.3	2.5

問 16 インターネットに関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	人権を侵害する情報を掲載	子どもにとって有害な情報を掲載	個人情報の不正な取り扱い	SNS等による交流が犯罪を誘発する場	未成年者の実名等を掲載	プライベートな情報を公開	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	78.1	23.2	56.3	40.8	6.4	30.4	1.1	2.1	4.8	0.0	3.5
県全体	1423	75.9	23.3	54.5	43.1	6.6	25.2	1.2	3.1	6.5	1.3	2.5

問 17 性的少数者（性同一性障害、同性愛、両性愛の人など）に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	職場等で嫌がらせを受ける	就職・職場で不当な扱いを受ける	差別的な言動をされる	家庭や地域社会での理解が不十分	学校での教育が不十分	テレビ番組などでおもしろおかしく取り扱われる	相談する体制が不十分	法律や条例の整備が不十分	性的少数者であることの暴露	不必要な性別記載欄	賃貸住宅へ入居が困難
長崎市	375	30.4	17.9	34.1	29.6	10.7	11.2	9.6	18.9	15.2	1.9	2.9
県全体	1423	27.1	15.5	29.8	28.7	9.5	11.9	11.1	17.9	14.5	2.2	2.0

	人数	トイレ等の環境整備が不十分	宿泊施設や店舗等の利用が拒否される	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	8.8	1.1	0.5	4.0	17.9	0.0	3.2
県全体	1423	10.4	1.0	0.4	5.9	20.3	1.2	2.7

問 18 新型コロナウイルス感染症に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

	人数	地域社会での理解が不十分	感染者等が職場等で不当な扱いを受ける	感染者等が個人情報が公開される	県外からの帰省者等が不当な扱いを受ける	その他	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	39.7	78.9	71.5	50.1	0.8	2.7	3.7	0.0	0.8
県全体	1423	39.3	73.9	66.1	46.9	1.1	4.2	4.6	0.6	0.6

◎ 日本の社会には、「同和問題」あるいは「部落差別」などと言われている問題がありますが、このことについてお聞きます。

問 19 あなたが、同和問題（部落差別）について知ったきっかけは、次のどれですか。（回答は1つ）

	人数	家族	親戚	近所の人	職場の人	友達	学校の授業等	テレビ・ラジオ・インターネット・新聞・本等	集会・研修会	県市町の広報紙や冊子	おぼえていない	その他
長崎市	375	8.3	0.5	0.5	5.1	3.5	29.1	15.7	3.2	1.3	13.1	1.3
県全体	1423	9.3	0.4	0.8	3.5	2.9	27.1	14.2	3.1	0.9	14.1	0.8

	人数	同和問題は知らない	無効	無回答
長崎市	375	13.3	0.0	5.1
県全体	1423	15.1	5.2	2.7

【次の問 20 から問 25 までは、上の問 19 で 1 から 11 までを選んだ人のみ、お答えください。】

問 20 同和問題（部落差別）について、初めて知ったのはいつごろですか。（回答は 1 つ）

	人数	小学校に入る前	小学生のころ	中学生のころ	高校生のころ	大学生のころ	学校を卒業してから	はっきりとおぼえていない	無効	無回答
長崎市	306	0.7	28.8	18.0	6.5	5.2	19.0	19.6	0.0	2.3
県全体	1095	1.0	30.0	16.6	7.2	3.2	18.6	21.4	0.2	1.8

問 21-1 あなたは、被差別部落（同和地区）への差別意識はまだあると思いますか。（回答は 1 つ）

	人数	まだあると思う	どちらかと言えば、あると思う	どちらかと言えば、ないと 思う	もうないと 思う	わからない	無効	無回答
長崎市	306	17.3	20.3	25.2	11.8	24.2	0.0	1.3
県全体	1095	18.6	21.7	20.6	13.2	24.8	0.0	0.9

【問 21-1 で、「1. まだあると思う」または「2. どちらかと言えば、あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。】

問 21-2 それは近い将来なくすことができると思いますか。（回答は 1 つ、選んだ理由もご記入ください）

	人数	なくすことができる	なくすことは難しい	わからない	無効	無回答
長崎市	115	18.3	53.0	25.2	0.0	3.5
県全体	442	19.7	49.3	26.7	0.0	4.3

問 22 あなたは、同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（回答は 3 つまで）

	人数	交際等を周囲が反対	就職等で不当な扱い	差別的な言動	差別的な落書き	身元調査	地域の活動等で差別・不当な扱い	被差別部落への居住の敬遠	インターネットを利用して差別的な情報を掲載	その他	特に起きているとは思わない	わからない
長崎市	306	33.0	19.0	25.8	4.6	20.9	13.7	11.8	13.1	0.0	10.8	23.5
県全体	1095	36.5	17.4	24.4	3.2	22.0	14.9	14.9	11.0	0.6	11.1	24.3

	人数	無効	無回答
長崎市	306	0.0	4.6
県全体	1095	0.4	2.9

問 23 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人々が、被差別部落（同和地区）の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。（回答は 1 つ、選んだ理由もご記入ください）

	人数	これまでと同じように親しくつきあう	表面的にはつきあう	つきあいはやめてしまう	近所から出ていってもらうようにしむける	自分が住所を変える	無効	無回答
長崎市	306	85.9	9.2	0.3	0.3	1.0	0.0	3.3
県全体	1095	86.1	9.5	0.8	0.1	0.4	0.1	3.0

問 24 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落（同和地区）の出身であると知った場合、あなたはどうしますか。（回答は 1 つ）

	人数	意思を尊重し、応援をする	意思に任せる	意思が強ければしかたがない	家族等の反対があれば認めない	絶対に認めない	無効	無回答
長崎市	306	34.0	45.4	15.4	2.0	1.0	0.0	2.3
県全体	1095	31.7	47.9	14.7	1.6	1.2	0.3	2.7

問 25 あなたは、同和問題（部落問題）の解決にどのようなことが必要だと思いますか。（回答は 3 つまで）

	人数	人権意識を高める努力	自由な意見交換ができる環境	相談体制を充実	学校での教育の推進	教育・啓発活動の推進	差別禁止の法整備	「えせ同和行為」の排除	その他	特にない	わからない	無効
長崎市	306	58.5	19.9	15.4	40.5	27.1	15.0	16.3	1.6	2.3	9.2	0.0
県全体	1095	55.1	19.5	13.6	37.5	26.8	15.3	17.1	3.2	2.7	11.3	0.1

	人数	無回答
長崎市	306	1.6
県全体	1095	1.7

◎ 人権教育・啓発活動の取組についてお聞きします。

【ここからは全員がお答えください】

問26 長崎県では、平成29年3月に長崎県人権教育・啓発基本計画の第2次改訂を行い、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいますが、あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」について、どの程度ご存じですか。(回答は1つ)

	人数	どんな内容か知っている	内容は知らないが名称は聞いたことがある	知らない	無効	無回答
長崎市	375	2.4	25.3	69.3	0.0	2.9
県全体	1423	2.2	26.2	68.7	0.1	2.7

問27 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(回答はいくつでも)

	人数	学校での人権教育の充実	地域社会での人権教育等の充実	企業等への人権研修等の支援充実	教員等の人権教育・啓発活動への支援充実	専門の相談機関・施設の実施の充実	被害者の救済・支援の充実	インターネットによる誹謗・中傷への対策の充実	犯罪の取締り強化	人権に関する情報収集・提供の充実	国、県、市町、民間団体等の連携	その他
長崎市	375	68.5	34.1	26.4	23.7	30.9	38.9	53.1	20.3	6.4	27.2	1.6
県全体	1423	65.4	34.4	24.1	23.3	26.8	34.0	51.4	20.0	6.8	25.1	2.2

	人数	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	1.1	6.4	0.0	2.1
県全体	1423	2.2	7.5	0.1	2.0

問28 あなたは、人権についての講演会や研修会、イベントなどに、どの程度参加したことがありますか。次の(1)～(3)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1) 官公庁(国、県、市町、公的機関)

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	4.5	9.3	79.2	0.0	6.9
県全体	1423	5.6	11.2	77.8	0.0	5.4

(2) 学校(大学、短大、専門学校を含む)

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	4.5	11.7	75.7	0.0	8.0
県全体	1423	5.8	11.1	75.2	0.0	7.9

(3) 企業・民間団体(NPO・NGOなど)

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	3.5	8.5	79.5	0.0	8.5
県全体	1423	3.2	7.0	81.9	0.1	7.7

問29 あなたは、新聞や雑誌の記事など人権の啓発に関する情報を、どの程度読んだり見聞きしたりしたことがありますか。次の(1)～(7)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1) 県や市町の広報紙・パンフレット等

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	14.9	33.3	44.5	0.0	7.2
県全体	1423	14.7	33.5	43.9	0.1	7.7

(2) 民間団体の冊子・パンフレット等

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	5.6	20.8	64.0	0.0	9.6
県全体	1423	6.8	19.7	62.1	0.1	11.2

(3) 新聞・雑誌・週刊誌

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	20.0	37.1	35.2	0.0	7.7
県全体	1423	20.4	35.6	36.0	0.2	7.8

(4) 書籍

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	9.1	14.1	65.9	0.0	10.9
県全体	1423	7.3	15.7	65.0	0.1	11.9



(5) テレビ・ラジオ

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	24.8	33.9	34.1	0.0	7.2
県全体	1423	25.4	34.2	32.9	0.4	7.2

(6) 映画・ビデオ

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	9.3	15.7	65.1	0.0	9.9
県全体	1423	8.7	18.2	61.5	0.1	11.5

(7) インターネット（ホームページ等）

	人数	3回以上	1～2回	ない	無効	無回答
長崎市	375	11.7	12.5	65.9	0.0	9.9
県全体	1423	10.0	15.0	63.7	0.0	11.3

問30 あなたは、人権教育・啓発を推進するためには、県や市町によるどのような活動が効果的であると思いますか。（回答は3つまで）

	人数	講演会や研修会	人権をテーマとしたイベント	小説・標語などの募集	広報紙	冊子、パンフレット、掲示物	新聞、雑誌の活用	テレビ・ラジオの活用	映画・ビデオの活用	インターネットの活用	交通広告	その他
長崎市	375	18.8	28.3	6.9	26.9	11.2	20.0	44.0	7.5	26.7	15.7	1.9
県全体	1423	23.4	26.8	6.5	25.5	13.8	18.0	39.8	7.7	22.7	12.0	1.5

	人数	特にない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	2.9	9.6	0.0	4.3
県全体	1423	3.8	12.6	1.3	2.7

問31 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますか。（回答は1つ）

	人数	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そうは思わない	わからない	無効	無回答
長崎市	375	8.0	51.5	9.6	3.5	25.6	0.0	1.9
県全体	1423	7.1	44.6	9.2	4.5	32.3	0.1	2.2

問32 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）などの人権問題解決や人権尊重の社会づくりについて、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

	人数	記述あり	記述なし
長崎市	375	20.8	79.2
県全体	1423	16.8	83.2

◎ 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答ください。

問A あなたの性別は（回答は1つ）

	人数	男性	女性	わからない・決めたくない	無効	無回答
長崎市	375	45.1	53.6	0.3	0.0	1.1
県全体	1423	42.3	54.8	0.6	0.1	2.2

問B あなたの現在の年齢は（回答は1つ）

	人数	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無効	無回答
長崎市	375	6.1	11.7	14.9	18.7	24.8	22.9	0.0	0.8
県全体	1423	6.6	11.4	17.1	18.6	23.5	20.5	0.1	2.2

問C あなたのご職業は（回答は1つ）

	人数	農林漁業者	企業の経営者	自営業者	企業等に勤務する人	学校の教職員等	医療・保健・福祉関係者	学校・医療関係以外の公務員	その他の専門職・自由業	主婦・主夫	学生	その他
長崎市	375	1.1	1.6	7.7	20.3	5.1	8.5	2.1	1.9	14.9	1.9	9.3
県全体	1423	3.6	1.3	9.0	19.4	4.4	8.7	4.1	1.5	12.4	1.4	10.5

	人数	無職	無効	無回答
長崎市	375	24.8	0.0	0.8
県全体	1423	20.9	0.5	2.3

## 資料2 平成27年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果

調査対象：住民基本台帳によって無作為抽出した長崎市内に居住する満20歳以上の男女765人

調査期間：平成27年10月1日～11月16日

調査方法：郵送法

回収状況：有効回答数336人（有効回収率は43.9%）

◎ 人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。まず、人権全般についてお聞きします。

**問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えに一番近いものを選んでください。（✓は1つ）**

- |        |             |       |          |
|--------|-------------|-------|----------|
| (37.5) | 1. 関心がある    | (3.9) | 4. 関心がない |
| (43.2) | 2. 少し関心がある  | (0.0) | 無効       |
| (14.9) | 3. あまり関心がない | (0.6) | 無回答      |

**問2 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。（✓はいくつでも）**

- |        |                           |        |                                      |
|--------|---------------------------|--------|--------------------------------------|
| (48.2) | 1. 女性に関する問題               | (42.3) | 13. プライバシー保護に関する問題                   |
| (62.5) | 2. 子どもに関する問題              | (41.1) | 14. インターネットによる人権侵害に関する問題             |
| (58.0) | 3. 高齢者に関する問題              | (9.8)  | 15. ホームレスに関する問題                      |
| (63.1) | 4. 障害のある人に関する問題           | (9.2)  | 16. 性的マイノリティ（性同一性障害、同性愛、両性愛など）に関する問題 |
| (13.4) | 5. 同和問題                   | (36.3) | 17. 北朝鮮当局による人権侵害（拉致）問題               |
| (3.9)  | 6. アイヌの人々に関する問題           | (19.0) | 18. 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題 |
| (10.7) | 7. 外国人に関する問題              | (2.7)  | 19. その他（具体的に：）                       |
| (14.9) | 8. HIV（エイズウイルス）感染者等に関する問題 | (3.0)  | 20. 特になし                             |
| (13.4) | 9. ハンセン病患者・元患者等に関する問題     | (0.0)  | 無効                                   |
| (30.7) | 10. 犯罪被害者等に関する問題          | (0.3)  | 無回答                                  |
| (16.7) | 11. 刑を終えて出所した人に関する問題      |        |                                      |
| (38.4) | 12. 働く人に関する問題             |        |                                      |

**問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようになってきたと思いますか。（✓は1つずつ）**

- |        |             |        |          |
|--------|-------------|--------|----------|
| (6.5)  | 1. 少なくなってきた | (14.6) | 4. わからない |
| (37.8) | 2. あまり変わらない | (0.0)  | 無効       |
| (41.1) | 3. 多くなってきた  | (0.0)  | 無回答      |

**問4-1 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（✓は1つ）**

- |        |          |       |     |
|--------|----------|-------|-----|
| (22.9) | 1. ある    | (0.0) | 無効  |
| (58.3) | 2. ない    | (0.3) | 無回答 |
| (18.5) | 3. わからない |       |     |

**問4-2 【問4-1で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】**

**(1) それは、どのようなものでしたか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（✓はいくつでも）**

- |        |                                         |        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|
| (55.8) | 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口                     | (20.8) | 8. プライバシーの侵害                                        |
| (22.1) | 2. 名誉・信用のき損、侮辱                          | (9.1)  | 9. セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やストーカー（特定の他者に対して執拗につきまとう）行為 |
| (16.9) | 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い                   | (6.5)  | 10. その他（具体的に：）                                      |
| (44.2) | 4. 職場での嫌がらせや不当な待遇                       | (0.0)  | 11. なんとなく                                           |
| (10.4) | 5. 地域での暴力、強迫、仲間はずれ                      | (1.3)  | 12. 答えたくない                                          |
| (5.2)  | 6. 家庭での暴力や虐待                            | (0.0)  | 無効                                                  |
| (11.7) | 7. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い） | (3.9)  | 無回答                                                 |

**(2) そのとき、あなたはこうされましたか。(✓はいくつでも)**

- |        |                             |        |                         |
|--------|-----------------------------|--------|-------------------------|
| (32.5) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した        | (1.3)  | 7. 警察に相談した              |
|        |                             | (0.0)  | 8. 人権にかかわる民間団体に相談した     |
| (45.5) | 2. 友人、同僚や上司に相談した            | (1.3)  | 9. 新聞などマスコミに相談した        |
| (2.6)  | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談した       | (24.7) | 10. 自分で処理(解決)した         |
|        |                             | (51.9) | 11. だまって我慢した(特に何もしなかった) |
| (1.3)  | 4. 法務局や人権擁護委員に相談した          |        | 12. その他(具体的に: )         |
| (3.9)  | 5. 県や市町の相談窓口や担当者に相談した       | (9.1)  | 13. 覚えていない              |
|        |                             | (1.3)  | 無効                      |
| (3.9)  | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談した | (0.0)  | 無回答                     |
|        |                             | (0.0)  |                         |

**問4-3 【問4-1で「2. ない」または「3. わからない」を選んだ人のみ、次の問4-3にお答えください。】もしも、ご自身の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(✓はいくつでも)**

- |        |                             |        |                       |
|--------|-----------------------------|--------|-----------------------|
| (53.5) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談する        | (26.0) | 7. 警察に相談する            |
|        |                             | (9.7)  | 8. 人権にかかわる民間団体に相談する   |
| (39.5) | 2. 友人、同僚や上司に相談する            | (1.6)  | 9. 新聞などマスコミに相談する      |
| (10.1) | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談する       | (20.2) | 10. 自分で処理(解決)する       |
|        |                             | (8.9)  | 11. だまって我慢する(特に何もしない) |
| (14.7) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談する          |        | 12. その他(具体的に: )       |
| (29.5) | 5. 県や市町の相談窓口や担当者に相談する       | (0.4)  | 13. おぼえていない           |
|        |                             | (3.9)  | 無効                    |
| (29.5) | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談する | (0.0)  | 無回答                   |
|        |                             | (3.5)  |                       |

**【ここは全員がお答えください】**

**問5-1 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(✓は1つ)**

- |        |             |        |          |
|--------|-------------|--------|----------|
| (60.7) | 1. ないと思う    | (12.2) | 4. わからない |
| (20.2) | 2. あるかも知れない | (0.0)  | 無効       |
| (6.3)  | 3. あると思う    | (0.6)  | 無回答      |

**問5-2 【問5-1で「2. あるかも知れない」「3. あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。】それは、どのようなものだったと思いますか。差しつかえなければ、次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(✓はいくつでも)**

- |        |                                         |        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|
| (62.9) | 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口                     | (7.9)  | 8. プライバシーの侵害                                        |
| (7.9)  | 2. 名誉・信用のき損、侮辱                          | (4.5)  | 9. セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やストーカー(特定の他者に対して執拗につきまとう)行為 |
| (1.1)  | 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い                   |        | 10. その他(具体的に: )                                     |
| (10.1) | 4. 職場での嫌がらせや不当な待遇                       | (7.9)  | 11. なんとなく                                           |
| (2.2)  | 5. 地域での暴力、強迫、仲間はずし                      | (24.7) | 12. 答えたくない                                          |
| (7.9)  | 6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い) | (2.2)  | 無効                                                  |
|        |                                         | (0.0)  | 無回答                                                 |
| (3.4)  | 7. 家庭での暴力や虐待                            | (0.0)  |                                                     |

【ここからは全員がお答えください】

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者、障害のある人等の人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(16)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

法律の名称	1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない	無効	無回答
(1)「男女雇用機会均等法」	53.6	37.2	6.0	0.0	3.3
(2)「男女共同参画社会基本法」	17.0	50.0	29.2	0.0	3.9
(3)「DV防止法」	50.0	40.5	5.7	0.0	3.9
(4)「ストーカー規制法」	51.8	41.4	3.6	0.0	3.3
(5)「児童虐待防止法」	48.5	43.8	3.6	0.6	3.6
(6)「いじめ防止対策推進法」	25.9	53.9	16.4	0.0	3.9
(7)「子どもの貧困対策推進法」	10.4	52.4	33.6	0.0	3.6
(8)「高齢者虐待防止法」	22.3	47.0	28.0	0.0	2.7
(9)「障害者基本法」	14.6	51.2	29.8	0.0	4.5
(10)「障害者差別解消法」	10.4	38.1	47.9	0.0	3.6
(11)「障害者虐待防止法」	14.3	41.4	40.8	0.0	3.6
(12)「ハンセン病問題基本法」	9.2	52.1	35.1	0.0	3.6
(13)「犯罪被害者等基本法」	8.3	48.5	38.1	0.0	5.1
(14)「性同一性障害特例法」	8.3	50.0	26.9	0.0	4.8
(15)「個人情報保護法」	47.0	44.0	5.4	0.0	3.6
(16)「人権教育・啓発推進法」	9.8	43.2	43.2	0.0	3.9

◎ 長崎県では、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など重要課題に積極的に取り組んでいます。そこで、それぞれの課題に関することがらについてお聞きします。

問7 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- |        |                                                         |        |                                     |
|--------|---------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------|
| (31.5) | 1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押しつけること                 | (39.0) | 5. 職場において、女性に対して性的ないやがらせ（セクハラ）をすること |
| (51.2) | 2. 家庭において、夫が妻に暴力（なぐる、ける、物を投げつけるなど）をふるうこと                | (16.1) | 6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できていないこと     |
| (44.3) | 3. 家庭において、夫が妻に人格を否定するような言葉や交友関係を細かく監視するなど精神的ないやがらせを行うこと | (9.2)  | 7. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること             |
| (34.8) | 4. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること                 | (4.8)  | 8. 内容と無関係に、女性の水着姿や体の一部を広告などに使用すること  |
|        |                                                         | (2.1)  | 9. その他（具体的に： )                      |
|        |                                                         | (4.2)  | 10. 特にない                            |
|        |                                                         | (3.9)  | 11. わからない                           |
|        |                                                         | (3.0)  | 無効                                  |
|        |                                                         | (3.3)  | 無回答                                 |

問8 子どもに関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- |        |                                                  |        |                                        |
|--------|--------------------------------------------------|--------|----------------------------------------|
| (33.6) | 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること                        | (28.6) | 8. インターネット・携帯電話の書き込みなどで特定の子どもの攻撃すること   |
| (56.0) | 2. 親をはじめ大人が、子どもに暴力や虐待（身体的・性的・心理的虐待、育児放棄）を行うこと    | (30.1) | 9. 貧困により、子どもの教育や健康状態（身体的・精神的）に格差が生じること |
| (39.0) | 3. いじめをしたり、させたりすること                              | (0.3)  | 10. その他（具体的に： )                        |
| (31.8) | 4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること              | (1.5)  | 11. 特にない                               |
| (5.4)  | 5. 子どもの意見が尊重されないこと                               | (2.4)  | 12. わからない                              |
| (15.5) | 6. 学校や就職先の選択などで、大人が一方的に考えを押し付けたり、本人の意思を無視したりすること | (3.6)  | 無効                                     |
| (17.3) | 7. 暴力や性描写など、子どもに有害な情報が氾濫していること                   | (1.2)  | 無回答                                    |

**問9 高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)**

- |        |                                  |        |                             |
|--------|----------------------------------|--------|-----------------------------|
| (32.1) | 1. 高齢者の意欲・能力に応じた雇用・就業機会が少ないこと    | (13.4) | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| (29.5) | 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと | (45.5) | 8. 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと      |
| (41.4) | 3. 高齢者が身体的、心理的、性的、経済的な虐待を受けること   | (0.9)  | 9. その他(具体的に: )              |
| (27.4) | 4. 高齢者に対する保健、医療、福祉等のサービスが十分でないこと | (4.8)  | 10. 特にない                    |
| (17.9) | 5. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと     | (1.8)  | 11. わからない                   |
| (22.6) | 6. 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと    | (1.5)  | 無効                          |
|        |                                  | (2.7)  | 無回答                         |

**問10 障害のある人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)**

- |        |                                        |        |                              |
|--------|----------------------------------------|--------|------------------------------|
| (54.2) | 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | (2.1)  | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| (43.8) | 2. 働ける場所や機会が少ないこと                      | (5.1)  | 9. 地域社会の行事などから排除されること        |
| (25.3) | 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること             | (27.7) | 10. 一般社会や施設内において、いじめや虐待があること |
| (11.3) | 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと                 | (13.1) | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと    |
| (13.1) | 5. 学校の受け入れ体制が十分でないこと                   | (1.5)  | 12. その他(具体的に: )              |
| (11.6) | 6. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便なこと             | (3.0)  | 13. 特にない                     |
| (13.4) | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと              | (5.4)  | 14. わからない                    |
|        |                                        | (2.1)  | 無効                           |
|        |                                        | (3.3)  | 無回答                          |

**問11 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)**

- |        |                                                |        |                          |
|--------|------------------------------------------------|--------|--------------------------|
| (26.2) | 1. 交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと            | (11.3) | 6. 住宅を容易に借りることができないこと    |
| (28.0) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること                     | (5.4)  | 7. 店舗やホテルなどで入店・宿泊を断られること |
| (11.0) | 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと                          | (0.9)  | 8. その他(具体的に: )           |
| (41.4) | 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | (11.3) | 9. 特にない                  |
| (6.3)  | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること                           | (23.8) | 10. わからない                |
|        |                                                | (1.2)  | 無効                       |
|        |                                                | (3.9)  | 無回答                      |

**問12 HIV(エイズウイルス)感染者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。(✓は3つまで)**

- |        |                           |        |                   |
|--------|---------------------------|--------|-------------------|
| (55.4) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | (6.5)  | 5. 無断でエイズ検査をされること |
| (13.1) | 2. 結婚問題で周囲から反対を受けること      | (36.9) | 6. 差別的な言動が行われること  |
| (27.1) | 3. 就職・職場で不利な扱いを受けること      | (0.6)  | 7. その他(具体的に: )    |
| (17.9) | 4. 治療や入院を断られること           | (6.8)  | 8. 特にない           |
|        |                           | (18.5) | 9. わからない          |
|        |                           | (1.2)  | 無効                |
|        |                           | (3.9)  | 無回答               |

**問13 ハンセン病患者・元患者等に関することで、人権上、特に問題があると思われるものはどれですか。(✓は3つまで)**

- |        |                                |        |                    |
|--------|--------------------------------|--------|--------------------|
| (57.4) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと      | (8.9)  | 5. ホテル等で宿泊を拒否されること |
| (33.0) | 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | (0.0)  | 6. その他(具体的に: )     |
| (41.7) | 3. 差別的な言動が行われること               | (5.7)  | 7. 特にない            |
| (13.4) | 4. アパート等への入居を断られること            | (23.5) | 8. わからない           |
|        |                                | (0.3)  | 無効                 |
|        |                                | (3.0)  | 無回答                |

**問 14 犯罪被害者等に関するところで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（✓は3つまで）**

- |        |                                           |        |                                      |
|--------|-------------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (21.1) | 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること          | (10.7) | 7. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと |
| (54.5) | 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | (14.0) | 8. 捜査や裁判にかかわって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること  |
| (22.9) | 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること                 | (6.8)  | 9. 相談等に訪れた行政機関等から配慮に欠けた言動を受けること      |
| (34.8) | 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任な噂話をされること            | (17.0) | 10. 被害者に対する相談・支援機関が十分でないこと           |
| (13.7) | 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと  | (0.3)  | 11. その他（具体的に： )                      |
| (22.9) | 6. 警察に相談しても期待通りの結果が得られないこと                | (3.6)  | 12. 特にない                             |
|        |                                           | (11.3) | 13. わからない                            |
|        |                                           | (1.2)  | 無効                                   |
|        |                                           | (3.0)  | 無回答                                  |

**問 15 インターネットを利用するうえで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（✓は3つまで）**

- |        |                                               |        |                                     |
|--------|-----------------------------------------------|--------|-------------------------------------|
| (66.1) | 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること     | (6.5)  | 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること    |
| (26.2) | 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること         | (21.7) | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること     |
| (55.4) | 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報、顧客データを盗用・横流し・流出（紛失）すること | (8.6)  | 7. ネットポルノ（インターネット上のわいせつ画像）が存在していること |
| (31.5) | 4. 出会い系サイト（インターネット異性紹介事業）など犯罪を誘発する場があること      | (0.3)  | 8. その他（具体的に： )                      |
|        |                                               | (3.9)  | 9. 特にない                             |
|        |                                               | (9.5)  | 10. わからない                           |
|        |                                               | (1.8)  | 無効                                  |
|        |                                               | (3.0)  | 無回答                                 |

**問 16 働く人に関するところで、人権上、特に関心があると思われるのはどれですか。（✓は3つまで）**

- |        |                                       |        |                                        |
|--------|---------------------------------------|--------|----------------------------------------|
| (44.3) | 1. 不当に解雇されることや本人の意に反して自主的な退職に追い込まれること | (11.9) | 7. 心の病等の健康に関して相談する体制が十分に整備されていないこと     |
| (30.1) | 2. サービス残業を強いられること                     | (26.8) | 8. 育児や介護との両立に必要な休暇が取りづらいこと             |
| (16.4) | 3. 採用や昇進時において、本人の適性や能力以外の面で評価されること    | (20.5) | 9. 長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れないこと |
| (30.1) | 4. 非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっていること       | (0.9)  | 10. その他（具体的に： )                        |
| (20.2) | 5. 定年退職後も働き続けられる雇用環境が十分に整備されていないこと    | (5.7)  | 11. 特にない                               |
| (19.6) | 6. 職場におけるハラスメント（パワーハラやセクハラ）があること      | (3.6)  | 12. わからない                              |
|        |                                       | (1.5)  | 無効                                     |
|        |                                       | (3.0)  | 無回答                                    |

**問 17 性的マイノリティ（性同一性障害、同性愛、両性愛など）に関するところで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。（✓は3つまで）**

- |        |                                 |        |                                         |
|--------|---------------------------------|--------|-----------------------------------------|
| (25.3) | 1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること        | (17.9) | 7. 相談する体制が十分に整備されていないこと                 |
| (15.5) | 2. 就職・職場で不利な扱いを受けること            | (19.0) | 8. 保護する法律や条例（同性婚やパートナー制度）が十分に整備されていないこと |
| (32.7) | 3. 差別的な言動が行われること                | (0.0)  | 9. その他（具体的に： )                          |
| (32.1) | 4. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと       | (6.8)  | 10. 特にない                                |
| (9.5)  | 5. 学校での教育が十分に行われていないこと          | (20.8) | 11. わからない                               |
| (17.6) | 6. テレビなどマスメディアでおもしろおかしく取り扱われること | (0.3)  | 無効                                      |
|        |                                 | (4.5)  | 無回答                                     |

◎ 日本の社会には、「同和問題」あるいは「部落差別」などと言われている問題がありますが、このことについてお聞きします。

**問 18 あなたが、同和問題について知ったきっかけは、次のどれですか。** (✓は1つ)

- |        |                         |        |                              |
|--------|-------------------------|--------|------------------------------|
| (10.1) | 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた | (4.8)  | 8. 同和問題の集会や研修会で知った           |
| (1.2)  | 2. 親戚の人から聞いた            | (2.4)  | 9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った        |
| (1.5)  | 3. 近所の人から聞いた            | (9.8)  | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない |
| (4.8)  | 4. 職場の人から聞いた            | (1.2)  | 11. その他(具体的に: )              |
| (2.4)  | 5. 学校の友達から聞いた           | (17.0) | 12. 同和問題は知らない                |
| (20.8) | 6. 学校の授業で教わった           | (3.6)  | 無効                           |
| (17.0) | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った   | (3.6)  | 無回答                          |

**【 次の問 19 から問 24 までは、上の問 18 で 1 から 11 までを選んだ人のみ、お答えください。 】**

**問 19 同和問題について、初めて知ったのはいつごろですか。** (✓は1つ)

- |        |            |        |                 |
|--------|------------|--------|-----------------|
| (0.8)  | 1. 小学校に入る前 | (21.6) | 6. 社会人になってから    |
| (29.8) | 2. 小学生のころ  | (16.9) | 7. はっきりとおぼえていない |
| (14.5) | 3. 中学生のころ  | (0.8)  | 8. その他          |
| (6.7)  | 4. 高校生のころ  | (0.0)  | 無効              |
| (5.1)  | 5. 大学生のころ  | (3.9)  | 無回答             |

**問 20-1 あなたは、被差別部落(同和地区)への差別意識はまだあると思いますか。** (✓は1つ)

- |        |                   |        |          |
|--------|-------------------|--------|----------|
| (20.0) | 1. まだあると思う        | (19.2) | 5. わからない |
| (23.1) | 2. どちらかと言えば、あると思う | (0.0)  | 無効       |
| (21.2) | 3. どちらかと言えば、ないと思う | (3.1)  | 無回答      |
| (13.3) | 4. もうないと思う        |        |          |

**問 20-2 【 上の問 20-1 で、「1. まだあると思う」または「2. どちらかと言えば、あると思う」を選んだ人のみ、お答えください。 】**

**それは近い将来なくすことができると思いますか。** (✓は1つ)

- |        |              |       |     |
|--------|--------------|-------|-----|
| (22.7) | 1. なくすことができる | (0.0) | 無効  |
| (49.1) | 2. なくすことは難しい | (3.6) | 無回答 |
| (24.5) | 3. わからない     |       |     |

**問 21 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。** (✓は3つまで)

- |        |                        |        |                              |
|--------|------------------------|--------|------------------------------|
| (36.5) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること      | (11.0) | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| (20.4) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること    | (1.2)  | 9. その他(具体的に: )               |
| (23.1) | 3. 差別的な言動をすること         | (11.0) | 10. 特に起きているとは思わない            |
| (2.7)  | 4. 差別的な落書きをすること        | (21.2) | 11. わからない                    |
| (22.0) | 5. 身元調査をすること           | (0.0)  | 無効                           |
| (16.5) | 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | (4.3)  | 無回答                          |
| (16.5) | 7. 被差別部落(同和地区)への居住の敬遠  |        |                              |

**問 22 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人(被差別部落(同和地区)の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。** (✓は1つ、選んだ理由もご記入ください)

- |        |                             |       |                               |
|--------|-----------------------------|-------|-------------------------------|
| (87.1) | 1. これまでと同じように親しくつきあう        | (0.0) | 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける |
| (6.3)  | 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避ける | (0.0) | 5. 自分が住居を変える                  |
| (1.2)  | 3. つきあいはやめてしまう              | (0.4) | 無効                            |
|        |                             | (5.1) | 無回答                           |

**問 23 仮に、あなたにお子さん(同和地区)の出身であることが知った場合、あなたはどうしますか。** (✓は1つ、選んだ理由もご記入ください)

- |        |                                |       |                           |
|--------|--------------------------------|-------|---------------------------|
| (23.9) | 1. 子どもの意思を尊重し、親として応援をする        | (2.4) | 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない |
| (50.6) | 2. 子どもの意思に任せる                  | (1.2) | 5. 結婚を絶対に認めない             |
| (15.3) | 3. 親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない | (0.4) | 無効                        |
|        |                                | (6.3) | 無回答                       |

問 24 あなたは、同和問題の解決にどのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- |        |                                 |        |                            |
|--------|---------------------------------|--------|----------------------------|
| (52.2) | 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする | (20.0) | 6. 同和問題を口実とした「えせ同和行為」を排除する |
| (18.8) | 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる   | (5.5)  | 7. その他(具体的に: )             |
| (16.5) | 3. 同和問題にかかわる相談体制を充実する           | (3.1)  | 8. 特にない                    |
| (33.7) | 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する   | (11.0) | 9. わからない                   |
| (20.4) | 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う          | (0.0)  | 無効                         |
|        |                                 | (4.3)  | 無回答                        |

◎ 人権教育・啓発活動の取組についてお聞きします。

【ここからは全員がお答えください】

問 25 長崎県では、平成24年2月に長崎県人権教育・啓発基本計画の改訂版を策定し、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいます。あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」を知っていますか。(✓は1つ)

- |        |          |       |     |
|--------|----------|-------|-----|
| (13.7) | 1. 知っている | (0.0) | 無効  |
| (85.1) | 2. 知らない  | (1.2) | 無回答 |

問 26 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(✓はいくつでも)

- |        |                                  |        |                                      |
|--------|----------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (65.8) | 1. 学校での人権教育を充実する                 | (24.4) | 7. 犯罪の取締りを強化する                       |
| (36.0) | 2. 地域社会での人権教育や啓発活動を充実する          | (11.0) | 8. 図書、ビデオ、啓発資料等の人権に関する情報の収集及び提供を充実する |
| (28.9) | 3. 企業等への人権研修や社内研修体制整備への支援を充実     | (28.3) | 9. 国、県、市町、民間団体等の関係機関が連携を図る           |
| (25.9) | 4. 教員や社会教育関係者が行う教育・啓発活動への支援を充実する | (3.3)  | 10. その他(具体的に: )                      |
| (27.7) | 5. 人権問題に対応する専門の相談機関・施設を充実する      | (3.0)  | 11. 特にない                             |
| (36.9) | 6. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する        | (7.1)  | 12. わからない                            |
|        |                                  | (0.0)  | 無効                                   |
|        |                                  | (2.7)  | 無回答                                  |

問 27 あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。次の(1)～(3)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

講演会・研修会・イベントの主催者区分	1. 何回も参加した	2. 1～2回参加した	3. 参加したことはない	無効	無回答
(1) 官公庁(国、県、市町、公的機関)	5.4	7.1	82.7	0.0	4.8
(2) 学校(大学、短大、専門学校を含む)	2.7	10.7	78.0	0.0	8.6
(3) 企業・民間団体(NPO・NGOなど)	1.8	5.1	84.2	0.0	8.9

問 28 あなたは、新聞や雑誌等の人権に関連した記事を読んだことがありますか。次の(1)～(7)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回も読んだり、見たりした	2. 1～2回読んだり、見たりした	3. 読んだり、見たりしたことはない	無効	無回答
(1) 県や市町村の広報紙・パンフレット等	12.2	34.5	43.8	0.0	9.5
(2) 民間団体の冊子・パンフレット等	6.8	22.6	56.5	0.0	14.0
(3) 新聞・雑誌・週刊誌	19.6	45.8	27.4	0.6	6.5
(4) 書籍	5.4	21.7	58.0	0.0	14.9
(5) テレビ・ラジオ	21.7	40.5	29.5	0.3	8.0
(6) 映画・ビデオ	7.7	20.5	56.5	0.0	15.2
(7) インターネット(ホームページ等)	6.8	15.5	62.8	0.0	14.9



**問29 あなたは、人権教育・啓発を推進するためには、県や市町によるどのような活動が効果的であると思いますか。**（✓は3つまで）

- |        |                          |        |                                     |
|--------|--------------------------|--------|-------------------------------------|
| (18.8) | 1. 講演会や研修会               | (12.2) | 9. インターネット（ホームページ、メールマガジンなど）を活用した啓発 |
| (25.3) | 2. 人権をテーマとしたイベント         | (11.6) | 10. 交通広告（バスや電車等の車内広告など）             |
| (6.5)  | 3. 人権に関する小説、作文、標語などの募集   | (2.4)  | 11. その他（具体的に： )                     |
| (25.0) | 4. 広報紙                   | (4.5)  | 12. 特にない                            |
| (13.1) | 5. 冊子、パンフレット、掲示物（ポスターなど） | (10.1) | 13. わからない                           |
| (25.0) | 6. 新聞、雑誌を活用した啓発          | (2.1)  | 無効                                  |
| (46.4) | 7. テレビ・ラジオを活用した啓発        | (5.7)  | 無回答                                 |
| (6.3)  | 8. 映画・ビデオを活用した啓発         |        |                                     |

**問30 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますか。**（✓は1つまで）

- |        |                     |       |            |
|--------|---------------------|-------|------------|
| (8.9)  | 1. そう思う             | (3.6) | 5. そうは思わない |
| (33.6) | 2. どちらかと言えば、そう思う    | (0.0) | 無効         |
| (45.2) | 3. どちらとも言えない        | (4.5) | 無回答        |
| (4.2)  | 4. どちらかと言えば、そうは思わない |       |            |

**問31 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの人権問題解決や人権尊重の社会づくりについて、国や県、市町に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。**

- |        |    |        |     |
|--------|----|--------|-----|
| (22.6) | 回答 | (77.4) | 無回答 |
|--------|----|--------|-----|

◎ 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答ください。

**問A あなたの性別は**（✓は1つ）

- |        |       |       |     |
|--------|-------|-------|-----|
| (42.3) | 1. 男性 | (0.9) | 無回答 |
| (56.8) | 2. 女性 |       |     |

**問B あなたの年齢は（平成27年10月1日現在の満年齢）**（✓は1つ）

- |        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (7.4)  | 1. 20～29歳 | (24.7) | 5. 60～69歳 |
| (12.5) | 2. 30～39歳 | (21.4) | 6. 70歳以上  |
| (16.1) | 3. 40～49歳 | (0.3)  | 無回答       |
| (17.6) | 4. 50～59歳 |        |           |

**問C あなたのご職業は**（✓は1つ）

- |        |                                                          |        |                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------|
| (0.9)  | 1. 農林漁業者（家族従事者も含む）                                       | (1.8)  | 7. 学校・医療関係以外の公務員                         |
| (2.4)  | 2. 企業の経営者                                                | (1.2)  | 8. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など） |
| (7.1)  | 3. 自営業者（家族従事者も含む）                                        | (16.1) | 9. 主婦（夫）（専ら家事・育児をしている人）                  |
| (19.0) | 4. 民間の企業や団体（農業・漁業協同組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所など）・工場・商店などに勤務する人 | (1.8)  | 10. 学生                                   |
| (3.9)  | 5. 学校の教職員等（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む）                        | (9.2)  | 11. その他（上記以外の人）                          |
| (9.5)  | 6. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・介護福祉士など）                  | (26.2) | 12. 無職                                   |
|        |                                                          | (0.9)  | 無回答                                      |

## 資料3 平成22年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果

調査対象：住民基本台帳によって無作為抽出した長崎市内に居住する満20歳以上の男女756人

調査期間：平成22年11月1日～12月2日

調査方法：郵送法

回収状況：有効回答数356人（有効回収率は47.1%）

◎ 人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。まず、人権全般についてお聞きします。

**問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。（✓は1つ）**

- |        |             |        |          |
|--------|-------------|--------|----------|
| (37.9) | 1. 関心がある    | ( 3.9) | 4. 関心がない |
| (45.8) | 2. 少し関心がある  | ( 0.0) | 無効       |
| (14.9) | 3. あまり関心がない | ( 0.6) | 無回答      |

**問2 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。（✓はいくつでも）**

- |        |                                     |        |                                      |
|--------|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (42.1) | 1. 女性に関する問題                         | (39.9) | 13. プライバシー保護に関する問題                   |
| (54.2) | 2. 子どもに関する問題                        | (37.4) | 14. インターネットを悪用した人権侵害に関する問題           |
| (59.3) | 3. 高齢者に関する問題                        | (14.3) | 15. ホームレスに関する問題                      |
| (60.1) | 4. 障害のある人に関する問題                     | ( 7.9) | 16. 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題        |
| (19.1) | 5. 同和問題                             | (46.3) | 17. 北朝鮮当局による人権侵害（拉致）問題               |
| ( 6.5) | 6. アイヌの人々に関する問題                     | (20.8) | 18. 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題 |
| (10.7) | 7. 外国人に関する問題                        | ( 1.4) | 19. その他（具体的に： )                      |
| (19.9) | 8. HIV（エイズウイルス）感染者等に関する問題           | ( 2.2) | 20. 特になし                             |
| (16.6) | 9. ハンセン病患者・元患者等に関する問題               | ( 0.0) | 無効                                   |
| (33.1) | 10. 犯罪被害者等に関する問題                    | ( 0.3) | 無回答                                  |
| (18.0) | 11. 刑を終えて出所した人に関する問題                |        |                                      |
| (11.2) | 12. 性同一性障害者（身体的な性と心の性が一致しない者）に関する問題 |        |                                      |

**問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようなようになってきたと思いますか。（✓は1つずつ）**

- |        |             |        |          |
|--------|-------------|--------|----------|
| ( 6.5) | 1. 少なくなってきた | (18.8) | 4. わからない |
| (37.4) | 2. あまり変わらない | ( 0.0) | 無効       |
| (36.8) | 3. 多くなってきた  | ( 0.6) | 無回答      |

**問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（✓は1つ）**

- |        |          |        |     |
|--------|----------|--------|-----|
| (23.6) | 1. ある    | ( 0.0) | 無効  |
| (54.5) | 2. ない    | ( 1.4) | 無回答 |
| (20.5) | 3. わからない |        |     |

**問5 【問4で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】**

**(1) それは、どのような場合ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（✓はいくつでも）**

- |        |                                                             |        |                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------|
| (54.8) | 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口                                         | (26.2) | 8. プライバシーの侵害                                              |
| (31.0) | 2. 名誉・信用のき損、侮辱                                              | (16.7) | 9. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ、セクハラ）やストーカー（特定の他者に対して執拗につきまとう）行為 |
| (15.5) | 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い                                       | ( 3.6) | 10. その他（具体的に： )                                           |
| (40.5) | 4. 職場での暴力、強迫、無理強い、パワーハラスメント（職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ）、仲間はずれ | ( 4.8) | 11. なんとなく                                                 |
| ( 4.8) | 5. 地域での暴力、強迫、無理強い、仲間はずれ                                     | ( 2.4) | 12. 答えたくない                                                |
| (10.7) | 6. 家庭での暴力や虐待                                                | ( 0.0) | 無効                                                        |
| (10.7) | 7. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い）                     | ( 0.0) | 無回答                                                       |

**(2) そのとき、あなたはこうされましたか。(✓はいくつでも)**

- |        |                             |        |                         |
|--------|-----------------------------|--------|-------------------------|
| (31.0) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した        | (2.4)  | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談した   |
| (38.1) | 2. 友人、同僚や上司に相談した            | (0.0)  | 9. 新聞などマスコミに相談した        |
| (2.4)  | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談した       | (29.8) | 10. 自分で処理(解決)した         |
| (1.2)  | 4. 法務局や人権擁護委員に相談した          | (52.4) | 11. だまって我慢した(特に何もしなかった) |
| (3.6)  | 5. 県や市町の担当者に相談した            | (4.8)  | 12. その他(具体的に: )         |
| (3.6)  | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談した | (0.0)  | 13. おぼえていない             |
| (3.6)  | 7. 警察に相談した                  | (0.0)  | 無効                      |
|        |                             | (4.8)  | 無回答                     |

**【問4で「2. ない」または「3. わからない」を選んだ人のみ、次の問6にお答えください。】**

**問6 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(✓はいくつでも)**

- |        |                             |        |                       |
|--------|-----------------------------|--------|-----------------------|
| (64.0) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談する        | (10.9) | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談する |
| (45.3) | 2. 友人、同僚や上司に相談する            | (0.7)  | 9. 新聞などマスコミに相談する      |
| (10.1) | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談する       | (16.9) | 10. 自分で処理(解決)する       |
| (19.9) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談する          | (5.2)  | 11. だまって我慢する(特に何もしない) |
| (20.6) | 5. 県や市町の担当者に相談する            | (1.1)  | 12. その他(具体的に: )       |
| (27.0) | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談する | (3.4)  | 13. おぼえていない           |
| (23.2) | 7. 警察に相談する                  | (0.0)  | 無効                    |
|        |                             | (2.2)  | 無回答                   |

**【全員の方に】**

**問7 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(✓は1つ)**

- |        |             |        |          |
|--------|-------------|--------|----------|
| (53.7) | 1. ないと思う    | (16.3) | 4. わからない |
| (24.2) | 2. あるかも知れない | (0.0)  | 無効       |
| (4.8)  | 3. あると思う    | (1.1)  | 無回答      |

**問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)**

法律の名称	1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない	無効	無回答
(1)「男女雇用機会均等法」	56.7	33.4	7.0	0.0	2.8
(2)「男女共同参画社会基本法」	18.0	41.6	36.0	0.0	4.5
(3)「DV防止法」	49.7	36.0	10.4	0.0	3.9
(4)「ストーカー規制法」	52.5	37.9	6.5	0.0	3.1
(5)「児童買春禁止法」	53.7	39.0	3.9	0.3	3.1
(6)「児童虐待防止法」	54.5	37.1	4.5	0.3	3.7
(7)「ハートビル法」	5.9	20.8	68.8	0.3	4.2
(8)「高齢者虐待防止法」	21.1	42.1	33.4	0.0	3.4
(9)「バリアフリー新法」	23.9	35.1	37.4	0.0	3.7
(10)「障害者雇用促進法」	35.4	45.8	15.2	0.0	3.7
(11)「障害者基本法」	11.2	40.2	44.9	0.6	3.1
(12)「犯罪被害者等基本法」	5.9	39.9	50.3	0.3	3.7
(13)「個人情報保護法」	56.7	34.6	5.6	0.0	3.1
(14)「人権教育・啓発推進法」	7.9	37.1	50.8	0.0	4.2

◎ 長崎県では、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの重要課題に積極的に取り組んでいます。そこで、それぞれの課題に関することがらについてお聞きします。

**問9 女性に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                                         |        |                                        |
|--------|---------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------|
| (30.6) | 1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押しつけること                 | (45.5) | 5. 職場において、男性が女性に対して性的ないやがらせ(セクハラ)をすること |
| (55.3) | 2. 家庭において、夫が妻に暴力(なぐる、ける、物を投げつける)をふるうこと                  | (14.9) | 6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと          |
| (40.2) | 3. 家庭において、夫が妻に人格を否定するような言葉や交友関係を細かく監視するなど精神的ないやがらせを行うこと | (9.8)  | 7. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること                |
| (40.4) | 4. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること                 | (4.8)  | 8. 内容と無関係に、女性の水着姿や体の一部を広告などに使用すること     |
|        |                                                         | (0.6)  | 9. その他(具体的に: )                         |
|        |                                                         | (3.1)  | 10. 特にない                               |
|        |                                                         | (2.0)  | 11. わからない                              |
|        |                                                         | (2.5)  | 無効                                     |
|        |                                                         | (2.8)  | 無回答                                    |

**問10 子どもに関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                                       |        |                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------|
| (39.0) | 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること                             | (13.8) | 6. 学校や就職先の選択などで、大人が一方向的に考えを押しつけたり、本人の意見を無視したりすること |
| (62.9) | 2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否)を行うこと  | (18.8) | 7. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること                       |
| (60.4) | 3. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめること | (31.7) | 8. インターネット・携帯電話の書き込みなどで特定の子どもの攻撃すること              |
| (26.1) | 4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること                   | (0.6)  | 9. その他(具体的に: )                                    |
| (5.6)  | 5. 子どもの意見が尊重されないこと                                    | (1.4)  | 10. 特にない                                          |
|        |                                                       | (2.0)  | 11. わからない                                         |
|        |                                                       | (2.8)  | 無効                                                |
|        |                                                       | (1.7)  | 無回答                                               |

**問11 高齢者に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                   |        |                             |
|--------|-----------------------------------|--------|-----------------------------|
| (33.1) | 1. 高齢者の意欲・能力に応じた雇用・就業機会が少ないこと     | (16.3) | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| (36.5) | 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと  | (43.8) | 8. 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと      |
| (42.4) | 3. 高齢者が身体的、心理的、性的、経済的な虐待を受けること    | (1.4)  | 9. その他(具体的に: )              |
| (36.5) | 4. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | (2.2)  | 10. 特にない                    |
| (18.0) | 5. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと      | (1.7)  | 11. わからない                   |
| (16.6) | 6. 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと     | (1.7)  | 無効                          |
|        |                                   | (1.7)  | 無回答                         |

**問12 障害のある人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                        |        |                              |
|--------|----------------------------------------|--------|------------------------------|
| (58.1) | 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | (2.2)  | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| (48.6) | 2. 働ける場所や機会が少ないこと                      | (6.2)  | 9. 地域社会の行事などから排除されること        |
| (25.0) | 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること             | (22.5) | 10. 一般社会や施設内において、いじめや虐待があること |
| (12.4) | 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと                 | (10.7) | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと    |
| (22.8) | 5. 学校の受け入れ体制が十分でないこと                   | (0.0)  | 12. その他(具体的に: )              |
| (13.5) | 6. 交通機関や道路、店舗、公園などの利用が不便なこと            | (2.0)  | 13. 特にない                     |
| (13.5) | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと              | (6.7)  | 14. わからない                    |
|        |                                        | (1.4)  | 無効                           |
|        |                                        | (2.0)  | 無回答                          |

**問 13 日本に居住している外国人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                                |        |                          |
|--------|------------------------------------------------|--------|--------------------------|
| (25.3) | 1. 交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと            | (16.3) | 6. 住宅を容易に借りることができないこと    |
| (34.8) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること                     | (11.8) | 7. 店舗やホテルなどで入店・宿泊を断られること |
| (16.3) | 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと                          | (0.8)  | 8. その他 (具体的に: )          |
| (41.6) | 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | (7.9)  | 9. 特にない                  |
| (10.4) | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること                           | (21.6) | 10. わからない                |
|        |                                                | (0.3)  | 無効                       |
|        |                                                | (2.5)  | 無回答                      |

**問 14 HIV (エイズウイルス) 感染者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                           |        |                    |
|--------|---------------------------|--------|--------------------|
| (57.3) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | (10.1) | 5. 無断でエイズ検査等をされること |
| (16.0) | 2. 結婚問題で周囲から反対を受けること      | (39.3) | 6. 差別的な言動が行われること   |
| (29.2) | 3. 就職・職場で不利な扱いを受けること      | (0.0)  | 7. その他 (具体的に: )    |
| (27.5) | 4. 治療や入院を断られること           | (3.1)  | 8. 特にない            |
|        |                           | (16.3) | 9. わからない           |
|        |                           | (0.6)  | 無効                 |
|        |                           | (2.2)  | 無回答                |

**問 15 ハンセン病患者・元患者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                |        |                    |
|--------|--------------------------------|--------|--------------------|
| (59.8) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと      | (16.3) | 5. ホテル等で宿泊を拒否されること |
| (39.9) | 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | (0.0)  | 6. その他 (具体的に: )    |
| (47.2) | 3. 差別的な言動が行われること               | (2.8)  | 7. 特にない            |
| (14.0) | 4. アパート等の入居を拒否されること            | (19.9) | 8. わからない           |
|        |                                | (0.6)  | 無効                 |
|        |                                | (2.5)  | 無回答                |

**問 16 犯罪被害者等に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                           |        |                                      |
|--------|-------------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (23.0) | 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること          | (10.4) | 7. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと |
| (61.8) | 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | (14.3) | 8. 捜査や裁判にかかわって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること  |
| (21.1) | 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること                 | (12.1) | 9. 相談等に訪れた行政機関等から配慮に欠けた言動を受けること      |
| (30.3) | 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任な噂話をされること            | (21.6) | 10. 被害者に対する相談・支援機関が十分でないこと           |
| (10.7) | 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと  | (0.3)  | 11. その他 (具体的に: )                     |
| (18.5) | 6. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと               | (1.7)  | 12. 特にない                             |
|        |                                           | (11.0) | 13. わからない                            |
|        |                                           | (2.2)  | 無効                                   |
|        |                                           | (2.5)  | 無回答                                  |

**問 17 インターネットを悪用したことで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。** (✓は3つまで)

- |        |                                                 |        |                                       |
|--------|-------------------------------------------------|--------|---------------------------------------|
| (63.8) | 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること       | (12.1) | 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること      |
| (27.0) | 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること           | (24.7) | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること       |
| (54.5) | 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報や顧客データを盗用・横流し・流出 (紛失) すること | (10.1) | 7. ネットポルノ (インターネット上のわいせつ画像) が存在していること |
| (33.7) | 4. 出会い系サイト (インターネット異性紹介事業) など犯罪を誘発する場となっていること   | (0.6)  | 8. その他 (具体的に: )                       |
|        |                                                 | (1.4)  | 9. 特にない                               |
|        |                                                 | (9.8)  | 10. わからない                             |
|        |                                                 | (2.0)  | 無効                                    |
|        |                                                 | (2.5)  | 無回答                                   |

**問 18 医療の現場における患者に関することで、人権上特に関心があると思われるのはどれですか。**（✓は3つまで）

- |        |                                                        |                            |                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| (34.6) | 1. 医師から治療について、その方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利（インフォームド・コンセント） | (33.1)<br>( 5.1)<br>(25.8) | 6. 医療過誤（医療ミス）<br>7. 入院生活環境<br>8. 医師及び医療従事者による心痛める言動（ドクター・ハラスメント） |
| (25.0) | 2. 診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取（セカンドオピニオン）                  | (10.1)                     | 9. 女性専用外来（女性を対象にした窓口を設けて、女性医師が診察に当たること）                          |
| (47.8) | 3. 救急患者の受け入れ拒否                                         | ( 0.8)                     | 10. その他（具体的に： )                                                  |
| (29.8) | 4. 救急外来の安易な利用によって、重症患者が適切な処置を受けられない状態                  | ( 3.4)<br>( 6.2)<br>( 1.4) | 11. 特にない<br>12. わからない<br>無効                                      |
| (15.4) | 5. 医療の現場における患者のプライバシー保護                                | ( 2.0)                     | 無回答                                                              |

◎ 日本の社会には、「同和問題」「部落差別」などと言われている問題がありますが、このことについてお聞きします。

**問 19 あなたが、同和問題について知ったきっかけは、次のどれですか。**（✓は1つ）

- |        |                         |                  |                                             |
|--------|-------------------------|------------------|---------------------------------------------|
| ( 9.3) | 1. 家族（祖父母、父母、兄弟など）から聞いた | ( 2.2)<br>( 2.8) | 8. 同和問題の集会や研修会で知った<br>9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った |
| ( 0.6) | 2. 親戚の人から聞いた            |                  | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない                |
| ( 1.1) | 3. 近所の人から聞いた            | (11.5)           | 11. その他（具体的に： )                             |
| ( 3.7) | 4. 職場の人から聞いた            |                  | 12. 同和問題は知らない                               |
| ( 0.3) | 5. 学校の友達から聞いた           | ( 0.8)           | 無効                                          |
| (29.2) | 6. 学校の授業でおそわった          | (17.7)           | 無回答                                         |
| (18.3) | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った   | ( 0.0)<br>( 2.5) |                                             |

【 次の問 20 から問 25 までは、上の問 19 で 1 から 11 までを選んだ人のみお答えください。 】

**問 20 同和問題について、初めて知ったのはいつごろですか。**（✓は1つ）

- |        |            |        |                 |
|--------|------------|--------|-----------------|
| ( 1.4) | 1. 小学校に入る前 | (25.4) | 6. 社会人になってから    |
| (29.6) | 2. 小学生のころ  | (13.0) | 7. はっきりとおぼえていない |
| (15.8) | 3. 中学生のころ  | ( 0.0) | 8. その他          |
| ( 8.5) | 4. 高校生のころ  | ( 0.0) | 無効              |
| ( 4.2) | 5. 大学生のころ  | ( 2.1) | 無回答             |

**問 21 あなたは、被差別部落への差別意識はまだあると思いますか。**（✓は1つ）

- |        |                   |        |          |
|--------|-------------------|--------|----------|
| (26.8) | 1. まだあると思う        | (16.9) | 5. わからない |
| (26.4) | 2. どちらかと言えば、あると思う | ( 0.0) | 無効       |
| (16.9) | 3. どちらかと言えば、ないと思う | ( 1.8) | 無回答      |
| (11.3) | 4. もうないと思う        |        |          |

**問 21-2 【 上の問 21 で、1 または 2 を選んだ人のみお答えください。 】**

**それは近い将来なくすことができると思いますか。**（✓は1つ）

- |        |              |        |     |
|--------|--------------|--------|-----|
| (30.5) | 1. なくすことができる | ( 0.0) | 無効  |
| (43.7) | 2. なくすことは難しい | ( 2.0) | 無回答 |
| (23.8) | 3. わからない     |        |     |

**問 22 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。**（✓は3つまで）

- |        |                        |                  |                              |
|--------|------------------------|------------------|------------------------------|
| (47.9) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること      | ( 7.0)           | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| (25.4) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること    |                  | 9. その他（具体的に： )               |
| (23.6) | 3. 差別的な言動をすること         | ( 1.1)           | 10. 特に起きているとは思わない            |
| ( 3.2) | 4. 差別的な落書きをすること        | (10.5)           | 11. わからない                    |
| (26.4) | 5. 身元調査をすること           | (15.5)           | 無効                           |
| (20.1) | 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | ( 1.1)<br>( 2.1) | 無回答                          |
| (16.5) | 7. 被差別部落への居住の敬遠        |                  |                              |

問23 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人が、何等かの理由で、被差別部落の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- (90.1) 1. これまでと同じように親しくつきあう (0.0) 4. なんとかして、近所から出ていってもらいようにしむける  
 (6.7) 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく (0.0) 5. 自分の方が住居を変える (0.0) 無効  
 (0.4) 3. つきあいは、やめてしまう (2.8) 無回答

問24 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落の出身であると知った場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- (32.4) 1. 子どもの意志を尊重し、親として応援をする (1.4) 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない  
 (51.4) 2. 子どもの意志にまかせる (3.2) 5. 結婚を絶対に認めない  
 (9.5) 3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない (0.0) 無効 (2.1) 無回答

問25 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。(✓は3つまで)

- (62.7) 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする (14.8) 6. 同和問題を口実としたゆすり、たかりを排除する  
 (24.6) 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる (7.4) 7. その他(具体的に: ) (2.1) 8. 特にな  
 (18.3) 3. 同和問題にかかわる相談体制を充実する (6.7) 9. わからない (0.4) 無効  
 (39.1) 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する (2.1) 無回答  
 (19.7) 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う

◎ 人権教育・啓発活動の取組についてお聞きします。

【全員の方に】

問26 長崎県では、平成18年3月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいます。あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」を知っていますか。(✓は1つ)

- (9.8) 1. 知っている (0.0) 無効  
 (88.2) 2. 知らない (2.0) 無回答

問27 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(✓はいくつでも)

- (63.2) 1. 学校教育活動全体をととした人権教育を推進する (14.0) 8. 企業等の社内研修体制の整備を支援する  
 (56.5) 2. 子どもの発達段階に応じた人権教育を推進する (16.9) 9. 企業や人権関係団体、NPOなどとの連携のもと実効ある取り組みを推進する  
 (34.8) 3. 教職員研修を計画的に実施する  
 (30.6) 4. 各市町と連携し、地域の実態に応じた人権教育・啓発活動を充実する (25.0) 10. 人権尊重の町づくりを推進する (2.0)  
 (10.1) 5. 社会教育関係団体の人権学習を支援する (1.7) 11. その他(具体的に: ) (5.9)  
 (22.5) 6. 家庭教育力の充実と家庭教育相談体制を整備する (0.0) 無効 (1.7) 無回答  
 (21.1) 7. 企業等の経営責任者への啓発や人権啓発推進指導者養成講座などを実施する

問28 あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。次の(1)(2)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事項	1. 何回も参加した	2. 1~2回参加した	3. 参加したことはない	無効	無回答
(1)講演会・研修会	6.5	12.9	78.4	0.0	2.2
(2)人権フェスティバルなどのイベント	1.4	6.5	88.8	0.0	3.4

問 29 あなたは、新聞や雑誌などの人権に関連した記事を読んだことがありますか。次の(1)～(6)のそれぞれに

ついてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回も読んだり、見たりした	2. 1～2回読んだり、見たりした	3. 読んだり、見たりしたことはない	無効	無回答
(1) 県や市町村の広報紙・パンフレット等	11.8	40.7	42.7	0.0	4.8
(2) 民間団体の冊子・パンフレット等	4.8	23.0	62.1	0.0	10.1
(3) 新聞・雑誌・週刊誌	24.4	43.8	26.1	0.3	5.3
(4) 書籍	6.7	21.9	61.8	0.3	9.3
(5) テレビ・ラジオ・映画・ビデオ	21.1	42.7	30.3	0.0	5.9
(6) インターネット(ホームページ等)	5.3	12.9	71.6	0.0	10.1

問 30 あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような社会教育・啓発広報活動が効果的であると思いますか。(✓は3つまで)

- |        |                                  |        |                                     |
|--------|----------------------------------|--------|-------------------------------------|
| (26.1) | 1. 講演会や研修会                       | (56.2) | 7. テレビ・ラジオ・映画・ビデオを活用した啓発            |
| (18.3) | 2. ワークショップ(参加型学習)やフィールドワーク(現地学習) | (15.7) | 8. インターネット(ホームページ、メールマガジンなど)を活用した啓発 |
| (26.7) | 3. 人権をテーマとしたイベント                 | ( 2.0) | 9. その他(具体的に: )                      |
| ( 8.1) | 4. 人権に関する小説、作文、標語などの募集           | ( 2.8) | 10. 特にない                            |
| (36.0) | 5. 県や市町の広報紙                      | ( 8.4) | 11. わからない                           |
| (18.5) | 6. 県や市町の冊子、パンフレット、掲示物(ポスターなど)    | ( 0.8) | 無効                                  |
|        |                                  | ( 1.1) | 無回答                                 |

問 31 県は、一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設として、平成17年4月に「長崎県人権教育啓発センター」を開設しました。現在、「長崎県人権教育啓発センター」では次のような取り組みを行っていますが、その中で力を入れてほしいものはどれですか。(✓はいくつでも)

- |        |                                           |        |                                            |
|--------|-------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|
| (21.1) | 1. 人権・同和問題講演会の開催                          | (42.7) | 8. 相談窓口を開設し、人権問題などの解決を支援                   |
| (32.9) | 2. 人権に関する啓発冊子や広報紙等の刊行                     | (12.1) | 9. 図書・ビデオライブラリーや情報収集・提供機能を活用した学習や研修活動の支援   |
| (21.9) | 3. インターネット(ホームページ等)を活用した情報提供や啓発活動         | ( 8.7) | 10. 交流・研修フロアの活用により、人権をキーワードにした交流と連携活動などの支援 |
| (14.9) | 4. 「ながさき駅前人権講座」や「駅前じんけん映画館」等のイベントの開催      | ( 2.0) | 11. その他(具体的に: )                            |
| (13.5) | 5. 人権に関する図書や啓発ビデオなどの資料の収集・貸し出し            | (13.8) | 12. 特にない                                   |
| ( 7.0) | 6. 啓発パネルや啓発資料、ユニバーサルデザイン商品などの展示           | ( 0.0) | 無効                                         |
| (31.7) | 7. 社会教育関係者や企業・団体職員、行政職員などを対象にした教育・研修活動の支援 | ( 6.5) | 無回答                                        |

問 32 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますか。(✓は1つまで)

- |        |                     |        |            |
|--------|---------------------|--------|------------|
| ( 6.5) | 1. そう思う             | ( 3.4) | 5. そうは思わない |
| (32.9) | 2. どちらかと言えば、そう思う    | ( 0.3) | 無効         |
| (44.7) | 3. どちらとも言えない        | ( 5.6) | 無回答        |
| ( 6.7) | 4. どちらかと言えば、そうは思わない |        |            |

問 33 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの人権問題の解決及び人権尊重などについて、国や県、市町に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

- |        |    |        |     |
|--------|----|--------|-----|
| (24.4) | 回答 | (75.6) | 無回答 |
|--------|----|--------|-----|

◎ 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答ください。

問 A あなたの性別は(✓は1つ)

- |        |       |        |     |
|--------|-------|--------|-----|
| (36.0) | 1. 男性 | ( 0.6) | 無回答 |
| (63.5) | 2. 女性 |        |     |



**問B あなたの年齢は（平成22年11月1日現在の満年齢）（✓は1つ）**

- |        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| ( 9.3) | 1. 20～29歳 | (18.8) | 5. 60～69歳 |
| (23.3) | 2. 30～39歳 | (15.4) | 6. 70～79歳 |
| (16.3) | 3. 40～49歳 | ( 0.0) | 無回答       |
| (16.9) | 4. 50～59歳 |        |           |

**問C あなたのご職業は（✓は1つ）**

- |        |                                                          |        |                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------|
| ( 1.1) | 1. 農林漁業者（家族従事者も含む）                                       | ( 3.4) | 7. 学校・医療関係以外の公務員                         |
| ( 1.1) | 2. 企業の経営者                                                | ( 0.6) | 8. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など） |
| ( 5.9) | 3. 自営業者（家族従事者も含む）                                        | (11.8) | 9. パート・アルバイト・派遣・嘱託                       |
| (19.1) | 4. 民間の企業や団体（農業・漁業協同組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所など）・工場・商店などに勤務する人 | (17.4) | 10. 主婦（夫）（専ら家事・育児をしている人）                 |
| ( 4.2) | 5. 学校の教職員等（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む）                        | ( 3.1) | 11. 学生                                   |
| ( 7.9) | 6. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など）              | ( 3.9) | 12. その他（上記以外の人）                          |
|        |                                                          | (20.5) | 13. 無職                                   |
|        |                                                          | ( 0.0) | 無回答                                      |

令和3年7月発行

---

## 人権に関する市民意識調査

—令和2年度意識調査報告書—

長崎市市民生活部人権男女共同参画室

長崎市魚の町5番1号（市民会館7階）

---